第3次
伊勢市総合計画

後期基本計画















伊勢市

本市は、清流宮川などの豊かな自然に恵まれるとともに、悠久の歴史と文化が息づく魅力あふれるまちです。古くから全国より多くの人が伊勢神宮を訪れ、交流都市として発展してきました。その中で、「お伊勢まいり」に訪れる人々を温かく迎え入れ、20年に一度の神宮式年遷宮に向けた奉献行事が執り行われてきた本市では、まちや人々に「おもてなしの心」や「常若の精神」が脈々と受け継がれ、つながりを大切に歩んできました。

このようなまちの特性も踏まえ、平成30年度に第３次伊勢市総合計画基本構想を策定し、まちの将来像として「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を掲げ、取組を進めてまいりました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、現在では地域や社会におけるつながりが希薄化しており、人や地域のつながりを再び結び直し、再構築することが課題となっています。また、ＡＩ等のデジタル技術の目覚ましい発展が社会に大きな変革をもたらしており、市民の利便性向上などを図るスマートシティ化の推進も、未来に向けた重要な取組です。

他方で、令和８・９年度は２か年にわたりお木曳行事が執り行われるタイミングであり、人々のつながりをさらに強め、市民が一体となって伊勢の魅力を次世代へ力強く継承・発展させる絶好の機会です。

こうした状況を踏まえて策定しました後期基本計画では、「市民とともに築く、安心と希望のまちづくり ～ 未来へつなぐ伊勢の力 ～」を取組方針として掲げています。施策の展開にあたっては、「連携・分担」「効率・効果」「対話・共感」という３つの視点を大切にしながら、行政だけでなく、地域住民、企業、各種団体など、多様な主体がつながり、一丸となって地域課題の解決に取り組んでまいります。

この後期基本計画を指針として、誰もが日々の暮らしに安心と希望を感じられるまちを、市民の皆様とともに着実に築いてまいります。市民の皆様、そして事業者や団体など、関係するすべての皆様の、より一層のご参画と温かいご協力を心よりお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました伊勢市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係者各位に対し、心からの感謝を申し上げます。

令和８年７月

伊勢市長　鈴木健一



目　　次

１　基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　取組方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３　視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４　創生戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　創生戦略１　未来を支える人づくり ・・・・・・・・・・・・・ 10
　　創生戦略２　まちの躍動・輝きづくり ・・・・・・・・・・・・ 12
　　創生戦略３　暮らしの安心・快適づくり ・・・・・・・・・・・ 14
５　分野別計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　分野１　自治・人権・文化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　分野２　教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
　　分野３　環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
　　分野４　医療・健康・福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
　　分野５　防災・防犯・消防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
　　分野６　産業・経済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
　　分野７　都市基盤 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
　　分野８　市役所運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
６　指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
７　各分野に関連する主な下位計画一覧 ・・・・・・・・・・・・・・ 127
８　参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
　　資料１　第３次伊勢市総合計画基本構想 ・・・・・・・・・・・ 138
　　資料２　策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
　　資料３　関係例規 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144

1　基本的事項

１．計画の位置づけ

本市では、伊勢市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画として、基本構想・基本計画・実施計画の３層からなる総合計画を策定することとしています。

現在、平成30年度から令和11年度までを計画期間とする第３次伊勢市総合計画・基本構想の計画期間中であり、「まちの将来像」を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したものとして、中期基本計画に引き続き、後期基本計画を策定するものです。

構成	概要
基本構想	市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したもの 計画期間　平成30年度（2018年度）～令和11年度（2029年度）（12年間）
基本計画	基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したもの 計画期間　４年間
実施計画	基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示したもの

まちの将来像

つながりが誇りと安らぎを育む　魅力創造都市　伊勢

２．本計画に統合・包含する計画

本計画は、人口減少の克服と持続可能な地域社会の形成を目指し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、一体的に策定するものです。あわせて、デジタル技術の活用による課題解決に地域が一体となって取り組む姿を示した「スマートシティ伊勢推進構想」を本計画全体に包含するとともに、持続可能な行財政運営を目指す行財政改革の取組方針を分野別計画に包含しました。これにより、関連する計画の整合性を確保し、施策を総合的かつ効率的に推進します。

３．計画の期間

令和８年度から令和11年度までの４年間

４．計画の構成

（１）取組方針

「まちの将来像」の実現に向け、後期基本計画の計画期間における施策展開の方針として設定しております。

（２）視点

施策展開にあたって踏まえるべき基本的な考えとして設定しています。

（３）創生戦略

人口減少の克服と持続可能な地域づくりの実現を目的として分野を横断して取り組む方針を「創生戦略」として設定しています。

（４）分野別計画

政策分野を８つに分け、それぞれの分野における課題や取組の方向性等について、分野別計画として整理しています。

（５）指標

①モニタリング指標

「施策を取り巻く環境・前提条件」や「外的要因の影響を強く受けるものの施策の進捗」を表す指標で、施策や事業等の検討にあたっての基礎資料とするために設定するものです。

②目標指標

各分野における目標及び進捗状況を明らかにするために設定するものです。なお、各分野に関連する下位計画との整合を図るため、下位計画の改定等にあわせ、更新します。

後期基本計画の構成

【取組方針】　市民とともに築く、安心と希望のまちづくり
～　未来へつなぐ伊勢の力　～

【視点】

- **視点１　連携・分担**
- **視点２　効率・効果**
- **視点３　対話・共感**



2　取組方針

【取組方針】　市民とともに築く、安心と希望のまちづくり
～　未来へつなぐ伊勢の力　～

本方針は、第３次伊勢市総合計画・基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に向け、計画期間における施策展開の方向性を定めるものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により希薄となった人と人の「つながり」を再生・強化するとともに、デジタル技術の活用により希望あふれる未来を切り拓くスマートシティの実現を図ります。あわせて、第63回神宮式年遷宮に向けた諸行事が始まったこの好機を最大限に生かし、市民一人ひとりが日々の暮らしに安心を感じ、未来へ希望を抱けるよう、伊勢が持つ魅力を次世代へ確実に継承・発展させていくことを目指します。

3　視点

視点は、施策を進めるにあたって踏まえるべき基本的な考えを示すものです。
３つの視点は、それぞれが独立したものではなく、相互に深く関連し合うまちづくりの土台となる考えです。

視点１　連携・分担

市役所のみならず、地域住民や企業、学校、団体など、多様な関係者との連携を深めます。それぞれの強みを生かした役割分担を行い、互いに力を合わせ、地域課題の解決と目指すべきまちづくりを進めます。

視点２　効率・効果

限られた経営資源を有効に活用し、施策の効果を最大化することを目指します。そのために、小規模でのチャレンジから、実行、検証、改善を繰り返し、素早く求められる施策や仕組みを構築します。

視点３　対話・共感

関係者との対話を重視し、課題やビジョンを共有するとともに、市民の声に耳を傾け、多くの人々から共感を得ることで、地域全体が一体となって協働のまちづくりを進めます。

4　創生戦略

創生戦略１　　未来を支える人づくり

少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティの衰退や労働力の不足、経済活力の低下といった課題が顕在化しています。そのような状況の中で、地域社会や経済の持続可能性を保ち、次世代へ希望をつなげるためには、未来を支える人材を育成・確保することが必要です。未来を見据えた幅広い人づくりの取り組みを推進することは、地域に暮らすすべての人が安心し、希望を持って生活できるまちづくりの基盤を築くことにつながります。

施策１　子どもを産み・育てやすい環境整備

課題

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、妊娠・出産・子育てに関して相談できる相手や周囲からの支援が減少し、不安や孤独を感じる人が少なくありません。また、生活スタイルの多様化や共働き世帯の増加などにより、さまざまな保育ニーズが高まっています。

取組の方向性

すべての妊産婦に対する伴走型支援や、オンラインも含めた切れ目のない包括的な相談支援を提供します。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供や子どもの居場所の確保、妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境の整備を進めます。

施策２　教育環境の充実

課題

将来予測がますます困難となる時代の中で、未来を生き抜く力を育むために、すべての子どもたちの個性を尊重しながら、学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、安心し意欲を持って打ち込むことができるような学習環境を整えていくことが求められています。

取組の方向性

子どもたちが主体的に学び続けられるよう、安全で安心な教育環境を整え、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現します。そして、情報教育の充実や読書環境の整備により情報活用能力を育むほか、共生社会の実現や環境保全に関する課題を解決するための力、人権を尊重し郷土への愛着を持てる心等を育成します。

施策３　地域・職場を支える人材の育成・確保

課題

人口減少や少子高齢化の進行により、住民自治・地域福祉・防災を担う地域の人材に加えて、福祉をはじめとする各産業分野を支える担い手の不足が課題となっています。そのため、地域や職場を支える人材の育成や確保に取り組むことが必要です。

取組の方向性

デジタル技術の活用を含めた自治会やまちづくり協議会の活動支援、地域福祉活動の担い手養成、地域防災の核となる人材育成のほか、本市に定住・就労する若者や保育・介護・障がい福祉などに関わる人材への支援などを通じて、地域や職場を支える人材の育成や確保を進めます。

施策４　自分らしく生きられる環境整備

課題

誰もが自分らしく生きることができる環境は、個人の幸福とともに、社会全体の成長や調和につながります。社会のさまざまな障壁を解消し、一人ひとりの希望がかない、自由に能力を発揮できる環境を整えることが重要です。

取組の方向性

性別による固定的な役割分担意識の解消、結婚を望む人への出会い支援、スポーツ・運動などによる健康増進や、デジタル技術を活用した子どもから大人までの切れ目ない学びなど、誰もが自分の希望や可能性を発揮できる環境づくりを進めます。

施策５　移住・定住の促進

課題

デジタル技術の活用により働き方が変化し、地方暮らしへの関心が高まる一方で、生活環境や住環境、移住に係る費用や仕事が懸念・不安材料となっています。このため、安心して相談できる体制の充実、移住や生活に関連する制度情報の提供が必要です。

取組の方向性

移住検討者からの相談にきめ細かく応じるとともに、本市に係る情報を積極的に発信し、移住・定住の促進を図ります。また、生活圏が近い近隣市町と連携し、それぞれの市町の強みを互いに生かしながら、広域的な取り組みを行います。

創生戦略２　　まちの躍動・輝きづくり

人口減少や少子高齢化により、本市固有の文化の保存・継承が危ぶまれるとともに、進学や就職を機に若者が市外へ流出することが地域活力の低下につながることが懸念されます。市民の誇りであり、訪れる人を魅了する「伊勢らしさ」を未来へ引き継ぎ、多くの観光客を呼び込むとともに、多様な働く場を確保することが必要です。まちの魅力を高めて、多くの人をひきつけることで地域経済が活性化することは、市民がいきいきと暮らせる賑わいのあるまちづくりを築くことにつながります。

施策１　文化力の向上

課題

長い歴史の中で育まれてきた本市固有の文化は、市民の誇りであるとともに、訪れる人をひきつける求心力となっています。少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などが進む現代においても、まちのアイデンティティを守り、さらに発展、継承を進める必要があります。

取組の方向性

歴史的・文化的資産である指定文化財の保存・活用、伝統的な行事・祭りなどの継承支援、市民が文化芸術に触れる機会の提供、デジタル技術も活用した博物館施設での魅力的な展示などを通じて、伊勢の文化力の向上を図ります。

施策２　観光による賑わいづくり

課題

本市は、神宮が御鎮座する観光都市であり、古くからさまざまな業種が観光と関連し栄えてきました。御遷宮を契機に伊勢への関心を持つ人を増やすとともに、安全・安心かつ快適な受入環境の整備を進めることで実際の来訪につなげ、まちの賑わい創出につなげることが求められます。

取組の方向性

来訪時期の分散化や宿泊を伴う滞在時間の延伸、観光消費額の増大につなげていくために、ターゲットを定めた情報発信やプロモーション等を展開します。また、インバウンドやバリアフリー観光等の多様な主体の受入環境を整備するとともに、デジタル技術を活用した交通利便性の向上や観光危機管理の強化を推進します。これらを通じて、来訪者が安全・安心かつ快適に滞在できる環境を創出し、観光産業の促進につなげていきます。

施策３　商工業・農水産業の振興

課題

地域経済を支える企業の持続的な経営・発展や新しい企業・産業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ることが求められています。また、農水産業では、新たな担い手を確保・育成するとともに、所得の増大と安定を図ることで、持続可能な農水産業を実現することが必要です。

取組の方向性

企業の経営向上への支援、創業しやすい環境づくり、企業の立地支援などを通じて、安定した雇用の創出を図ります。また、農水産業の担い手の育成・確保やデジタル技術の活用による獣害対策を進めるとともに、地元産物の付加価値の向上や認知度向上によるもうかる農水産業を目指します。

施策４　人々が集い、魅力あるまちづくり

課題

まちの魅力を高めることは、市全体の活力を生み出し、多くの人々をひきつける重要な要素です。人々にとって「訪れたい」「過ごしたい」「住み続けたい」と感じるまちを創り上げ、地域の活性化につなげていく必要があります。

取組の方向性

まちの賑わいの創出に向け、市民だけでなく来訪者にとっても魅力のある中心市街地の形成や地域経済の活性化、地域の人々が集い憩える公園の整備、さらには公共交通の充実を目指すとともに新しい交通システムの導入などを進めます。



外宮参道



月ノ宮テラス

創生戦略３　　暮らしの安心・快適づくり

安心して快適に日常生活を送れる環境は、生活の質を向上させるだけでなく、人々の幸福感を高め、地域の魅力を高める重要な要素です。そのためには、自然災害への備え、充実した医療や福祉サービスの充実、生活を支えるインフラの整備などが必要です。一人ひとりが安心して豊かな生活を送れる社会を築くことにつながります。

施策１　自然災害への備え

課題

発生が危惧される南海トラフ巨大地震、近年多発する局地的な豪雨等の自然災害への対応を進め、市民が安心して暮らせる災害に強い社会を実現する必要があります。

取組の方向性

市民の防災意識向上、地域の防災力の向上、木造住宅の耐震化促進、避難所環境の整備や生活復興支援体制の強化を図ります。また、浸水対策として、河川や排水路の整備、ポンプ場などの改築・更新のほか、上下水道施設の耐震化を推進します。

施策２　誰一人取り残さない福祉

課題

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、医療、福祉の専門職だけでなく、地域社会が一体となり支え合う体制づくりが必要です。

取組の方向性

孤独・孤立の防止、ひきこもり支援や身寄りのない人等に対する権利擁護支援など、さまざまな暮らしの困りごとに寄り添う支援体制の強化や、地域包括ケアシステムの深化・介護予防の推進など、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

施策３　暮らしを支える快適で安全な環境・基盤づくり

課題

快適で安心できる暮らしは、人々の幸福感を高めるだけでなく、生活の質を向上させ、地域の魅力を高める重要な要素です。その実現のために、犯罪抑止や交通事故防止、増加する空家への対策、不法投棄や路上喫煙の防止など、安全で快適な生活環境を総合的に整えていくことが求められています。
道路、公園、公共交通、上下水道は、市民生活や都市の発展を支える重要な基盤であり、老朽化が進む施設の適正な維持管理や更新、持続可能な地域公共交通網の整備が必要です。

取組の方向性

地域の防犯環境の整備支援や交通安全対策の推進、流通・活用促進などによる空家の解消、資源循環や生活排水処理の促進による環境の保全、消防・救急体制の充実などに取り組み、誰もが安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。
安全安心な通行空間の確保や新技術の活用によるインフラ施設の効率的な維持管理・更新、地域公共交通の充実など、生活を支える基盤の整備を進めます。



伊勢市健康福祉ステーション



コミュニティバス

創生戦略に係る主な関連施策（分野別計画）一覧表

分野		施策		創生戦略１					創生戦略２				創生戦略３		
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3
				子どもを産み・育てやすい環境整備	教育環境の充実	地域・職場を支える人材の育成・確保	自分らしく生きられる環境整備	移住・定住の促進	文化力の向上	観光による賑わいづくり	商工業・農林水産業の振興	人々が集い、魅力あるまちづくり	自然災害への備え	誰一人取り残さない福祉	暮らしを支える快適で安全な環境・基盤づくり
1	自治・人権・文化	1	地域コミュニティ	●		●			●						
		2	市民活動			●									
		3	人権尊重・男女共同参画	●			●								
		4	国際交流・多文化共生				●						●		
		5	文化		●				●						
2	教育	1	学校教育		●		●				●		●		
		2	社会教育		●		●								
		3	スポーツ		●		●								
3	環境	1	循環型社会												●
		2	環境保全								●				●
		3	環境教育		●										
4	医療・健康・福祉	1	医療・健康	●		●	●							●	
		2	地域福祉		●	●								●	
		3	障がい福祉			●							●	●	
		4	こどもの福祉	●		●								●	
		5	高齢者福祉			●							●	●	
5	防災・防犯・消防	1	防災・減災			●				●			●		
		2	防犯												●
		3	消防・救急			●									●
		4	交通安全		●										●
6	産業・経済	1	農林水産業					●			●				
		2	商工業			●		●		●	●	●			
		3	観光						●	●	●	●			
		4	就労・雇用			●	●	●			●			●	
		5	消費者行政												●
7	都市基盤	1	土地利用									●			
		2	道路・公園	●	●							●			●
		3	交通							●		●		●	●
		4	河川・排水										●		
		5	住宅					●				●	●		●
		6	水道										●		●
		7	下水道										●		●

※「分野８　市役所運営」は掲載を省略しています。

5　分野別計画

分野別計画体系図（８分野－ 34 施策）

1 自治・人権・文化 P23

市民が自分たちのまちのことを考え、
行動できるまち

- 1 地域コミュニティ
  地域の連携を深め、地域活動を活性化します
- 2 市民活動
  個人やＮＰＯ等の市民活動を促進します
- 3 人権尊重・男女共同参画
  人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します
- 4 国際交流・多文化共生
  国際理解を深めるとともに、
  多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます
- 5 文化
  郷土愛を醸成するとともに
  伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

2 教育 P31

郷土を愛し、
夢と意欲を持ち未来を切り拓く
人づくりのまち

- 1 学校教育
  主体的に学び続ける子どもの育成と誰一人取り残さない
  教育の推進に努めます
- 2 社会教育
  生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります
- 3 スポーツ
  ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまちを目指します

3 環境 P39

豊かな環境を将来につなぐまち

- 1 循環型社会
  脱炭素で地球にやさしく、資源を大切にする
  循環型のまちづくりを進めます
- 2 環境保全
  豊かな自然・多様な生物と人が共生し、快適な生活環境と
  調和のとれたまちづくりを進めます
- 3 環境教育
  一人ひとりに環境を守る意識が定着し、自らが考え
  行動できるような、環境文化の根付いたまちづくりを進めます

4 医療・健康・福祉 P45

誰もが住み慣れた地域で
いきいきと暮らし続けられるまち

- 1 医療・健康
  誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを
  進めます
- 2 地域福祉
  みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまちづくりを進めます
- 3 障がい福祉
  誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちづくりを進めます
- 4 こどもの福祉
  こどもの想いが実現し笑顔あふれるまちづくりを進めます
- 5 高齢者福祉
  高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

5 防災・防犯・消防 P57

みんなで築く安心して暮らせるまち

- 1 防災・減災
  市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します
- 2 防犯
  市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します
- 3 消防・救急
  火災などの災害から市民を守る
  消防・救急体制の整備を推進します
- 4 交通安全
  交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します

6 産業・経済 P65

産業活動が活発で
活力と賑わいにあふれるまち

- 1 農林水産業
  地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を目指します
- 2 商工業
  中小企業・小規模事業者の発展を促します
- 3 観光
  常若の精神を受け継ぎ、伝統の継承と
  新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり
- 4 就労・雇用
  働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる
  環境づくりを進めます
- 5 消費者行政
  消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

7 都市基盤 P75

誰もが安心して快適に暮らせる
魅力あるまち

- 1 土地利用
  よりよいまちとしての土地利用を進めます
- 2 道路・公園
  幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します
- 3 交通
  移動しやすい交通環境の整備を推進します
- 4 河川・排水
  河川・排水施設を良好に保全します
- 5 住宅
  市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します
- 6 水道
  安全で安心な水を未来へつなげます
- 7 下水道
  公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減を進めます

8 市役所運営 P87

市民から信頼される市役所

- 1 行財政運営
  効率的・効果的な行政運営と持続可能な財政運営を進めます
- 2 行政組織力
  市民や職員とつながり、ともに考え、
  未来志向でチャレンジする職員の育成を目指します

見方

政策分野ごとに体系図シートを掲載

分野１　自治・人権・文化

各政策分野において、実現を目指す姿を記載

目指す姿　市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち

施策１　地域コミュニティ

- 推進方針：地域の連携を深め、地域活動を活性化します
- 関連SDGs：

施策ごとに推進方針を記載

- 主要課題①：地域活動に主体的に参画する機運の向上
- 主要課題②：地域活動の仕組み・体制の充実支援

施策ごとに主要な課題を２～４つ記載

施策２　市民活動

- 推進方針：個人やＮＰＯ等の市民活動を促進します
- 関連SDGs：

施策に関連するＳＤＧｓのゴールを記載

- 主要課題①：市民活動への参加促進
- 主要課題②：多様な市民活動の促進

施策３　人権尊重・男女共同参画

- 推進方針：人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します
- 関連SDGs：

- 主要課題①：人権意識の高揚
- 主要課題②：男女共同参画社会形成のための意識の醸成

施策４　国際交流・多文化共生

- 推進方針：国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます
- 関連SDGs：

- 主要課題①：国際交流の促進
- 主要課題②：多文化共生の環境づくり

施策５　文化

- 推進方針：郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります
- 関連SDGs：

- 主要課題①：文化財（有形・無形）等の保存・活用
- 主要課題②：文化芸術活動の促進
- 主要課題③：文化施設（博物館含む。）の整備と利用推進

見方

施策１　地域コミュニティ

施策の推進方針を記載

【推進方針】　地域の連携を深め、地域活動を活性化します

背景

施策を取り巻く背景を記載

・地域コミュニティは、住民相互の助け合いや生活基盤として重要な役割を担っており、環境美化や安心・安全の確保、交流促進など多岐にわたる活動が展開されています。
・頻発する自然災害や令和６年能登半島地震の教訓から、「公助」の限界と「共助」の重要性が改めて強く認識され、地域防災力の要として、身近な地域の中における「顔の見える関係」づくりの重要性が再認識されています。
・令和８年・９年の「お木曳行事」は、住民の郷土愛を醸成し、世代を超えた交流と新たな地域人材を発掘・育成できる絶好の機会となります。
・市内のまちづくり協議会において、地域に応じた主体的な活動が継続的に展開され、住民主体による課題解決の基盤となっています。
・これまで、地域活動のデジタル化支援やまちづくり協議会への集落支援員配置などを行い、地域活動の活性化に向けた環境整備を進めてきました。

課題

施策の課題を記載

・生活様式の変化や価値観の多様化が進む中で、新たなつながりが生まれる一方、地域社会における結びつきが希薄化している状況にあります。
・少子高齢化や人口減少、定年延長などにより地域活動を担う人材が不足し、役員の負担が増加しています。
・地域活動の維持・活性化に向けて、地域を支える人材の確保・育成をはじめ、同じ地域内で類似の活動を行う団体間の連携や役割分担の整理、さらにデジタル技術を活用した負担軽減などが必要です。

取組の方向性

施策における取組の方向性を主要課題ごとに記載

1-1-1. 地域活動に主体的に参画する機運の向上

・市民の地域活動への関心を高めるため、地域のつながりの重要性とその必要性を幅広く発信します。
・市民が主体的に地域活動へ参画できるよう、地域が行う取り組みの広報を支援するとともに、若者等がまちづくりに参加する機会を提供します。

1-1-2. 地域活動の仕組み・体制の充実支援

・まちづくり協議会の活動に対する人的・財政的な支援を推進するとともに、自治会の地域活動を継続的に支援します。
・同じ地域で活動する団体の役割分担や整理を進めるためのきっかけづくりを行うとともに、地域活動のデジタル化を支援します。

分野別計画とＳＤＧｓの関連一覧表

分野		施策		1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 インフラ、産業化、イノベーション	10 不平等	11 持続可能な都市	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段
1	自治・人権・文化	1	地域コミュニティ											●						●
		2	市民活動											●						●
		3	人権尊重・男女共同参画					●					●						●	●
		4	国際交流・多文化共生	●			●						●							
		5	文化				●													
2	教育	1	学校教育				●													
		2	社会教育				●													
		3	スポーツ			●	●													
3	環境	1	循環型社会							●					●	●				●
		2	環境保全						●					●			●	●		
		3	環境教育				●							●	●					●
4	医療・健康・福祉	1	医療・健康	●		●														
		2	地域福祉	●		●								●						●
		3	障がい福祉			●							●	●						●
		4	こどもの福祉	●		●	●	●												
		5	高齢者福祉			●							●	●						●
5	防災・防犯・消防	1	防災・減災											●		●				
		2	防犯																●	
		3	消防・救急											●						
		4	交通安全			●								●						
6	産業・経済	1	農林水産業		●												●	●		
		2	商工業								●	●			●					
		3	観光								●			●	●					
		4	就労・雇用								●	●		●						●
		5	消費者行政												●					
7	都市基盤	1	土地利用											●						
		2	道路・公園									●		●						
		3	交通											●						
		4	河川・排水											●		●				
		5	住宅											●						●
		6	水道						●											
		7	下水道						●					●						
8	市役所運営	1	行財政運営											●					●	●
		2	行政組織力																●	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

分野 1 自治・人権・文化

目指す姿 市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち

施策１ 地域コミュニティ

推進方針 地域の連携を深め、地域活動を活性化します

関連SDGs



- **主要課題①** 地域活動に主体的に参画する機運の向上
- **主要課題②** 地域活動の仕組み・体制の充実支援

施策２ 市民活動

推進方針 個人やＮＰＯ等の市民活動を促進します

関連SDGs



- **主要課題①** 市民活動への参加促進
- **主要課題②** 多様な市民活動の促進

施策３ 人権尊重・男女共同参画

推進方針 人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

関連SDGs



- **主要課題①** 人権意識の高揚
- **主要課題②** 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

施策４ 国際交流・多文化共生

推進方針 国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

関連SDGs



- **主要課題①** 国際交流の促進
- **主要課題②** 多文化共生の環境づくり

施策５ 文化

推進方針 郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

関連SDGs



- **主要課題①** 文化財（有形・無形）等の保存・活用
- **主要課題②** 文化芸術活動の促進
- **主要課題③** 文化施設（博物館含む。）の整備と利用推進

施策１　　地域コミュニティ

【推進方針】　地域の連携を深め、地域活動を活性化します

背景

・地域コミュニティは、住民相互の助け合いや生活基盤として重要な役割を担っており、環境美化や安心・安全の確保、交流促進など多岐にわたる活動が展開されています。
・頻発する自然災害や令和６年能登半島地震の教訓から、「公助」の限界と「共助」の重要性が改めて強く認識され、地域防災力の要として、身近な地域の中における「顔の見える関係」づくりの重要性が再認識されています。
・令和８年・９年の「お木曳行事」は、住民の郷土愛を醸成し、世代を超えた交流と新たな地域人材を発掘・育成できる絶好の機会となります。
・市内のまちづくり協議会において、地域に応じた主体的な活動が継続的に展開され、住民主体による課題解決の基盤となっています。
・これまで、地域活動のデジタル化支援やまちづくり協議会への集落支援員配置などを行い、地域活動の活性化に向けた環境整備を進めてきました。

課題

・生活様式の変化や価値観の多様化が進む中で、新たなつながりが生まれる一方、地域社会における結びつきが希薄化している状況にあります。
・少子高齢化や人口減少、定年延長などにより地域活動を担う人材が不足し、役員の負担が増加しています。
・地域活動の維持・活性化に向けて、地域を支える人材の確保・育成をはじめ、同じ地域内で類似の活動を行う団体間の連携や役割分担の整理、さらにデジタル技術を活用した負担軽減などが必要です。

取組の方向性

1-1-1. 地域活動に主体的に参画する機運の向上

・市民の地域活動への関心を高めるため、地域のつながりの重要性とその必要性を幅広く発信します。
・市民が主体的に地域活動へ参画できるよう、地域が行う取り組みの広報を支援するとともに、若者等がまちづくりに参加する機会を提供します。

1-1-2. 地域活動の仕組み・体制の充実支援

・まちづくり協議会の活動に対する人的・財政的な支援を推進するとともに、自治会の地域活動を継続的に支援します。
・同じ地域で活動する団体の役割分担や整理を進めるためのきっかけづくりを行うとともに、地域活動のデジタル化を支援します。

施策２　　市民活動

【推進方針】　個人やNPO等の市民活動を促進します

背景

・地域課題が多様化する中、行政によるサービスだけでは対応が難しい課題が増加しており、ＮＰＯやボランティアなど市民活動への期待がこれまで以上に高まっています。
・令和４年10月に労働者協同組合法が施行され、多様な枠組みで地域課題の解決に取り組む新たな組織形態が可能となるなど、市民活動の活性化が期待されています。
・「いせ市民活動センター」は、長年にわたり市民活動の相談窓口や交流の場としての機能を担ってきました。市民活動の拠点機能の強化に向け、令和７年度に「いせ市民活動センター」の改修工事を実施し、誰もが利用しやすく、活動の活性化や交流促進に寄与する環境整備を行いました。

課題

・いせ市民活動センターの登録団体については、新しい団体が登録される一方で、活動の維持が難しくなる団体もあり、少しずつ減少しています。
・市民活動を広げていくには、市民の関心を高めることにより、より多くの市民の参加を促すことが重要です。
・組織体制が十分でない市民活動団体も多いため、活動の活性化を図るには、円滑な運営を支援することが必要です。
・企業による地域貢献活動が活発化しており、企業と市民活動団体の連携による活動の充実が期待されます。

取組の方向性

1-2-1. 市民活動への参加促進

・市民が市民活動に参加するきっかけにつながるよう、「いせ市民活動センター」の認知度向上に向けた取り組みを行い、利用を促進します。
・市民が主体的に市民活動へ参加することを促進するため、イベントや広報紙を通じて既存団体の活動の周知を行います。

1-2-2. 多様な市民活動の促進

・市民活動団体の運営をサポートするため、活動に関する相談対応、活動に役立つ情報の提供、活動のＰＲを行います。
・資源・ノウハウの共有や活動の拡大につなげるため、活動団体同士が交流できる場を設けるとともに、地域コミュニティや企業との連携を促進します。

施策３　　人権尊重・男女共同参画

【推進方針】　人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

背景

・国際法や規範、ＳＤＧｓの浸透により、人権の尊重やジェンダー平等の実現が国際社会共通の重要課題として定着し、多様性を認め合い、包摂する社会づくりへの要請が一層高まっています。
・国際社会においては、紛争や核兵器をめぐる不安定な情勢が続く中、平和の実現は、人権の尊重と不可分とされています。
・育児・介護休業法の改正により、令和４年４月から段階的に、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和や産後パパ育休の創設などが施行され、男女ともに仕事と家庭を両立できる社会基盤づくりが進んでいます。
・多様な困難を抱える女性を包括的に支援する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が令和６年４月に施行されました。
・三重県においては、令和４年５月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行（一部令和５年４月施行）され、不当な差別の解消に向けた取り組みが強化されています。
・これまで、社会情勢の変化や市民の関心を捉えた講演会の開催をはじめ、市民団体との協働による映画祭の実施など、多様な手法を用いて人権意識の高揚と男女共同参画意識の浸透に取り組んできました。

課題

・依然として偏見や差別が存在するほか、ＳＮＳ（会員制交流サイト）の普及によるインターネット上やその影響による人権侵害、性的マイノリティの人権課題など新たな課題が顕在化しています。
・人権課題の解決のためには、啓発により他者を尊重する大切さを広め、人権尊重の意識を高めることが大切です。
・戦後80年が経過し戦争や核兵器の被害を経験した世代が減少する中で、非核平和都市宣言の理念や平和の尊さを、次世代にどのように継承していくかが課題となっています。
・社会には性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画社会実現の課題となっています。
・あらゆる場面で、性別にかかわらず、その個性や能力を発揮できる環境の形成や、仕事と家庭が調和したライフスタイルの実現を支援する必要があります。

取組の方向性

1-3-1. 人権意識の高揚

・効果的な啓発活動を行うため、市民の意識・関心や人権侵害の発生状況の把握を行います。
・市民の主体的な学びにつながるよう、さまざまな媒体や手法を活用し、啓発活動を行います。
・非核平和都市宣言の理念を踏まえ、平和の尊さや核兵器廃絶の必要性について、市民が学び考える機会を提供します。

1-3-2. 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

・次代を担う子どもたちへの学習機会や広く市民を対象とした啓発を充実し、それぞれの視点で考える機会を提供します。
・男女が共に自らの能力を発揮でき、ライフイベントとキャリア形成の両立を実現できるよう、必要な情報の周知やセミナーの開催等に取り組みます。
・各分野における意思決定過程への女性の参画を推進するため、企業や関係団体への働きかけを行います。



ジェンダーをテーマとした大型絵本による啓発

施策４　　国際交流・多文化共生

【推進方針】　国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

背景

・社会全体のグローバル化とともに、ＩＣＴの普及や訪日外国人旅行者の増加などにより、外国文化に触れやすい時代になっています。
・企業の外国人雇用ニーズがますます高まることが見込まれ、市内に住む外国人の数は、今後さらなる増加が予想されます。
・これまで、日本語教室への支援や日本語学習支援ボランティアの養成など地域日本語教育の環境充実に努めるとともに、在住外国人対象の防災説明会の開催などに取り組んできました。

課題

・市民の国際交流への関心に応えるためには、市民が世界に触れ、国際理解を深めるための取り組みが必要です。
・市内に住む外国人が、安心して生活ができる環境づくりが求められます。
・市内に住む外国人が増加する中、日本人と外国人の双方が多文化共生に対する意識を高めることが求められます。

取組の方向性

1-4-1. 国際交流の促進

・伊勢市国際交流協会が実施する国際交流・国際理解に関する取り組みを支援するとともに、国際親善に関する活動を支援します。
・市民が外国の文化や習慣に気軽に触れる機会を提供し、外国への理解が深まるきっかけづくりに取り組みます。

1-4-2. 多文化共生の環境づくり

・共生社会実現に向けて現状を把握し、市民の多文化共生への意識を高められるよう、交流機会の創出に取り組みます。
・市内に住む外国人が、生活するためのルールを理解し、地域において円滑に安心して暮らせるよう関係団体等と連携し啓発に取り組みます。
・地域日本語教育の充実、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」や多言語を用いた情報発信に取り組みます。

施策５　　文化

【推進方針】　郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化･芸術の振興を図ります

背景

・自然災害の頻発化・激甚化を背景に、歴史的・文化的資産を災害から守り、確実に次世代へ継承するための防災・耐震対策の重要性が高まっています。
・博物館法が改正（令和５年４月施行）され、博物館には資料のデジタルアーカイブ化や、観光・まちづくり等と連携して地域の活力向上に寄与する役割が新たに求められています。
・令和８年・９年に開催される「お木曳行事」は、市民の郷土愛を醸成し、伝統文化の継承と地域の絆を深める重要な機会となります。
・郷土の歴史文化を総合的に発信し、多世代が交流する新たな拠点となる「伊勢市歴史博物館」が、令和８年４月に開館しました。
・重要文化財・旧賓日館の保存活用に向けた取り組みや「浅間堤のケヤキ」の市天然記念物指定のほか、伊勢うどんの「100年フード」認定など、文化資産の保存・活用を進めてきました。
・これまで、小中学生を対象とした文化体験講座の拡充やお木曳行事等について学ぶ「ふるさと学習」などを通じ、市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図ってきました。

課題

・歴史的・文化的資産である指定文化財を後世へ引き継ぐため、その価値を適切に保存するとともに、広く活用することが必要です。
・無形民俗文化財の継承団体の多くが、後継者不足等の問題により活動の継続が困難な状況にあります。
・文化芸術行事において、参加者の固定化や高齢化が進んでいます。
・多くの文化芸術活動団体で後継者の確保・育成が課題となっています。
・博物館施設は、郷土の歴史文化への理解を深め、あらゆる世代が愛着や誇りを育む場としての役割を担うことが求められています。
・博物館施設を含む文化施設全体の老朽化が進んでいます。

取組の方向性

1-5-1. 文化財（有形・無形）等の保存・活用

・重要文化財・旧賓日館の保存修理と耐震改修、活用改修を計画的に進めます。
・文化財の調査・指定を行うとともに、所有者等が行う保存・活用の取り組みを支援します。
・無形民俗文化財の継承団体が活動を継続できるよう支援します。

1-5-2. 文化芸術活動の促進

・文化芸術活動への関心や興味を持つきっかけとなるような公演や行事を企画します。
・文化芸術行事において、若年層が参加しやすいような取り組みを進めます。
・将来を担う子どもたちに対して、文化芸術に触れる機会を提供します。

1-5-3. 文化施設（博物館含む。）の整備と利用推進

・学校や関係団体との連携事業により、知的関心を深める取り組みを進めます。
・博物館施設の利用促進のため、市民や観光客にとって魅力的な企画展を開催するとともに、情報発信に努めます。
・市民や観光客が安全で安心して利用できるよう、博物館施設を含む文化施設の環境整備に取り組みます。



賓日館



伊勢市歴史博物館

分野２　教　育

目指す姿　郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち

施策１　学校教育

推進方針　主体的に学び続ける子どもの育成と誰一人取り残さない教育の推進に努めます

関連SDGs



- **主要課題①**　確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成
- **主要課題②**　豊かな心の育成
- **主要課題③**　安全で安心な教育環境づくり

施策２　社会教育

推進方針　生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります

関連SDGs



- **主要課題①**　学習機会と学習環境の充実
- **主要課題②**　地域・家庭の教育力の向上

施策３　スポーツ

推進方針　ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまちを目指します

関連SDGs



- **主要課題①**　スポーツができる環境の充実
- **主要課題②**　スポーツ関係団体の連携・強化
- **主要課題③**　スポーツ施設の利便性の向上

施策１　　学校教育

【推進方針】　主体的に学び続ける子どもの育成と誰一人取り残さない教育の推進に努めます

背景

・国の「第４期教育振興基本計画」において、個々の興味・関心や学習進度に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と協働する「協働的な学び」の一体的な充実が重要視されています。
・国は、ＧＩＧＡスクール構想第２期として、ハードウェアの更新とともに、「学びの質的転換」と「教職員の働き方改革」をＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）で推進する方針を打ち出しています。
・全国的にも不登校児童生徒数が増加傾向にある中、国は「ＣＯＣＯＬＯプラン」を策定し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた多様な教育機会の確保を進めています。
・国においては、少子化への対応や教員の働き方改革の観点から、休日の中学校部活動を段階的に地域主体へと展開する改革を推進しており、本市においても令和７年度に実証事業を開始しました。
・市内小学校における校内教育支援センター（ねすとルーム）の設置や支援員の配置など、児童生徒の個々の状況に寄り添った支援体制の拡充を図ってきました。
・令和６年度から「子ども読書支援プロジェクト」を始動し、市内モデル校での実証を通して、子どもたちが主体的に学ぶための学校図書館の機能向上に取り組んでいます。
・「地域とともにある学校」への転換を図るため、地域住民や保護者が学校運営に参画する「学校運営協議会」を、令和７年度に市内全中学校と小学校１校に設置しました。
・市民アンケートでは、これまで本市から転出していない人やＵターンした人は、本市に対する愛着と誇りが高い傾向にあります。

課題

・将来の予測が困難な時代において、個人が自分らしく幸福を追求し、社会が持続的に発展するためには、主体的に学び続ける人材の育成が必要です。
・将来の社会的・職業的自立に向けて、基盤となる能力や態度を育むとともに、自分らしい生き方の実現ができる学びを提供することが求められます。
・児童生徒一人ひとりの特性や学習進度に応じた「個別最適な学び」を実現するためには、ＧＩＧＡスクール構想の一環として導入された１人１台のタブレット端末を活用し、実践内容の充実と多様化を図ることが重要です。
・学校図書館を活用し、子どもたちの読書活動や探求活動を支援することで、情報活用能力を育成することが求められています。
・教員の働き方改革と、子どもたちの多様な活動機会の確保のため、中学校部活動の地域展開等が必要であり、地域と連携して受入先の候補団体を増やす取り組みが求められます。
・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う役割としての重要性が高まっています。
・社会にはさまざまな人権課題が存在し、特にインターネット上で差別を助長する情報の拡散が問題となる中、学校における人権教育の重要性と必要性が高まっています。
・地域への関心が薄れる中、地域の自然・文化・歴史に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を醸成して、本市の将来を担う人材の育成を図ることが必要です。
・小中学校における不登校児童生徒の数は減少しておらず、本人やその保護者への支援に加え、新たな不登校を未然に防ぐ取り組みが必要です。
・いじめの積極的な認知が進み、件数が増加傾向にある中、問題行動も依然として発生しています。いじめや問題行動の未然防止、早期発見、早期対応には、児童生徒の実態把握と、個や学級集団に応じた指導改善が求められます。
・少子化の進行により児童生徒数が減少しているため、学校生活や教育活動に影響が出ています。また、学校施設の老朽化が進行しており、その対策が課題となっています。
・発生が危惧される南海トラフ地震、近年多発する局地的な豪雨等を踏まえ、防災教育の重要性が高まっています。

取組の方向性

2-1-1. 確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成

・自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実を図ります。
・体験的活動等を充実させ、社会への参画と貢献に対する意欲・態度を培うとともに、望ましい勤労観・職業観を育みます。
・デジタル社会で安全かつ主体的に活躍できるよう、「情報モラル教育（ルールを守る、危険を避ける）」を基盤とし、「デジタルシティズンシップ教育（正しく使う、より良く活用する）」を進めます。
・教員のＩＣＴの活用力向上に取り組むとともに、ＩＣＴ機器を効果的に活用できる環境整備を進めます。
・学校図書館を十分に活用できる環境を整え、読書習慣を形成するとともに、情報活用能力の育成を図ります。
・自主的・主体的な参加によるスポーツ活動や文化芸術活動に取り組める機会を確保できるよう、中学校部活動の地域展開に向けて、指導者の確保や、関係団体と学校との連携を推進します。
・幼児教育のさらなる充実のための環境整備を進めるとともに、就学前の学びを生かした、小学校教育への円滑な接続を図ります。

2-1-2. 豊かな心の育成

・インターネット上での人権侵害やさまざまな人権課題の解決を自分の課題として捉え、自他の人権を尊重し守るための行動力を身につける取り組みを推進します。
・地域の教材や人材を活用し、郷土への誇りと愛着を育てるとともに、伝統や文化への関心を高めることで、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育みます。

2-1-3. 安全で安心な教育環境づくり

・誰一人取り残されない学びの保障を目指し、児童生徒が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
・いじめや問題行動の解消を目指し、アンケート調査等によるいじめの実態把握や、専門的な教育相談の充実を図るとともに、子どもたちがより良い人間関係を築ける環境を整えます。
・小中学校の適正規模化・適正配置を推進するとともに、学校施設の老朽化対策に取り組みます。
・小中学校で防災ノートを用いて、防災に関する知識を得るとともに、主体的に考えて対応ができる子どもの育成を目指して取り組みます。

施策２　　社会教育

【推進方針】　生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります

背景

・「人生100年時代」の到来により、個人の精神的な豊かさや幸福感の向上を実現するため、生涯を通じた学びの重要性が高まっています。
・デジタル技術の進展により、時間や場所にとらわれない学習スタイルが普及するなど、人々のライフスタイルや価値観に即した多様な学びのあり方が広がっています。
・令和５年５月に「伊勢市電子図書館」を開設するとともに、公民館講座のＷｅｂ申込導入や社会教育施設へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備を行い、市民の利便性向上と学習環境の充実を図ってきました。
・これまで、高校・大学や民間企業の専門性を生かした連携講座を開催するなど、多様化する市民ニーズに応える学習機会の提供に努めてきました。
・市立図書館でのおはなし会や保育施設等への訪問活動を積極的に展開し、子どもの頃から本に親しみ、読書習慣を育む環境づくりに取り組んできました。

課題

・豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を実現するため、すべての人が生涯にわたり、学び続けることのできる環境づくりが必要です。
・インターネットの普及による学びのスタイルの変化やライフスタイルの多様化などに伴い、学習活動への参加者が減少傾向にあることから、誰もが参加しやすい学習機会を提供することが求められています。
・市民の読書離れが懸念されるとともに、公共図書館の機能が十分に認知されていない傾向にあり、知の情報拠点としての利活用の推進が必要です。
・地域は、家庭や学校だけでは身に付けることができないことを学ぶ場ですが、地域で活動してきた社会教育関係団体等の活動が縮小傾向にあります。

取組の方向性

2-2-1. 学習機会と学習環境の充実

・より多くの方に学習機会を提供するため、市民のニーズに応じて講座内容を随時見直すとともに、多様な団体と連携して多彩な学びの場を提供します。また、体系的な学びをより深められるような環境づくりに取り組みます。
・生涯学習センター、公民館、図書館などの社会教育施設が、学習活動の拠点として活用されるよう、学習環境の充実を図ります。

2-2-2. 地域・家庭の教育力の向上

・市立図書館における絵本の読み聞かせ講座や地域への出張おはなし会、親子で参加できるイベント等の開催を通して、保護者のスキル向上を図ります。
・学習、文化、スポーツなどの活動を通じて地域社会に貢献する社会教育関係団体の活動を支援するとともに、関係機関と連携して多様な教育資源を活用した学びの場を提供します。

施策３　　スポーツ

【推進方針】　ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまちを目指します

背景

・国においては「第３期スポーツ基本計画」が策定され、「Sport in Life（生活の中にスポーツを）」の実現を目指し、スポーツの価値を最大限に活用した地域活性化や健康長寿社会の形成が推進されています。
・「お伊勢さんマラソン」は、全国ランニング大会100撰に選出されるなど、市内外から多くの参加者をひきつけ、スポーツツーリズムによる地域活性化や市の魅力発信に大きく寄与しています。
・これまで、大学・企業等と連携し、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず誰もが楽しめる「インクルーシブスポーツ」の普及・啓発に先駆的に取り組んできており、イベントへの参加者数は、年々増加しています。
・市内全域で総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会加盟団体が数多く活動するなど、身近な地域でスポーツに親しむ基盤となっています。

課題

・スポーツの推進を通じて、健康増進・体力維持だけでなく、仲間とのコミュニケーションや地域社会活性化にもつなげていくことが大切です。
・週１回以上のスポーツ実施率は増加傾向にありましたが、令和７年度調査では減少に転じました。定期的にスポーツを実施できる環境が提供されるよう、さらなるスポーツ活動の充実が求められます。
・コロナ禍が明け、総合型地域スポーツクラブの会員数は、コロナ禍以前の水準に戻りつつあり、さらなる活動の広がりが期待されます。
・スポーツ協会加盟団体の総会員数は、減少傾向にあり、各種スポーツ団体の育成・強化が求められます。
・社会的背景の変化とそれに伴う価値観の多様化により、利用者のニーズや時代に即したスポーツ施設の機能及び性能の確保が求められます。
・スポーツ施設の老朽化が進行し、大規模な改修や適正な整備・長寿命化を必要とする時期を迎えています。

取組の方向性

2-3-1. スポーツができる環境の充実

・市民がスポーツを日常生活に取り入れるきっかけを提供するため、各種教室やスポーツフェスティバル、お伊勢さんマラソン、スポカルウォーク等のイベントを開催し、スポーツ活動の充実を図ります。
・スポーツ関係団体やスポーツ推進委員が地域で実施しているスポーツ活動の充実と普及啓発を行い、定期的にスポーツを実施できる環境の充実を図ります。
・インクルーシブスポーツの普及を目指し、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しく身体を動かせる機会を提供します。

2-3-2. スポーツ関係団体の連携・強化

・クラブ間の交流・情報共有を促進するため、総合型地域スポーツクラブの定期的な意見交換会や訪問活動を行います。
・スポーツ振興の基盤である各種スポーツ団体の育成・強化のため、指導者の確保・育成の支援や、団体間及び地域・学校と連携した活動の支援を行います。

2-3-3. スポーツ施設の利便性の向上

・利用状況や利用者ニーズの把握に努め、安全で快適に利用できるスポーツ施設の整備を進めます。
・中長期的な施設機能の維持と財政負担の低減及び平準化を図るため、施設の長寿命化に向けた整備を進めます。



ボッチャ交流大会

分野３　環　境

目指す姿　豊かな環境を将来につなぐまち

施策１　循環型社会

推進方針　脱炭素で地球にやさしく、資源を大切にする循環型のまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　温室効果ガスの排出削減
- 主要課題②　３Ｒの推進

施策２　環境保全

推進方針　豊かな自然・多様な生物と人が共生し、快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　自然環境・公益的機能の保全
- 主要課題②　生物との共生
- 主要課題③　快適で潤いのある生活環境の保全

施策３　環境教育

推進方針　一人ひとりに環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根付いたまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　環境教育・環境学習の充実
- 主要課題②　環境保全活動の促進

施策１　　循環型社会

【推進方針】　脱炭素で地球にやさしく、資源を大切にする循環型のまちづくりを進めます

背景

・地球温暖化に起因する異常気象や自然災害の激甚化が世界的な課題となる中、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。
・海洋汚染問題への対応や資源の有効利用を促進するため、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。
・令和４年10月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。
・令和６年４月から「プラスチック類」の一括回収を市内全域で開始し、ごみの減量化と再資源化の促進に向けた分別収集体制を確立しました。

課題

・気候変動による影響が顕在化しています。地球温暖化を防止するため、市域における温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
・日々の生活における電化製品の使用や自家用車での移動などにより温室効果ガスが排出されています。一人一人が日常生活で省エネなどを実践し、市域から排出される温室効果ガスの排出を削減する必要があります。
・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が市域の排出量の約50%を占めており、事業者の省エネルギー化などの対策を講じる必要があります。
・１人１日あたりのごみ排出量が、県内でも上位のため、市民・事業者が一体となって、３Ｒ（ごみの減量・資源化）のより一層の推進が重要となっています。
・家庭から排出される可燃ごみに未利用食品や紙類が混入していることから、食品ロス削減や紙類の資源化の推進を行う必要があります。
・資源物の中に不適物が混入していることから、分別回収のルールを周知、徹底していく必要があります。

取組の方向性

3-1-1. 温室効果ガスの排出削減

・法令等に基づく地域と調和した再生可能エネルギーの導入や未利用の再生可能エネルギーの導入などを促進します。
・家庭におけるエコ住宅・エコカー・エコ家電の導入等のライフスタイル転換や、事業所における省エネルギー機器の導入などの脱炭素経営を推進します。
・公共交通や自転車の利用促進、森林・農地の保全や都市緑化による吸収源対策など、脱炭素型の都市基盤づくりを進めます。

3-1-2. ３Ｒの推進

・現在、未利用食品、プラスチックごみをはじめとする家庭、事業所から排出されているごみについて、そもそもごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するなど、発生抑制（リデュース）を推進します。
・不用品となったものをごみとせず、フリーマーケットの実施など再使用（リユース）を推進します。
・資源物を正しく分別することで、ごみの減量につながることから、ごみ分別アプリ「さんあ～る」をはじめとするさまざまなツールや出前講座などを活用し、再生利用（リサイクル）を推進します。



ごみ分別アプリ「さんあ～る」

施策２　　環境保全

【推進方針】　豊かな自然・多様な生物と人が共生し、快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

背景

・2022年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が目標として掲げられました。
・生活排水対策重点地域である勢田川では、長年にわたる下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進により、水質は、改善傾向にあります。
・森林環境譲与税を活用して市内森林の間伐など計画的な管理を推進し、里山の荒廃防止と森林環境の保全に努めてきました。
・農地の持つ環境保全機能や良好な景観を維持するため、市内の耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農地環境の保全に努めてきました。

課題

・かつて汚れが目立った勢田川の水質は徐々に改善傾向にありますが、さらなる水質改善に向け取り組む必要があります。
・森林等による自然災害の防止や景観形成、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮するために、森林環境や農地環境の保全が求められています。
・市内の里地里山の衰退が私たちの暮らしを支える生物多様性の損失につながるおそれがあることを踏まえ、世界的な動向に沿って「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」に向けた行動が求められています。
・公害や空地・空家などによる生活環境への相談が多く寄せられているため、良好な生活環境の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

取組の方向性

3-2-1. 自然環境・公益的機能の保全

・下水道や合併処理浄化槽の普及推進及び生活排水に対する市民意識の高揚を進めるなど、河川・海域の水環境を保全します。
・森林が持つ公益的機能を発揮させるため、間伐等による適正管理や害虫防除、身近な里山の保全など、森林環境を保全します。
・遊休農地の利活用を進め、農地環境を保全します。

3-2-2. 生物との共生

・身近な生物生息場所の保全や生物多様性・外来生物に関する現況把握・情報提供などにより、多様な動植物の保全・回復を進めます。

3-2-3. 快適で潤いのある生活環境の保全

・公害対策や空地・空家の所有者による管理を促進することにより、住みよいまちづくりを進めます。
・不法投棄や路上喫煙などを防止し、花と緑のあるまちづくりを推進するなど、美しく潤いのある空間づくりを進めます。

施策３　　環境教育

【推進方針】　一人ひとりに環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根付いたまちづくりを進めます

背景

・国においては、令和６年５月に環境教育等の推進に関する基本的な方針を改定し、学校・地域・家庭・職場など幅広い場における、体験活動を取り入れた質の高い環境教育を充実・推進することとしています。
・これまで、「環境フェア」の開催や「夏休みごみ減量チャレンジ」などの市民参加型プログラムを実施し、市民が環境問題に触れ、実践するきっかけとなる多様な学習機会の創出を図っています。
・市内小中学校においては、事業所や大学等との連携による専門的な知見や地域資源を活用した出前授業を行うなど、地域ぐるみの環境教育に取り組んでいます。

課題

・持続可能な社会づくりを推進することを目的に、子どもから大人まで幅広い層を対象に環境教育や環境啓発の充実を図り、環境保全活動に自主的・積極的に取り組む人づくりが必要です。
・環境教育や環境啓発を一過性に終わらせることなく、家庭や事業所、地域の取り組みへとつなげていく必要があります。
・さまざまな主体による清掃活動や花の植栽活動などの活動が実施されており、さらに発展・拡大していく必要があります。

取組の方向性

3-3-1. 環境教育・環境学習の充実

・学校等における出前授業や市民向け体験学習などの環境教育・学習及び啓発を充実させ、家庭や地域での取り組みへつなげます。
・環境教育などを推進する体制づくりとして、事業者・市民団体等との連携や環境教育に関する情報提供を充実させます。

3-3-2. 環境保全活動の促進

・市民・団体・事業者との連携による清掃活動や生物多様性保全活動など、環境保全活動を促進します。

分野 4　医療・健康・福祉

目指す姿　誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち

施策１　医療・健康

推進方針　誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　主体的な健康づくりの推進
- 主要課題②　安心して子どもを産み、健やかに育つための切れ目ない支援の充実
- 主要課題③　地域医療体制の整備

施策２　地域福祉

推進方針　みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　ひとと場がつながるしくみづくり
- 主要課題②　地域で活動するひとづくり
- 主要課題③　誰かとつながる場づくり

施策３　障がい福祉

推進方針　誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちづくりを進めます

関連SDGs

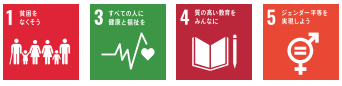


- 主要課題①　日常の自立した暮らしへの支援
- 主要課題②　相談支援と権利擁護の推進
- 主要課題③　ひとにやさしいまちづくりの推進

施策４　こどもの福祉

推進方針　こどもの想いが実現し笑顔あふれるまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　子育てに関する相談体制の充実
- 主要課題②　子どもの預かり・居場所の充実
- 主要課題③　妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実

施策５　高齢者福祉

推進方針　高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　地域包括ケアシステムの強化
- 主要課題②　介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり
- 主要課題③　安心して住み続けられる地域づくり

施策１　　医療・健康

【推進方針】　誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

背景

・国において「健康日本21（第三次）」が開始され、単なる寿命の延長だけでなく、健康寿命の延伸を目標に掲げ、心身の健康によるウェルビーイング（幸福）の向上を目指す方針が示されました。
・市中央保健センターにおける運動・健康チェックの場の提供や、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂など、市民の主体的な健康づくりと生活習慣病予防を強化してきました。
・「ママ☆ほっとテラス」において、こども家庭センターの機能の一部を担う体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制（伴走型相談支援）の充実を図ってきました。
・これまで、医師・看護師等の確保に向け、大学寄附講座の活用や市内看護師等養成所への補助を行うとともに、救急医療や周産期医療など、不採算ながらも地域に不可欠な医療機能への支援を継続してきました。
・令和４年３月に、総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、役割・機能の明確化を踏まえた公立病院の経営強化の取り組みが要請されました。
・市立伊勢総合病院は、地域包括ケア病床への一部転換により回復期機能を拡充するなど、地域に必要な医療提供体制の確保と経営基盤の強化を推進してきました。

課題

・胎児期から高齢期に至る各ライフステージにおける健康状態や生活習慣がその後の健康に影響を及ぼすことから、生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）が重要です。
・健康寿命・平均寿命の両方で高い水準にある一方、平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばし生活の質を向上させるためには、生活習慣病予防と介護予防の取り組みを推進することが重要です。
・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により妊産婦や家庭の孤立化、妊娠・出産に不安を感じる人が増加しています。
・少子・高齢化や人口減少による社会構造の変化に伴い、疾病構造や医療需要の変化へ対応する医療提供体制の整備を推進するとともに、増大する看護ニーズに対応する看護師等の確保が必要です。
・市立伊勢総合病院は地域の中核病院として、急性期から回復期・慢性期に至るまで、切れ目のない医療体制の充実が求められています。

取組の方向性

4-1-1. 主体的な健康づくりの推進

・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの支援として、知識の普及啓発や運動習慣の定着に向けた取り組みを行います。
・特定健康診査の受診啓発や生活習慣病のリスクにあわせた保健指導など、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

4-1-2. 安心して子どもを産み、健やかに育つための切れ目ない支援の充実

・母子の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦やその家族の状況に応じて必要な支援につなげるためのサポートプランを妊婦全員に作成し、各種健康診査や伴走型相談支援などに取り組みます。
・心身の不調や育児不安などがある保護者が子どもを健康に産み育てるため、母子保健と児童福祉が一体となった包括的な相談支援に取り組みます。

4-1-3. 地域医療体制の整備

・誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、地域の関係機関や近隣市町と連携を図り、休日・夜間の診療体制の維持確保や、不採算でも地域に欠かせない周産期・小児医療及び救急医療の確保を進めるとともに、適正な受診の啓発や看護師・准看護師の養成機関への支援に取り組みます。
・市立伊勢総合病院は、地域に必要な急性期機能を担いつつ、急性期から回復期・慢性期まで切れ目のない医療を提供し、地域に必要な医療機能の充実を図ります。また、地域の医療機関等との役割に応じた連携を図ります。



いせし健康体操

施策２　　地域福祉

【推進方針】　みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまちづくりを進めます

背景

・社会福祉法の改正（令和３年４月施行）により、制度・分野ごとの「縦割り」の福祉から脱却し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現が推進されています。
・孤独・孤立対策推進法の施行により、社会的な孤立状態にある人への支援体制の強化や、社会との接点を作り多様な働き方の選択肢を拡大する環境整備の重要性が増しています。
・福祉の総合相談窓口として「福祉総合支援センター」を設置するなど、属性や世代を問わず、市民が抱える困りごとを丸ごと受け止める包括的な相談支援体制を構築してきました。
・社会的な孤立や生きづらさを抱える方への支援として、産官学民が連携する「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を令和５年１月に設立しました。

課題

・人と人のつながりが希薄化する現代において、悩みを抱えながらも誰にも相談できず、問題が深刻化する事例の増加が懸念されます。
・設置したさまざまな相談窓口が支援を必要とする人に結び付いていない状況が見られることから、ＳＯＳを出せない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりをさらに充実させる必要があります。
・地域課題の多様化・複雑化や担い手が減少する中、地域の福祉課題を解決するためには、企業・事業所、ＮＰＯ、地域団体など地域を支えるさまざまな担い手が連携して取り組むことがさらに重要になってきています。
・地域共生社会の実現のためには、世代に応じた福祉教育を通じて思いやりや支え合いの心を育むとともに、地域で活躍できる担い手を確保・育成し、直面する福祉課題を我が事として受け止め、地域が一丸となって解決に取り組む仕組みづくりが求められます。
・住民主体の集いの場等を通じ、「支え手」「受け手」という関係を超えて、困ったときに助け合える支え合いの体制づくりをさらに推進する必要があります。

取組の方向性

4-2-1. ひとと場がつながるしくみづくり

・問題が深刻化する前に対応するため、気軽に相談できる体制のさらなる充実を図るとともに、相談窓口の周知啓発に努めます。
・困っていることを相談できない人の声をキャッチし、早期に対応する体制のさらなる充実を図るとともに、継続的に支援できるよう取り組みます。
・働きづらさを抱えた人を支援するため、社会参加に向けたきっかけづくりとして、地域活動やボランティア活動への参加等を推進します。
・社会福祉法人、企業・事業所、ＮＰＯ、地域団体などに地域福祉活動への理解と協力を働きかけ、連携・協働による活動を促進します。

4-2-2. 地域で活動するひとづくり

・地域で活躍するさまざまな担い手の養成を推進するとともに、実際の活動につながる情報提供やマッチング等の支援の充実を図ります。
・それぞれの地域や世代に応じた福祉教育を展開することで、子どもから大人まで幅広い世代で福祉への関心・理解を高める取り組みを推進します。

4-2-3. 誰かとつながる場づくり

・地域福祉活動の活性化を目指し、身近な地域の交流の場や支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所の充実などを推進します。
・さまざまな分野、世代が参加できる地域福祉活動などを支援し、地域共生社会の実現を進めます。



地域の憩いの場の様子

施策３　　障がい福祉

【推進方針】　誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちづくりを進めます

背景

・令和６年４月から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた法整備が進んでいます。
・令和７年６月の「手話施策推進法」施行や同年11月の東京2025デフリンピック開催を契機に、手話への社会的関心が高まるとともに、言語としての手話の理解と普及が推進されています。
・国においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、施設から地域生活への移行や、グループホームの確保など地域全体で支える体制づくりが推進されています。
・令和５年に「基幹相談支援センター」を設置し、令和６年には地域相談支援センターを統合するなど、専門性の高い相談支援体制と重層的なネットワークの構築を図ってきました。
・手話言語条例制定から10年以上にわたり、小学校での手話学習や各種啓発活動を通じて、地域における手話への理解促進と普及に取り組んできました。
・市民がサポーターとして日常的な手助けを行う「障がい者サポーター」の養成や、サポート企業・団体の認定数を着実に増やし、地域で見守り支える土壌を育んできました。

課題

・障がいのある人の高齢化が進む中で、親なき後も住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備が求められています。
・手話施策推進法が令和７年６月に施行されたことを受け、手話の習得、使用、理解と関心の増進などに取り組むことが求められています。
・障害福祉サービス等の利用者が増加し続けており、人材確保など計画相談支援の体制整備が必要です。
・障がいの重度化や障がいのある人の高齢化などにより、専門的かつ複合的に対応すべき相談が増加しています。
・障がいのある人の人権が守られるよう、虐待防止・権利擁護の取り組みが必要です。
・障がいのある人へのアンケートでは、依然として周囲の理解不足を感じる人が多いという調査結果があります。
・災害時に迅速かつ適切に避難支援等を受けられる体制を整備していく必要があります。

取組の方向性

4-3-1. 日常の自立した暮らしへの支援

・地域における支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組み（地域生活支援拠点）の機能の充実を図ります。
・障がいのある人が地域で自立して暮らし続けていくため、グループホームの整備促進に向けた取り組みを推進します。
・障がい特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、手話を使って安心して暮らせるまちを目指します。

4-3-2. 相談支援と権利擁護の推進

・相談支援専門員の人材確保など計画相談支援体制を整備します。
・基幹相談支援センターを中心に、専門的な助言や人材育成など相談支援の質の向上に努め、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。
・複合的に困難な状況に対応できるよう相談支援機関間のネットワークの強化、重層的な相談支援体制の充実を図ります。
・障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や広報・啓発により、障がいのある人への虐待の防止と早期発見を推進します。
・障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定支援の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用促進を図ります。

4-3-3. ひとにやさしいまちづくりの推進

・障がい者が直面する困り事は社会や環境に起因するという「障がいの社会モデル」の視点に基づく障がいのある人の定義や、合理的配慮の必要性など、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広めます。
・幼少期から障がいに対する適切な知識を得る機会を確保するなど、共生社会の形成に向けた学習を推進します。
・災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりを進めます。



障がい者体育祭

施策４　　こどもの福祉

【推進方針】　こどもの想いが実現し笑顔あふれるまちづくりを進めます

背景

・国においては、こども家庭庁の創設（令和５年４月）や「こども大綱」の閣議決定（令和５年12月）など、子どもや若者、子育て当事者の視点に立った「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが加速しています。
・児童福祉法等の改正（令和６年４月施行）に伴い、すべての妊産婦・子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉が一体となって包括的・継続的に支援する体制（こども家庭センター）の整備が求められています。
・少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に対するニーズが多様化しています。
・令和５年５月に開設した「伊勢市健康福祉ステーション」内に「こども家庭センター」及び「駅前子育て支援センター」を設置し、母子保健と児童福祉が一体となった切れ目のない包括的な相談支援体制を構築しました。
・これまで、こども医療費助成の対象拡大（18歳到達年度末まで）や所得制限の撤廃、学習塾クーポンの配布などを実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減や教育格差の是正を進めてきました。

課題

・核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てを手助けしてくれる人や相談相手が減少し、不安感や孤立感を抱きやすい状況にあります。
・共働き世帯の増加、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの浸透などを背景に、乳幼児期からの保育、長時間保育、一時的な預かりなどの多様な保育ニーズが高まっています。
・核家族化や共働き世帯の増加が進展する中、放課後の子どもが安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりを推進するための積極的な取り組みが求められています。
・ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援、ひきこもりやニートへの支援、自殺予防など、各家庭の状況に応じた支援が求められています。
・社会全体として子どもの権利への理解が十分でないため、虐待やネグレクトが発生し、子どもの権利が十分に尊重されていないケースが存在します。

取組の方向性

4-4-1. 子育てに関する相談体制の充実

・乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供など、子育て支援センターの充実を図るとともに、関係機関との密接な連携を行います。
・母子保健と児童福祉とが連携したこども家庭センターにおいて、子どもや家庭に関するあらゆる悩みに対して、切れ目のない相談支援を実施します。
・発達障がいのある児童の保護者の悩みや不安の解消を図り、児童の発達段階に応じた適切な相談支援を実施します。

4-4-2. 子どもの預かり・居場所の充実

・子育て家庭の保育ニーズに対応した乳幼児期の教育･保育の充実とこども誰でも通園制度などの多様な保育サービスの提供、地域の子育て支援体制の強化を図ります。
・保護者の就労等により昼間に家庭で過ごすことが難しい児童を預かる放課後児童クラブや児童館の充実を図るなど、子どもたちが遊び、学び、交わることができる居場所づくりを進めます。

4-4-3. 妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実

・子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子どもの成長に応じ、子育てに必要な知識の普及を行います。
・家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、経済的に困難な家庭などの個別の課題に対応した支援体制を充実させます。
・生育環境にかかわらず、子どもの権利や子どもたちの笑顔が守られるよう、貧困の解消や児童虐待防止に向けた取り組みを進めます。



マタニティママの教室

施策５　　高齢者福祉

【推進方針】　高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

背景

・本市の高齢者人口は令和３年頃をピークに減少に転じているものの、後期高齢者は依然として増加しており、今後さらに増えると見込まれます。
・令和６年１月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行により、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、国を挙げて「新しい認知症観」の普及と共生社会の実現に向けた機運が高まっています。
・住民主体の「通いの場」の創設や、専門職によるフレイル予防講座の実施など、地域全体で健康寿命の延伸を図る介護予防の取り組みを進めてきました。
・地域包括支援センターの人員体制強化や、地域ケア会議を通じた多職種連携ネットワークの構築により、医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの基盤強化に取り組んできました。
・「認知症カフェ」の設置促進や、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の活動など、認知症の人とその家族を地域で見守り支えるための重層的な仕組みづくりを進めてきました。
・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援コーディネーターを配置し、つきそい支援事業（地域住民が行う集いの場等への送迎）の立ち上げを支援するとともに、おでかけ支援事業を拡充するなどの外出支援を進めてきました。

課題

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが必要です。
・後期高齢者の増加とともに認知症高齢者も増えることが見込まれることから、地域における支援体制の構築と認知症ケアの強化が求められています。
・後期高齢者が増加する中で、虚弱化や要介護状態になるのを未然に防ぐために、介護予防の取り組みを強化する必要があります。
・高齢者が介護予防の取り組みを継続できるよう、地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができる環境が必要です。
・独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、地域の状況に合わせて高齢者を包括的に支える仕組みづくりが求められており、地域における見守りや支え合いの体制づくりとともに、生活支援サポーターと支援ニーズをマッチングする仕組みづくりが必要です。

取組の方向性

4-5-1. 地域包括ケアシステムの強化

・地域包括支援センターが担う総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の機能を強化します。
・切れ目のない在宅医療と介護を提供できるよう、医療、介護、保健、福祉関係者など、多職種間の協働、連携、ネットワークを強化します。
・認知症の方が住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らせるよう、認知症への理解を深める普及啓発、早期発見・早期対応による適時的確な支援、そして社会参加の機会創出の取り組みを推進します。

4-5-2. 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

・元気な高齢者が虚弱化や要介護状態にならないように、生活習慣病の予防や介護予防に関する知識の普及と意識啓発に取り組みます。
・高齢者の自主的な健康づくりや介護予防の取り組みが身近な場所で行われるよう、フレイル（加齢による身体的・精神的機能の低下）予防を目的とした「集いの場」の創設や活動を支援します。

4-5-3. 安心して住み続けられる地域づくり

・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者を含む多世代の地域住民や多様な主体による生活支援や介護予防活動への支援を通じて、地域全体で高齢者を支える環境づくりを進めます。
・高齢者の外出する手段の確保、外出に係る経費の助成により、高齢者の社会参加、生きがい促進、利便性を図り、在宅での自立した生活と社会参加を支援します。



スローショッピング

分野 5　防災・防犯・消防

目指す姿　みんなで築く安心して暮らせるまち

施策１　防災・減災

推進方針　市民の防災意識を高め、
災害に備える地域づくりを推進します

関連SDGs



- 主要課題① 市民の防災力の向上（自助）
- 主要課題② 地域の防災力の向上（共助）
- 主要課題③ 避難・生活復興の体制整備（公助）

施策２　防犯

推進方針　市民の防犯意識を高め、
犯罪被害防止対策を推進します

関連SDGs



- 主要課題① 防犯意識の醸成
- 主要課題② 地域防犯体制・環境の充実

施策３　消防・救急

推進方針　火災などの災害から市民を守る
消防・救急体制の整備を推進します

関連SDGs



- 主要課題① 消防体制の充実
- 主要課題② 救急体制の充実
- 主要課題③ 火災予防対策の推進

施策４　交通安全

推進方針　交通安全意識の高揚を図り、
交通事故防止を推進します

関連SDGs



- 主要課題① 広報・啓発活動の推進
- 主要課題② 教育活動の推進
- 主要課題③ 交通安全ボランティアの育成

施策１　　防災・減災

【推進方針】　市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

背景

・令和６年能登半島地震の発生により、大規模なインフラ被害や避難所環境の課題、高齢者等の避難支援の困難さなど、防災対策における重要課題が改めて浮き彫りとなりました。
・国においては、同地震の教訓や「スフィア基準（人道支援における国際的な最低基準）」等を踏まえ、避難所の質的向上を目指したガイドラインの改訂など、対策の強化が進められています。
・避難生活施設へのマンホールトイレの設置や小中学校体育館へのＷｉ－Ｆｉ環境整備など、災害時における避難所の生活環境改善と機能強化を図ってきました。
・災害物資拠点である伊勢志摩総合地方卸売市場への大型発電機配備や、内宮エリアの防災倉庫整備の着手など、地域特性に応じた備蓄・防災資機材の体制強化を推進してきました。
・中小河川の浸水被害軽減に向け、地域や学識経験者と協働して危機管理型水位計を活用した「避難スイッチ（避難判断基準）」を作成・共有し、実効性のある避難体制を強化してきました。

課題

・発生が危惧される南海トラフ地震、近年多発する局地的な豪雨等の自然災害に対応するには、災害時に「自助」「共助」「公助」の３つが連携して機能することが必要です。
・市民一人ひとりが防災意識を高め、災害への備えをするとともに、災害時の行動についてあらかじめ整理しておくことが重要です。
・人口減少や高齢化、さらには地域コミュニティの希薄化に伴い、地域の防災力の低下が懸念されています。
・地域の特性や災害リスクに応じた防災や避難所運営のあり方を、地域においてあらかじめ決めておくことが重要です。
・地域の防災活動を担える人材の育成に取り組むことが、災害に強い社会を実現するために必要です。
・令和６年能登半島地震での教訓をもとに、避難所の環境整備が求められています。
・自助、共助による備蓄物資等を補完するために必要な物資や防災資機材を備蓄する必要があります。
・被災者の生活再建を支援するには、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を迅速かつ継続的に提供することが求められます。

取組の方向性

5-1-1. 市民の防災力の向上（自助）

・市民の防災意識の向上を図るため、防災講習や防災イベントの開催等を行います。
・一人ひとりが事前に災害時の行動を時系列的に整理する「マイ・タイムライン」の普及・周知を図ります。

5-1-2. 地域の防災力の向上（共助）

・地域での防災訓練の実施に加え、地区防災計画の策定や地域防災マップの作成を支援します。
・避難者自身が主体的に運営できる避難所運営マニュアルの作成支援を行います。
・防災について総合的に学べる「伊勢市防災大学」の開催を通じて、地域防災の核となる人材育成を行います。

5-1-3. 避難・生活復興の体制整備（公助）

・災害時に必要な資機材や食料、生活必需品を備蓄するため、防災倉庫の整備を進めます。
・備蓄物資、防災資機材の拡充及び更新を計画的に実施するとともに、防災井戸の設置など、避難所環境の整備を進めます。
・被災者の自立と生活再建を継続的に支援できるよう、災害ケースマネジメントの取り組みを進めます。



防災大学

施策２　　防犯

【推進方針】　市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

背景

・コロナ禍の収束後に一時増加傾向にあった刑法犯認知件数は減少に転じているものの、特殊詐欺の被害が急増するなど、犯罪の手口が巧妙化・多様化しています。
・自治会等による防犯カメラの設置・維持管理への支援を継続するとともに、高齢者世帯への通話録音装置等の購入費補助を実施し、犯罪抑止と特殊詐欺の被害防止対策を講じてきました。
・出前講座やボランティア研修等を通じて防犯意識の向上や担い手の育成を図り、市民や関係団体と連携した地域ぐるみの防犯環境づくりを進めてきました。

課題

・急増する特殊詐欺の被害防止対策が必要です。
・安全で安心なまちづくりを進めるには、地域の自主防犯活動が必要不可欠ですが、高齢化や担い手不足が課題となっています。
・犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、防犯環境整備が必要です。

取組の方向性

5-2-1. 防犯意識の醸成

・市民の防犯意識の向上を図るため、大型店舗前や地域イベントの場を活用した啓発活動に加え、犯罪被害防止や見守りのための知識の普及及び具体的な対策を学ぶ出前講座を開催します。

5-2-2. 地域防犯体制・環境の充実

・三重県や伊勢度会地区生活安全協会等が開催する会議やフォーラムへ、自主防犯活動者の参加を促進し、担い手の育成に取り組みます。
・不審者等の防犯対策として、自治会による防犯カメラの設置や適切な維持管理を促進し、地域の防犯環境の整備に努めます。
・特殊詐欺の被害を未然に防止するため、高齢者世帯への被害防止機器の設置を促進します。

施策３　　消防・救急

【推進方針】　火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します

背景

・気候変動による災害の激甚化や南海トラフ地震の発生確率が高まる中、消防力の充実強化とともに、大規模災害への対応力の向上が一層求められています。
・建物火災の半数を住宅火災が占める中、電子機器の普及など生活様式の変化に伴い、配線不備や機器の老朽化を原因とする火災が増加傾向にあります。
・高齢化の進展や猛暑等により救急需要が増大しており、最新の医療知見を取り入れた効果的で質の高い救急活動を実現するため、国のガイドライン等が定期的に改定されています。
・消防団員による知人や地域への働きかけはもとより、体験イベントの開催、消防団による防火防災授業、皇學館大学ＣＬＬ活動との連携取組を通じた加入促進により消防団員数は、充足しています。
・令和４年度からの４年間で延べ１万７千人が救命講習を受講し、心肺機能停止症例に対する市民による現場での応急手当実施率は60%に達するなど、地域の救命リレーの基盤は着実に強化されています。
・重大違反対象物への重点的な立入検査のほか、住宅防火の重要性を積極的に広報し、感震ブレーカー及び住宅用防災機器の普及啓発など、火災予防対策に取り組んでいます。

課題

・災害への迅速かつ的確な対応には、消防職員・消防団員の育成と資機材の整備・維持が重要です。
・高度化する救急業務を適切に遂行していくために、専門的な知識と技術を持つ救急救命士の継続的な養成と技術向上が必要です。
・救命率向上のため、救命講習等の受講者数を維持していくことが必要です。
・住宅火災の被害を軽減させるためには、広報活動を通じて市民の防火意識を向上させることが重要です。
・防火対象物に対して計画的に査察指導を実施するなど、重大な消防法令違反の是正に向けた継続的な取り組みが必要です。

取組の方向性

5-3-1. 消防体制の充実

・消防力の強化を図るため、各種訓練や研修を通じて、消防職員・消防団員の人材育成を進めます。
・大規模災害に備え、図上訓練を通じて、緊急消防援助隊等の受入体制の強化に取り組みます。
・消防力の充実を図るため、警防・救助・救急活動に必要な資機材の整備を進めるとともに、消防車両の計画的な更新や消防水利の新設・維持管理、消防団車庫の建替え等を行います。

5-3-2. 救急体制の充実

・質の高い救急業務を行うことができる救急救命士の養成を進めるとともに、高度な救急資器材を搭載した高規格救急車の計画的な更新に取り組みます。
・傷病者の救命率向上のため、市民向けの救命講習を積極的に開催し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及啓発を図ります。

5-3-3. 火災予防対策の推進

・住宅火災の減少及び被害の軽減を図るため、住宅防火対策の重要性を広報することで、火災予防に対する意識を高めます。
・防火対象物に対し、違反是正を目的として、計画的に立入検査を実施し、指導を行います。



応急手当普及啓発の取り組み

施策４　　交通安全

【推進方針】　交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進します

背景

・全国の交通事故件数は減少傾向にあるものの、県内においては高齢者が第一当事者となる事故や死者の割合が高く、高齢化の進展が事故情勢に色濃く反映されています。
・道路交通法の改正により、自転車ヘルメット着用の努力義務化に加え、令和８年４月から反則金（青切符）制度が導入されるなど、自転車の交通ルール厳格化が進んでいます。
・警察や交通安全協会、地域のボランティア等と連携し、四季の交通安全運動や街頭指導を実施するなど、地域全体で交通安全意識を高める活動を継続的に展開してきました。
・これまで、高齢者への電動アシスト自転車購入補助と連携した講習会を開催するなど、安全利用の啓発に取り組んできました。

課題

・市内における交通事故の人身事故発生件数は、減少傾向にあるものの、交通事故の根絶を目指し、安全で住みよいまちづくりをさらに推進していく必要があります。
・交通事故を防止するためには、交通安全指導や啓発活動を通じて市民の安全意識を向上させることが重要です。
・中高生などによる自転車利用時に、並走やイヤホンを装着したままでの走行、さらには走行中のスマホ操作といった行動が散見されます。
・自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和５年４月）を受けて、着用率を向上していく必要があります。
・交通安全ボランティアとの連携・協力は、街頭指導や見守り活動を継続していく上で欠かせませんが、交通ボランティアの高齢化や、少子化による保護者の負担増が課題となっています。
・地域での交通安全活動の中心的役割を担う交通安全指導員の確保が課題となっています。

取組の方向性

5-4-1. 広報・啓発活動の推進

・四季の交通安全期間に合わせた交通ルール遵守と事故防止の啓発活動に加え、交通事故発生時には事故現場付近にて注意喚起や啓発を行います。
・毎月第１月曜日の「自転車安全対策強化日」や毎月11日の「交通安全の日」などには、駐輪場や市内主要交差点で、交通安全指導を行います。

5-4-2. 教育活動の推進

・中学、高校、大学における交通安全教室の受講率を向上させるとともに、高齢者を対象とした交通安全講習会等を継続的に実施します。
・令和８年４月から導入された自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）を踏まえ、警察等と連携し、交通ルール指導を強化します。
・自転車乗用中における被害軽減のため、ヘルメット着用率の向上を図ります。

5-4-3. 交通安全ボランティアの育成

・交通安全協会、自治会、まちづくり協議会、保護者の会などと連携し、地域の危険箇所における交通安全ボランティア活動を継続的に実施します。
・保護者の会等の交通ボランティアを対象とした街頭指導研修を実施します。
・大学生等と連携して若い世代の交通安全指導員の募集と育成を行います。



交通安全教室

分野 6　産業・経済

目指す姿　産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

施策１　農林水産業

推進方針　地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を目指します

関連SDGs



- 主要課題①　農水産業の担い手づくり
- 主要課題②　地元産物の魅力づくり
- 主要課題③　地域を支える環境整備

施策２　商工業

推進方針　中小企業・小規模事業者の発展を促します

関連SDGs



- 主要課題①　企業の発展と継続
- 主要課題②　企業の創出・立地支援
- 主要課題③　商店街等の振興

施策３　観光

推進方針　常若の精神を受け継ぎ、伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり

関連SDGs



- 主要課題①　「伊勢の物語性」の継承と展開
- 主要課題②　効果的な誘客施策と情報発信
- 主要課題③　受入環境整備による持続可能な観光地経営

施策４　就労・雇用

推進方針　働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる環境づくりを進めます

関連SDGs



- 主要課題①　企業と求職者の接点づくり
- 主要課題②　多様なニーズに応える就労支援

施策５　消費者行政

推進方針　消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

関連SDGs



- 主要課題①　消費者教育・啓発の推進
- 主要課題②　相談体制の維持・強化

施策１　　農林水産業

【推進方針】　地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を目指します

背景

・ＩＣＴやロボット技術等を活用したスマート農業・水産業の社会実装が進んでおり、省力化や生産性向上による労働力不足の解消や、新たな担い手の参入が期待されています。
・これまで生産効率の向上に向けた市内農地の集積化に取り組み、担い手への農地集積率は42.5%（令和６年度末時点）まで向上するなど、持続可能な農業経営の基盤づくりを進めてきました。
・「ワイン特区（令和５年３月認定）」を活用した農福連携によるワイン製造支援、「蓮台寺柿産地協議会」の設立支援、横輪いもや黒海苔の情報発信など、地元産物の付加価値向上に取り組んできました。
・森林環境譲与税を活用して市内森林の間伐など計画的な管理を推進し、里山の荒廃防止と森林環境の保全を進めてきました。
・ＩＣＴを活用した獣害対策システムの導入や地域住民との連携強化により、効果的な捕獲や防除活動が展開され、農作物被害の軽減に取り組んできました。

課題

・農林水産業においては担い手の高齢化と後継者不足が進んでおり、将来的には、耕作放棄地の増加や生産量の減少等が懸念されます。
・水産業においては、海水温の上昇や貧栄養化等により減少している水産資源を増やすための取り組みが必要です。
・新規就農時においては、さまざまなハードルがありますが、特に、農業用機械・設備への投資等の資金調達面が大きな負担となっています。
・担い手を確保し、持続可能な農水産業を実現するためには、所得の増大と安定を目指していくことが必要です。
・森林の所有者の高齢化等により、適正な管理が困難となっています。
・野生鳥獣による農業被害が引き続き多発しており、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の発生につながるなど、地域全体の課題となっています。
・農水産業の基盤となる農業用施設及び漁港・海岸施設の老朽化が進んでおり、施設の機能低下や更新費用の増大が懸念されています。

取組の方向性

6-1-1. 農水産業の担い手づくり

・新規就農者の確保・育成を図るため、独立就農時に必要な農業機械・施設等に対する支援を行うなど、関係機関等と連携した就農環境づくりを行います。
・農地中間管理機構を通じた農地の貸借による担い手への集積を支援し、担い手の育成・確保に努めます。
・水産資源の回復を目的として漁協及び漁業者が行う種苗放流などの取り組みに対して支援を行います。

6-1-2. 地元産物の魅力づくり

・もうかる農水産業を目指し、６次産業化や農商工連携などによる付加価値向上、消費者ニーズに応じた生産、産地・特産品としての認知度向上などに取り組みます。

6-1-3. 地域を支える環境整備

・森林については、間伐など計画的な管理を行い、里山の荒廃を防ぎます。
・農作物被害の減少に向け、地域と連携した有害鳥獣の捕獲や被害防除の対策を進めます。
・農業用施設及び漁港・海岸施設の老朽化対策として、効率的・効果的な修繕・更新を進めます。



市の指定天然記念物　蓮台寺柿



蓮台寺柿を使用した加工品の開発

施策２　　商工業

【推進方針】　　中小企業・小規模事業者の発展を促します

背景

・本市の商工業は、観光関連産業や製造業を中心とする中小・小規模事業者が多くを占めています。
・令和６年度に開設した「伊勢市ビジネスサポートセンター」を核として、創業支援のワンストップ化や中小企業への伴走型支援、専門家派遣など、地域経済の活性化に向けた支援体制を構築しました。
・半島振興法等の税制優遇措置が延長され投資環境が整う中、宿泊施設も対象に加えた市の奨励金制度の活用により、工場等の新設、増設又は移設する企業を支援してきました。
・創業スクールを通じた人材育成や経費補助、創業後のフォローアップなど、フェーズに応じたきめ細かな支援を行い、地域経済の新たな担い手の創出と育成を進めてきました。
・ＡＩカメラでの通行量の把握やまちづくり会社等との連携を通じ、空き店舗対策や歩きたくなる居心地の良い空間づくりなど、商店街の賑わいの創出に取り組んできました。

課題

・市場や消費者ニーズの変化やデジタル技術の急速な進展など、目まぐるしく変化する経営環境への対応が求められています。
・地域経済を支える既存中小企業者の持続的な経営・発展を推進するため、経営基盤の強化や経営向上に取り組む中小企業者に対して、継続的な支援を行う必要があります。
・既存中小企業者への支援とともに、新たな地域経済の担い手及び雇用を創出するため、新しい産業・企業の創出を促進する必要があります。
・人口減少などにより人材の採用環境が悪化しており、人材確保やデジタル技術の活用も含めた生産性の向上への支援が求められています。
・中心市街地の商店街などにおいては、閉店数が新規出店数を上回り、店舗数が減少しています。
・商店街を含む中心市街地において、消費者・観光客ニーズに合った消費環境の充実、賑わいの創出や空き店舗対策を図る必要があります。

取組の方向性

6-2-1. 企業の発展と継続

・経営環境の変化に対応しながら企業が成長していけるよう、デジタル技術の活用、販路開拓、生産性向上の取り組み、さらには雇用を創出する設備投資などを支援します。
・既存中小企業者による経営基盤の強化や経営向上に取り組み、自社の課題解決を図る事業活動に対して支援を実施します。
・市内企業へ就職する若者への奨学金返還支援を通じて、企業の人材確保を支援します。

6-2-2. 企業の創出・立地支援

・相談員の設置をはじめとする創業しやすい環境づくりの推進に加え、創業後のフォローアップの強化を図ります。
・セミナー・創業スクールの実施を通じて、創業に必要な知識の習得や創業意欲の喚起を促進します。
・商工団体や民間企業等と連携したスタートアップ企業の創出のほか、地域経済をけん引する企業の立地や設備投資を支援します。

6-2-3. 商店街等の振興

・市民や観光客が集まる活気のある商店街となるよう、また商店街を歩きたくなるような居心地の良い空間づくりに取り組みます。
・中心市街地の商店街などの活性化に向け、賑わいの創出や空き店舗の解消に向けた取り組みを進めます。



高柳商店街の夜店

施策３　　観光

【推進方針】　常若の精神を受け継ぎ、伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり

背景

・令和15年の第63回神宮式年遷宮に向け、伊勢の歴史・文化が改めて注目されるとともに、伝統の継承と観光地としてのブランド力向上への機運が高まっています。
・国の観光立国推進基本計画では、地方への誘客分散や消費額拡大が掲げられており、増加するインバウンド需要を取り込み、地域経済を活性化する好機を迎えています。
・伊勢志摩及び周辺地域は、国から「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」に選定（令和５年３月）され、地域資源を生かした上質な滞在環境の整備と誘客強化が進められています。
・これまで、周辺市町と連携した「いせしませんぐう旅」事業や、観光型ＭａａＳ（移動・観光のワンストップサービス）等のデジタル技術活用を推進し、伊勢志摩地域全体での周遊促進や利便性向上を図ってきました。
・市内の全観光案内所の英語対応や観光施設の「心のバリアフリー」認定促進など、多様な来訪者を受け入れるための環境整備を進めてきました。

課題

・本物・本質が体験できる観光ニーズが高まる中、御遷宮を契機に、伊勢のまちに根付く伝統文化や民俗行事の継承と伊勢でしか体感できない観光の展開が求められます。
・国内の人口が減少する中で、インバウンドも含めて御遷宮を契機に伊勢へ関心を持つ人を増やし、実際の来訪につながるよう継続的な情報発信が必要です。
・全国平均に比べ市内の宿泊数・宿泊比率や観光消費額が低いことから、それらを伸ばすことで、地域の活性化につなげることが必要です。
・時期や時間帯により来訪者で混雑するエリアがあるため、住民と来訪者の双方の満足度を高める受入環境の整備が必要です。

取組の方向性

6-3-1.「伊勢の物語性」の継承と展開

・民俗行事であるお木曳行事の実施や、次世代への文化の継承・展開などを通じて、観光地としての魅力を高めます。
・自然、景観、歴史・生活文化、食などのさまざまな地域資源を磨き上げ、新たな観光コンテンツの創出につなげます。

6-3-2. 効果的な誘客施策と情報発信

・ターゲット層の特性に合わせた情報発信やプロモーションなどの施策展開による来訪者獲得を推進します。
・来訪者の滞在時間の延伸を図るため、事業者、周辺市町と連携した観光キャンペーンなどにより、周遊を促進します。
・国内旅行者に加えて、観光消費額の高いインバウンドを含めた誘致の拡大による経済効果の創出を推進します。

6-3-3. 受入環境整備による持続可能な観光地経営

・住む人も訪れる人も恩恵を受けることができるよう、分散来訪や観光危機管理対策、観光マナーの向上など、安全・安心・快適な受入環境整備を進めます。



伊勢神宮奉納全国花火大会

施策４　　就労・雇用

【推進方針】　働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる環境づくりを進めます

背景

・全国の雇用情勢は、就業者数が過去最高水準で推移し、大学生就職率も高水準を維持している一方で、中小企業における人手不足感は高まっています。
・孤独・孤立対策推進法の施行により、社会的な孤立状態にある人への支援体制の強化や、社会との接点を作り多様な働き方の選択肢を拡大する環境整備の重要性が増しています。
・障がい者の法定雇用率は、段階的に引き上げられており、令和６年４月の2.5%への引上げに続き、令和８年７月には2.7%となります。
・松阪市以南で構成する「南三重地域就労対策協議会」において、若者・学生向けに地域企業の魅力を発信するサイトを構築するなど、広域連携による企業の人材確保支援を展開してきました。
・令和５年に産官学民が連携する「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を設立するとともに、令和６年度から市役所での中間的就労（短時間雇用）を行う「ワークステーションいせ」を開始し、社会参加から一般就労へつながるステップアップ支援体制を整備しました。

課題

・市内企業の認知が広まっておらず、就職先として市内企業を選ぶ若者が少ない状況にあります。
・令和８年７月の障がい者法定雇用率の引き上げにより、さらなる障がい者雇用の促進が求められます。
・さまざまな理由により働きたくても働けない人が増えており、社会との接点が乏しいことによって孤独・孤立に陥り生活の困難さが深刻化する状況が見られます。
・高齢化が進展する中で、高齢者への就業機会の提供を通じて、生活の充実を図ることが求められています。

取組の方向性

6-4-1. 企業と求職者の接点づくり

・近隣自治体、関係機関・団体等と連携し、企業の魅力発信や求職者との接点づくりを支援します。

6-4-2. 多様なニーズに応える就労支援

・公共職業訓練の周知やセミナーの開催など、求職者が就労に有利な資格取得や知識の習得ができるよう、関係機関・団体と連携して支援します。
・障がい者雇用を促進するため、関係機関・団体と連携し、法定雇用率や雇用に係る支援制度などの周知・啓発を行います。
・さまざまな理由で働きたくても働けない人に対し、その人の個性や意欲に応じた社会参加や就労にチャレンジするきっかけを作るなど、就労に向けた支援を行います。
・高齢者が就業を通じて地域で活躍できる環境づくりを支援します。

施策５　　消費者行政

【推進方針】　消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

背景

・インターネットを通じた商取引や電子決済が普及したことで、新たな形態の消費者被害が全国で発生しています。
・令和４年４月の民法改正による成年年齢の引下げにより、社会経験の少ない若年者が消費者被害に遭うリスクが高まっており、自立した消費者を育む教育の重要性が増しています。
・伊勢市消費生活センターは、令和４年度から伊勢志摩定住自立圏内の３市３町で広域連携を開始し、消費生活に係る相談対応・啓発・情報発信を展開してきました。
・若年者の消費者被害未然防止に向け、高校生を対象とした出前講座や啓発イベントを重点的に実施するなど、契約に関する正しい知識の普及と自立した消費者の育成に取り組んできました。

課題

・消費者自らが正しい知識を身につけ、契約トラブルや詐欺被害を未然に防ぐことができるように、連携市町と協力して消費者教育を進める必要があります。
・伊勢市消費生活センターに寄せられる相談内容は、年々複雑化しており、相談件数も増加傾向にあります。
・複雑化する相談内容に適切に対応するため、相談員の専門知識の向上や相談体制の維持・強化を図る必要があります。

取組の方向性

6-5-1. 消費者教育・啓発の推進

・広報紙やＳＮＳ等を活用した情報発信、各所での啓発活動、学校や老人クラブ等を対象とした出前講座を実施して、消費者教育を推進します。
・契約トラブルや詐欺の手口が今後ますます巧妙化・高度化することが予想されるため、事例の情報を連携市町間で共有し、効果的な情報発信を行います。

6-5-2. 相談体制の維持・強化

・広域化した伊勢市消費生活センターに相談員を適切に配置し、連携市町内の消費生活相談に対応します。
・消費生活相談員資格保有者の確保を図るとともに、専門機関が実施する消費生活に関する研修や勉強会等に相談員を参加させるなど、相談員の能力向上を図ります。

分野 7　都市基盤

目指す姿　誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

施策１　土地利用

推進方針　よりよいまちとしての土地利用を進めます

関連SDGs



- 主要課題①　秩序ある土地利用の推進
- 主要課題②　地籍調査の推進

施策２　道路・公園

推進方針　幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します

関連SDGs



- 主要課題①　幹線道路の効率的な整備
- 主要課題②　通学路の安全対策
- 主要課題③　橋梁長寿命化の推進
- 主要課題④　公園整備及び公園施設長寿命化の推進

施策３　交通

推進方針　移動しやすい交通環境の整備を推進します

関連SDGs



- 主要課題①　地域公共交通の充実
- 主要課題②　交通渋滞対策の推進

施策４　河川・排水

推進方針　河川・排水施設を良好に保全します

関連SDGs



- 主要課題①　河川・排水路の健全化の推進
- 主要課題②　ポンプ場の更新及び長寿命化等の推進

施策５　住宅

推進方針　市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

関連SDGs



- 主要課題① 市営住宅の適正な管理と居住支援
- 主要課題② 空家等対策の推進
- 主要課題③ 木造住宅の耐震化
- 主要課題④ 良好な景観形成

施策６　水道

推進方針　安全で安心な水を未来へつなげます

関連SDGs



- 主要課題① 【強靭（きょうじん）】災害に強いしなやかな水道の構築
- 主要課題② 【持続】健全で持続可能な水道経営
- 主要課題③ 【安全】安全で安心できる水道水の供給

施策７　下水道

推進方針　公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減を進めます

関連SDGs



- 主要課題① 快適な生活環境の整備
- 主要課題② 市街地の浸水被害の軽減
- 主要課題③ 施設の更新と防災対策

施策１　　土地利用

【推進方針】　よりよいまちとしての土地利用を進めます

背景

・国においては、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを実現するため、都市機能や居住を利便性の高いエリアに集約し、公共交通ネットワークとの連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を重点施策として推進しています。
・都市のコンパクト化を目指す上で中心市街地の活性化は不可欠であることから、新たな居住空間及び都市機能の拠点を生み出す伊勢市駅前地区の再開発事業を支援・促進してきました。
・道路空間を「車中心」から「人中心」へと転換し、居心地の良い空間形成を通じて都市の魅力向上や賑わい創出を目指す「まちなかウォーカブル推進事業」に令和６年度より着手しました。
・地籍調査については、令和３年度から工程管理や検査を一括して業務委託し、令和４年度からは公共事業に先行して実施することで、調査面積の拡大と事業の加速化を図りました。

課題

・中心部と郊外部の地価差から大規模集客施設や戸建て住宅の郊外への立地が進んでおり、市街地の分散化による都市の魅力や生活利便性の低下が懸念されます。
・人口減少や少子高齢化が進む中、持続可能な都市経営を実現するには、医療や商業などの都市機能と居住の分布を適切に誘導することが求められます。
・中心市街地の都市機能の増進及び、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する必要があります。
・巨大地震や集中豪雨などの災害リスクが高まるなか、万一被災した場合、筆界が明確でないと復旧復興に多大な時間が必要となります。
・地籍調査の進捗率は、市全域の10.2%（令和７年度末時点）と遅滞しています。

取組の方向性

7-1-1. 秩序ある土地利用の推進

・都市計画法に基づく制度を適切に運用し、必要に応じて用途地域等の変更を行うなど、適正な土地利用の誘導を図ります。
・都市機能増進施設（医療・福祉施設、商業施設など）や居住地がまとまって立地し、公共交通などによりこれらの都市機能にアクセスできる都市構造（多拠点ネットワーク型）への転換を図ります。
・中心市街地の活性化を図るため、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会によるさまざまな取り組みを推進します。

7-1-2. 地籍調査の推進

・社会資本整備（計画道路等）、防災対策（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）、まちづくり（立地適正化計画）と連携した地籍調査を優先して計画的・効率的に進めます。

施策２　　道路・公園

【推進方針】　幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します

背景

・国土強靭化の推進に向け、災害時の緊急輸送道路としての機能強化に加え、地域の物流・人流を支える効率的な道路ネットワークの構築が求められています。
・道路や公園などインフラ施設の老朽化が全国的な課題となる中、事後保全から予防保全への転換により、施設の長寿命化とトータルコストの縮減、将来的な財政負担の平準化を図ることが重要となっています。
・計画的な市道整備に加え、本市の骨格となる国道・県道などの幹線道路についても、国・県に対して着実な事業進捗を要望し、地域全体の道路網の整備促進を図ってきました。
・警察や学校等と連携した市内通学路の合同点検を継続して実施し、グリーンベルトやガードレールの設置など、通学路の安全対策を進めてきました。
・社会的需要に応じた公園整備が求められていることから、朝熊山麓公園、市営大仏山公園の整備を進めてきました。

課題

・幹線道路や生活道路において、自動車と歩行者が交錯して危険な箇所や通勤時などに交通渋滞も多く発生していることから、安全で安心して通行できる道路整備が必要です。
・全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が発生していることから、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保が必要です。
・橋梁の高経年化が進んでおり、20年後には建設後50年を経過する割合が８割を超える見込みです。従来の事後保全型から予防保全型へ転換することで、長寿命化や修繕費用の縮減を図ることが求められています。
・10年後には設置から30年を経過する公園が約５割に達する見込みです。公園施設の安全・安心を確保しつつ、重点的かつ効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、計画的な予防保全や長寿命化が求められています。

取組の方向性

7-2-1. 幹線道路の効率的な整備

・都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進します。

7-2-2. 通学路の安全対策

・児童生徒が安全に通学できるように関係機関と連携し通学路の合同点検を行い、通学路の安全対策を推進します。

7-2-3. 橋梁長寿命化の推進

・既存の橋梁に対して定期点検を実施し、緊急度の高い橋梁を優先的に修繕することで、予防保全・長寿命化を推進します。

7-2-4. 公園整備及び公園施設長寿命化の推進

・憩いや親水などコミュニティ活動の場として総合公園を整備する一方で、既存の公園施設に対して定期点検を実施し、緊急度の高い施設を優先的に修繕することで、予防保全・長寿命化を推進します。



公園整備（朝熊山麓公園）

施策３　　交通

【推進方針】　移動しやすい交通環境の整備を推進します

背景

・令和５年の地域公共交通活性化再生法の改正を受け、官民や分野を超えた「共創」と交通ＤＸの推進により、地域交通を「リ・デザイン（再構築）」する国の基本方針が示されました。
・令和６年度から、夜間のタクシー不足を補う「日本版ライドシェア」の実証や、将来の運転士不足を見据えた自動運転バスの実証運行を開始し、次世代技術を活用した持続可能な地域交通の確保を推進してきました。
・神宮周辺の交通渋滞対策として、混雑期におけるパーク＆バスライドの実施や臨時駐車場の開設、交通規制等を継続的に実施し、観光客と市民生活が調和した円滑な交通環境の確保に取り組んできました。

課題

・バス運転手等の公共交通の担い手不足が深刻化しており、現状の路線の維持も今後難しくなる可能性があります。
・路線バスと鉄道の利用者数がコロナ禍前の水準に戻っていないため、市民と観光客双方に対して公共交通の利用を促進する必要があります。
・神宮周辺では、来訪者の多くが自家用車を利用していることから、市内各所で交通渋滞が頻繁に発生し、地域住民の生活だけでなく、来訪者の移動にも支障をきたしています。

取組の方向性

7-3-1. 地域公共交通の充実

・新しい交通システム（ライドシェア、自動運転バスなど）の導入を通じて公共交通の担い手不足に対応するとともに、地域ニーズを踏まえたバス路線の維持・再編に取り組みます。
・公共交通への関心を高め、市民や観光客が利用するきっかけを創出することで、公共交通の利用につながる取り組みを実施します。

7-3-2. 交通渋滞対策の推進

・国や県、警察など関係機関と連携し、駐車場対策や交通規制、パーク＆バスライドの実施、交通渋滞に関する調査や情報発信などを実施するとともに、駐車場の再編に取り組み、地域の交通渋滞の緩和や発生抑止に取り組みます。

施策４　　河川・排水

【推進方針】　河川・排水施設を良好に保全します

背景

・国においては、水害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水計画を従来の「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加等を考慮した計画」へと抜本的に見直し、事前防災・減災対策の加速化が図られています。
・平成29年10月の台風21号による浸水被害を受け、国・県と連携して勢田川・桧尻川・汁谷川の重点的な河川整備や下水道整備を実施し、浸水被害軽減に向けた「流域治水」の取り組みを推進してきました。

課題

・本市においても大雨による気象災害が頻発化・激甚化しており、浸水被害が発生しています。
・浸水被害の軽減を図るためには、河川・排水路の整備や適正な維持管理が必要です。
・雨水ポンプ場については、耐用年数を経過した施設もあることから、計画的かつ効率的な施設更新及び長寿命化を推進することが必要です。

取組の方向性

7-4-1. 河川・排水路の健全化の推進

・浸水被害の軽減を図るため、河川・排水路の堆積土砂の撤去及び護岸等の整備を推進します。

7-4-2. ポンプ場の更新及び長寿命化等の推進

・必要時に稼働できるよう、計画的かつ効率的なポンプ場の更新及び長寿命化を推進します。



護岸の整備（小木川）

施策５　　住宅

【推進方針】　市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

背景

・高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者が円滑に入居できる環境を整備するため、改正住宅セーフティネット法が施行（令和７年10月）されました。
・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和５年12月施行）により、空家の除却等の促進や、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理が強化されました。
・令和６年能登半島地震の発生を受け、昭和56年５月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の重要性が改めて強く認識されました。
・これまで、人口減少を見据えた市営住宅の集約化を進めるとともに、既存ストックの長寿命化改善工事を実施し、居住環境の向上を図ってきました。
・空家バンクを活用した空家の流通・活用を促進したほか、管理不全な空家等の防止・解消に取り組み、良好な生活環境の保全に努めてきました。
・無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度の充実に加え、戸別訪問による啓発活動を強化し、市民の生命と財産を守るための木造住宅の耐震化を積極的に促進してきました。

課題

・市営住宅の多くが建築から40年が経過しており、限られた財源の中で計画的に長寿命化や住宅の集約を進める必要があります。
・社会福祉の視点を踏まえ、住宅セーフティネットとしての役割を果たす住宅を提供していくことが求められます。
・高齢化や人口減少の進行等により、空家がさらに増加することが予想されます。
・管理不全な空家の増加は、地域住民の生活環境を悪化させるおそれがあることから、適切な対策を講じて解消を図る必要があります。
・市内には旧耐震基準の木造住宅が約12,500棟あり、地震発生時には、倒壊により住民の生命が危険にさらされるだけでなく、緊急車両の通行が妨げられるおそれがあります。
・本市固有の豊かな自然風土や歴史文化に育まれた景観は、市民共有の財産です。市全域に広がる豊かな景観を後世へ引き継ぐためには、良好な景観の形成を図る必要があります。

取組の方向性

7-5-1. 市営住宅の適正な管理と居住支援

・市営住宅の耐久性の向上、躯体（くたい）の経年劣化対策などの改修事業を実施します。
・耐震性能が確保されていない、老朽化が顕著である、又は津波等の災害によって大きな被害が想定される市営住宅は、入居者の住み替え支援を行いつつ用途廃止します。
・高齢者や子育て世代等の住宅確保要配慮者のための居住支援の体制づくりを進めます。

7-5-2. 空家等対策の推進

・空家バンク制度等により、空家の流通・活用の促進を図ります。
・地域の安全・安心な生活環境を確保するため、管理不全な空家の所有者等に対して適正な管理や除却を促し、問題の解消を図ります。

7-5-3. 木造住宅の耐震化

・戸別訪問やホームページ等を通じて、建物所有者に木造住宅の耐震化の重要性を広く周知します。
・倒壊のリスクが特に高いとされている昭和56年５月以前の木造住宅について、各種補助制度により耐震化を支援します。

7-5-4. 良好な景観形成

・良好な景観の形成を促進するため、景観形成重点地区において、建築物の建築や外観の修景など、景観に配慮した取り組みを支援します。
・景観への親しみを深め、その大切さに気づき、新たな魅力を発見してもらうため、景観絵画・写真コンクールなどを通じて景観形成への意識向上を図ります。



景観形成重点地区（内宮おはらい町地区）

施策６　　水道

【推進方針】　安全で安心な水を未来へつなげます

背景

・令和６年能登半島地震では、水道施設が甚大な被害を受け、復旧が長期化したことから、施設の耐震化と災害時の業務継続体制の重要性が改めて強く認識されました。
・全国で道路陥没や漏水事故など、水道管路の老朽化が原因とされる事象が多数発生しています。
・健康影響が懸念される有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）が一部の水道事業で検出されたことを受け、代表的な物質（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ）は令和８年４月から法的拘束力のある水質基準に引き上げられました。
・災害時における迅速な復旧活動や業務継続体制を確保するため、防災拠点となる上下水道部庁舎を整備しました。

課題

・令和６年能登半島地震を踏まえ、今後想定される大地震に備えて基幹となる水道施設の耐震化が重要です。
・本市においても老朽化が進んでいる水道施設が存在するため、その更新や定期的な点検、維持修繕を計画的に進めることが必要です。
・人口減少や節水機器の普及などに伴う給水量の減少により、料金収入が減少し、水道事業の経営が厳しくなっています。
・有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）などによる健康影響が問題となっている中、水道水の水質基準に基づく適正な水質監視・管理が重要です。

取組の方向性

7-6-1.【強靭（きょうじん）】災害に強いしなやかな水道の構築

・災害に強い水道を構築し、安全な水の供給を確保するため、基幹となる水道施設の耐震化を進めます。

7-6-2.【持続】健全で持続可能な水道経営

・老朽化に起因する事故を防止し、良好な水道を持続的に提供するため、老朽化した水道施設の更新を進め、水道施設の点検を含む適正な維持管理を図ります。
・料金収入の減少や水道施設の更新費の増加に対応するため、水道施設のダウンサイジングや統廃合により経費削減につなげます。

7-6-3.【安全】安全で安心できる水道水の供給

・安全な水道水を供給するため、各水源の原水や給水栓末端部において定期的に水質検査を実施し、その結果をホームページで公表します。

施策７　下水道

【推進方針】　公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減を進めます

背景

・下水道は、私たちの暮らしの中で生じた汚水から水環境を守るとともに、快適で安全な生活環境を実現する重要な役割を担っています。
・計画的に下水道整備を進め、公共下水道人口普及率は63.7%（令和７年度末時点）まで向上するなど、快適で衛生的な生活環境の基盤整備を推進してきました。
・平成29年10月の台風21号による市内の浸水被害を受け、国・県と連携して勢田川流域等の重点的な対策として、浸水被害軽減のための河川整備と一体となった雨水排水対策を進めてきました。
・令和６年能登半島地震では、下水道施設が甚大な被害を受け復旧が長期化したことから、耐震化による防災機能の強化が改めて強く認識されました。
・他自治体で発生した下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故を受け、下水道施設の適正な維持管理の重要性が高まっています。
・災害時における迅速な復旧活動や業務継続体制を確保するため、防災拠点となる上下水道部庁舎を整備しました。

課題

・人口減少及び物価高騰などを踏まえ効率的に公共下水道の整備を進め、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ることが必要です。
・気候変動の影響により天候災害が増加・深刻化しており、浸水被害の軽減を図るため、雨水排水施設の整備が必要です。
・本市においても、下水道管路の老朽化に起因する道路陥没や、災害時における施設の機能不全が懸念されることから、適切な改築・更新及び耐震化を進める必要があります。

取組の方向性

7-7-1. 快適な生活環境の整備

・快適で安全な生活環境を実現するため、汚水管渠の整備を計画的に進めるとともに、五十鈴川中村浄化センターを廃止し、流域下水道への統合による効率化を図り、住民が安心して暮らせる衛生的な社会づくりに取り組みます。

7-7-2. 市街地の浸水被害の軽減

・勢田川流域等において、各関係機関と協働で流域治水を推進し、排水施設の整備を行い、浸水被害の軽減を図ります。

7-7-3. 施設の更新と防災対策

・雨水ポンプ場や排水路など、老朽化が進む下水道施設の計画的な改築・更新を進めます。
・大規模地震への備えとして、防災・減災対策を計画的に進め、下水道施設の被害軽減を図ります。

分野 8　市役所運営

目指す姿　市民から信頼される市役所

施策１　行財政運営

推進方針　効率的・効果的な行政運営と持続可能な財政運営を進めます

関連SDGs



- 主要課題①　公共施設マネジメントの推進
- 主要課題②　デジタル行政の推進
- 主要課題③　協働の推進
- 主要課題④　持続可能な財政運営

施策２　行政組織力

推進方針　市民や職員とつながり、ともに考え、未来志向でチャレンジする職員の育成を目指します

関連SDGs



- 主要課題①　人材育成・人材確保・職場環境整備
- 主要課題②　危機対応能力の向上

施策１　　行財政運営

【推進方針】　効率的・効果的な行政運営と持続可能な財政運営を進めます

背景

・エネルギー価格や建設資材の高騰に加え、人件費の上昇も相まって、コストの増大傾向が続いています。
・施設の老朽化や人口減少に対応するため、総務省の指針に基づき、地方公共団体は施設全体の最適化が必要とされています。
・「デジタル社会形成基本法」等が施行（令和３年９月）され、デジタル庁主導のもと、社会全体のデジタル化に向けた施策が推進されています。
・生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進化と普及により、これらの技術を活用した柔軟な市民サービスの提供や行政運営のさらなる効率化が期待されています。
・ふるさと納税の受入額が全国で１兆円を突破し過去最高を更新するなど制度の利用が拡大する一方で、自治体間の寄附獲得競争は、激化しています。
・企業の社会的責任（ＣＳＲ）や地域貢献意識の高まりを背景に、複雑化する地域課題の解決に向け、全国的に企業と自治体が連携・協働する取り組みが増加しています。
・これまで公共施設マネジメントの取り組みを計画的に進め、除却・譲渡33件を含む69件の取り組みが完了し、更新等費用抑制額は、113億円に達しました（令和７年度末時点）。
・行政手続きのオンライン化、キャッシュレス決済の導入、市公式ＬＩＮＥの機能充実、職員のデジタルリテラシー向上や電子決裁の推進などに取り組むことで、行政のデジタル化を推進してきました。
・これまでお悔やみコーナー設置（令和４年７月）、「書かない窓口」導入（令和６年11月）、各種証明書コンビニ交付促進などの取り組みを進め、市民の利便性向上と行政の効率化を図ってきました。

課題

・社会保障費増や物価高騰により今後も厳しい財政運営が見込まれる中、重要課題に対応しつつ、事業の選択と重点化による持続可能な財政運営が求められます。
・公共施設等の多くは、建設時期が近い（1971～1988年）ため、今後、大規模改修や建替えによる更新時期を集中的に迎えることから、施設更新経費等の削減・平準化が課題です。
・人口減少・少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が今後変化することを見据え、施設を用いたサービスのあり方を見直すことが必要です。
・職員数が減少しても、効率的な行政運営によって市民サービスを維持するためには、職員と市民双方のデジタルリテラシー向上が不可欠です。
・業務の在り方を根本から再構築し、効率化と最適化を図るために、ＤＸを進める必要があります。
・限られた経営資源のなか、多様化・高度化する市民サービスに対応するためには、多様な主体と連携・協働していく必要があります。

取組の方向性

8-1-1. 公共施設マネジメントの推進

・財政負担の軽減と平準化を目指し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、施設保有量の最適化等を図ります。
・公共施設の運営方法等の見直しを行いながら、人口減少、年齢構成変化による需要変化に応じた適切なサービスの提供を目指します。

8-1-2. デジタル行政の推進

・デジタル技術の活用に必要なスキルやプロジェクトをけん引する能力を備えたＤＸ人材となる職員を育成します。
・現在の業務の在り方を見直し、少ない職員数でも効率的な行政運営ができるように、庁内業務のＤＸを推進します。
・さまざまなデジタル技術を活用し、市民が便利で使いやすい行政サービスを提供できるように取り組みます。

8-1-3. 協働の推進

・地域課題の解決と効率的・効果的な行政運営を進めるため、周辺市町や企業・大学等との連携・協働に取り組みます。

8-1-4. 持続可能な財政運営

・税収入だけでなく、ふるさと納税制度や保有資産の有効活用による自主財源の確保に取り組むとともに、国制度の積極的な活用を推進します。
・既存事業の見直しを進め、真に必要な事業への投資を確保することで、効率的かつ規律ある予算編成を実現します。
・市民の利便性向上や業務効率化を実現するため、事業の目的に応じて業務手法や体制の最適化を図ります。

施策２　　行政組織力

【推進方針】　市民や職員とつながり、ともに考え、未来志向でチャレンジする職員の育成を目指します

背景

・国において「人材育成・確保基本方針策定指針」が改正（令和５年12月）され、育成のみならず「人材確保」や「職場環境の整備」が新たに指針の柱として加えられました。
・若年人口減少等により人材獲得競争が激化しています。また、受験生には仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や自己成長、仕事のやりがいなどを重視する意識が浸透しています。
・多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化が必要とされています。
・令和６年能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の発表等により、大規模災害時における行政機能の維持・継続に向けた体制強化が改めて求められています。
・これまで市職員の確保に向けて採用試験の時期や方法を工夫するとともに、子育て・介護休暇制度の拡充や男性職員の育児休業取得促進などを通じた、働きやすい職場づくりを推進してきました。
・市役所運営に係る事業継続マネジメント（ＢＣＭ）定例会を継続的に開催し、各部署における業務継続計画（ＢＣＰ）の実効性を検証するなど、全庁的なリスク管理体制の改善・強化を図ってきました。
・能登半島地震等の被災地へ職員を派遣し、支援活動を通じて得た教訓やノウハウを、防災対策や職員の災害対応能力の向上につなげてきました。

課題

・受け身の職場風土を払拭し、主体的に施策を考え、さまざまなことに積極的に挑戦し、課題を解決していく職員を育成することが必要です。
・政策形成・実施にあたり関係者の参画・連携を推進するために必要なスキルを職員が身につけることが大切です。
・市民からの信頼をより高めるため、職員のコンプライアンス意識の向上が重要です。
・職員採用試験の受験者数は減少傾向となっており、人材を継続して確保していくことが必要です。
・仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化しており、ワークライフバランスを保ちながら、職務に従事できる職場づくりを進めていくことが必要です。
・大規模災害時において、災害対応業務を迅速に実施しつつ、行政機能を早期に回復できるよう、あらかじめ執行体制や対応手順、資源確保をしておくことが重要です。
・大規模災害の対応を経験したことのある職員や防災に関する専門的知識を有する職員が少ないことから、人材育成の取り組みが求められます。

取組の方向性

8-2-1. 人材育成・人材確保・職場環境整備

・求められる職員像の実現を目指し、育成プログラムの整備・人材育成手法の充実などに取り組みます。
・就職先として市役所に関心をもってもらえるよう、職員として働くことの魅力を情報発信するとともに、多くの多様な人材に採用試験を受験してもらえるよう、試験方法を工夫します。
・ワークライフバランスの推進やハラスメント対策の強化など、すべての職員が意欲をもって能力を最大限発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

8-2-2. 危機対応能力の向上

・他自治体での災害の教訓を生かし、災害時の業務継続に必要な対策の実施状況を定期的に確認するとともに、リスク管理体制の継続的な改善に取り組みます。
・職員の災害対応能力の向上と防災意識の強化を図るため、図上訓練や被災自治体の視察を継続して実施するとともに、職員の防災士資格の取得を推進します。



図上訓練

6　指標

見方

「－」：モニタリング指標には目標値の設定はありません

重点	施策		指標(単位)	実績値 R4年度	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R8年度	目標値 R9年度	目標値 R10年度	目標値 R11年度
創生戦略1　未来を支える人づくり	施策2 教育環境の充実	【モニタリング指標】									
			市立小学校の児童数（人）	5,875	5,726	5,476	5,378	－	－	－	－
			（時点）								
			（指標の算								
		【目標指標】									
			地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）） （出典：下位計画で目標値として設定している場合にその計画名を記載）	小学校 47.4 中学校 43.5	小学校 76.6 中学校 69.7	小学校 83.5 中学校 77.0	小学校 84.5 中学校 78.5	小学校 68.0 中学校 66.0	－	－	－
			（時点）						年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			学校の授業以外で、本（電子書籍含む）で何かを調べたことがある児童・生徒の割合（%）	／	／	／	小学校 50.0 中学校 26.3	小学校 55.0 中学校 30.0	小学校 60.0 中学校 35.0	小学校 65.0 中学校 40.0	小学校 70.0 中学校 45.0
			（時点）	R4年度	R5年度					R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	小中学生読書アンケート							
		◆	総合型地域スポーツクラブに加入する小中学生の割合（%）	17.8	18.2	19.2	20.4	21	22	23	24
										R11.1.1	R12.1.1
			（指標の算出方法）	市内総合型地域スポーツクラブに加入する小中学生数 / 市内小中学生数							

「－」：下位計画改定等の際に目標値を設定

「／」：実績値なし

「◆」：創生戦略のみで設定している目標指標

【目標指標】下記２つを満たすもの　※主要課題ごとに１つ以上を設定
①施策の進捗、課題解決の進捗を測るもの
②事業の実施によって直接的に影響を与えることができるもの
（外的要因の影響を強く受けないもの）

【モニタリング指標】下記２つのいずれか　※モニタリング指標は設定の無い施策もあります。
①目標指標の条件②を満たさないが、施策の進捗、課題解決の進捗を測るもの
②施策を取り巻く環境や前提条件

創生戦略　基礎指標

		指標(単位)	実績値				目標値			
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
基礎指標	【モニタリング指標】									
		人口（人）	120,359	118,884	117,307	115,379	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	月別人口調査（令和7年度は国勢調査）							
		年少人口、人口に対する割合（上段＝人、下段＝%）	13,586 11.3	13,193 11.1	12,728 10.9	12,168 10.5	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	月別人口調査（令和7年度は国勢調査）							
		生産年齢人口、人口に対する割合（上段＝人、下段＝%）	66,197 55.0	65,305 54.9	64,351 54.9	64,042 55.5	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	月別人口調査（令和7年度は国勢調査）							
		老年人口、人口に対する割合（上段＝人、下段＝%）	39,216 32.6	39,026 32.8	38,868 33.1	38,523 33.4	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	月別人口調査（令和7年度は国勢調査）							
		外国人住民人口、人口に対する割合（上段＝人、下段＝%）	1,156 1.0	1,291 1.1	1,388 1.2	1,594 1.4	-	-	-	-
		（時点）	R4.9.30	R5.9.30	R6.9.30	R7.9.30	R8.9.30	R9.9.30	R10.9.30	R11.9.30
		（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		世帯数（世帯）	51,930	52,042	52,162	52,940	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	月別人口調査（令和7年度は国勢調査）							
		1世帯あたりの人員（人）	2.32	2.28	2.25	2.18	-	-	-	-
		（時点）	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	R8.10.1	R9.10.1	R10.10.1	R11.10.1
		（指標の算出方法）	人口 / 世帯数							
		転出者数（人）	3,862	3,774	3,616	3,670	-	-	-	-
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		転入者数（人）	3,572	3,412	3,410	3,611	-	-	-	-
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		出生数（人）	705	601	544	522	-	-	-	-
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		死亡数（人）	1,790	1,783	1,878	1,808	-	-	-	-
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	住民基本台帳							
	【目標指標】									
		伊勢市は暮らしやすいまちだと思う市民の割合（%）	69.4	59.9	76.9	68.5	90.0	90.0	90.0	90.0
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	市民アンケート							
		伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う市民の割合（%）	83.3	83.9	93.6	82.8	90.0	90.0	90.0	90.0
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	市民アンケート							
		伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合（%）	72.0	82.4	89.0	77.4	90.0	90.0	90.0	90.0
		（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		（指標の算出方法）	市民アンケート							

創生戦略　モニタリング指標・目標指標

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略1　未来を支える人づくり	施策1 子どもを産み・育てやすい環境整備	【モニタリング指標】									
			妊娠届出受理件数（件）	684	591	561	558	－	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	母子健康手帳交付時における妊娠届出の受理件数							
			出生数（人）	705	601	544	522	－	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		【目標指標】									
			産後ケア事業（人・日） （出典：伊勢市こども計画（R7～R11）） ※R7年度は見込み	55	49	70	167	215	310	375	460
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	産後ケア利用延べ数							
			子育ての相談場所を知っている保護者の割合（%）	96.0	95.9	96.2	96.6	96.5	96.5	97.0	97.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	保育所保護者アンケート							
			放課後児童クラブの利用充足率（%） （出典：伊勢市こども計画（R7～R11）） ※R7年度は見込み	100.0	99.9	99.5	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	利用者 / 申込者数							
	施策2 教育環境の充実	【モニタリング指標】									
			市立小学校の児童数（人）	5,875	5,726	5,476	5,378	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立小学校の在籍児童数							
			市立中学校の生徒数（人）	3,054	2,945	2,991	2,926	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立中学校の在籍生徒数							
			市立幼稚園の園児数（人）	108	108	102	97	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立幼稚園の在籍園児数							
			1,000人当たりの不登校児童・生徒数（人） ※下段括弧内は全国値	21.4 (31.7)	25.8 (37.2)	25.9 (38.6)	28.4	－	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市立小中学校の児童生徒1,000人当たりの年間30日以上欠席した児童生徒数（病気や経済的な理由によるものを除く）							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略1　未来を支える人づくり	施策2 教育環境の充実	【目標指標】									
			課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童・生徒の割合（%）	小学校 72.1 中学校 82.7	小学校 80.1 中学校 79.7	小学校 84.8 中学校 82.9	小学校 83.9 中学校 80.2	小学校 84.0 中学校 81.0	小学校 84.5 中学校 82.0	小学校 84.7 中学校 82.5	小学校 85.0 中学校 83.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）））	小学校 47.4 中学校 43.5	小学校 76.6 中学校 69.7	小学校 83.5 中学校 77.0	小学校 84.5 中学校 78.5	小学校 68.0 中学校 66.0	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			学校の授業以外で、本（電子書籍含む）で何かを調べたことがある児童・生徒の割合（%）				小学校 50.0 中学校 26.3	小学校 55.0 中学校 30.0	小学校 60.0 中学校 35.0	小学校 65.0 中学校 40.0	小学校 70.0 中学校 45.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	小中学生読書アンケート							
			自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）））	小学校 76.9 中学校 79.8	小学校 84.7 中学校 81.9	小学校 85.2 中学校 83.0	小学校 88.1 中学校 87.8	小学校 85.0 中学校 82.5	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童・生徒の割合（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）））	小学校 95.7 中学校 96.9	小学校 97.4 中学校 96.3	小学校 97.2 中学校 94.7	小学校 98.0 中学校 96.1	小学校 100 中学校 100	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			通学路の安全対策実施箇所数（箇所） （出典：伊勢市通学路交通安全プログラム）	23	49	19	23	25	25	25	25
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市通学路交通安全プログラムに基づき安全対策を実施した箇所数							
		◆	総合型地域スポーツクラブに加入する小中学生の割合（%）	17.8	18.2	19.2	20.4	21	22	23	24
			（時点）	R5.1.1	R6.1.1	R7.1.1	R8.1.1	R9.1.1	R10.1.1	R11.1.1	R12.1.1
			（指標の算出方法）	市内総合型地域スポーツクラブに加入する小中学生数 / 市内小中学生数							
			学校・幼稚園・保育所・こども園で実施した環境教育の実施回数（回） （出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11）））	43	56	54	53	75	80	85	90
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市が主催し、又は皇學館大学・協定締結事業者・伊勢市環境会議等と連携して実施した環境教育の回数							
			夏休みちょこっと福祉体験の参加者数（人） （出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10）））		64	50	70	79	84	90	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	夏休みちょこっと福祉体験の参加者数							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略1　未来を支える人づくり	施策3 地域・職場を支える人材育成・確保		【目標指標】								
			地域活動に参加したい市民の割合（%）	33.2	41.7	47.4	32.6	46.0	48.0	50.0	52.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
			まちづくり協議会への集落支援員委嘱数（人）			16	17	19	21	22	23
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	まちづくり協議会（全23団体）への集落支援員を委嘱した人数							
			ひきこもりサポーター養成者数に占める活動者数の割合（%） （出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10）） ※R5は調査なし		64.2	67.0	60.4	73.0	76.0	80.0	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	活動しているひきこもりサポーター数 / サポーター養成者数							
			生活支援サポーター数＜累計＞（人） （出典：第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6～R8）） ※R5は調査なし	384	395	410	437	475	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	生活支援サポーター養成講座の修了者数（平成28年度～）							
			伊勢市防災大学の受講修了者数〈累計〉（人）	197	257	310	350	385	430	475	520
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	伊勢市防災大学の受講修了者数（平成29年度～）							
		◆	市の奨学金返還支援助成制度の登録者数（人）				8	30	30	30	30
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市内に定住かつ就職希望の若者（35歳以下）で、条件を満たした場合に奨学金返還支援の対象となる新規登録者							
	施策4 自分らしく生きられる環境整備		【目標指標】								
			「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識について賛成しない回答の割合（%） （出典：第4次伊勢市男女共同参画基本計画（R5～R9）） ※R5は調査なし	79	82.1	78.6	79.8	70.0	70.0	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
			社会教育施設の稼働率（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）） ※R5は調査なし	30.6	28.5	28.1	28.8	35.0	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	利用コマ数計 / 年間コマ数計 ※社会教育施設：いせトピア、二見生涯学習センター、小俣公民館、御薗公民館及び小俣農村環境改善センター							
			図書館入館者数（人）	321,184	335,669	337,609	337,385	345,000	350,000	355,000	360,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	図書館年間入館者数（分室除く）							
			1回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上、１年以上実施している人の割合（%） （出典：第3期伊勢市健康づくり指針（R8～R17）） ※R5は調査なし	男41.7 女33.2	男41.0 女34.8	男41.1 女35.2	男42.2 女36.0	男43.1 女37.0	男43.9 女38.0	男44.8 女39.0	男45.6 女40.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市国保特定健康診査を受けた人のうち、上記指標を実施している人の割合							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略1 未来を支える人づくり	施策5 移住・定住の促進	【目標指標】									
		◆	移住相談者数（人）	97	145	232	239	270	280	290	300
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	移住相談者数（窓口、電話、メール、移住イベント参加者数）							
		◆	移住関連施策を利用した移住者数（人）	11	20	26	14	30	30	35	35
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市が実施する移住関連施策を利用した移住者数							
創生戦略2 まちの躍動・輝きづくり	施策1 文化力の向上	【目標指標】									
			新規文化財指定等の件数（件）	1	0	0	0	1	1	1	1
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	国・県・市指定文化財と国登録文化財等の新規指定等件数							
			市主催文化行事の参加者数（人）	13,592	13,960	18,396	17,653	17,000	17,000	17,000	17,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	文化政策課主催の文化行事の観覧者数と出演者等の合計							
			小中学生を対象とする文化体験講座の実施回数（回）	48	75	111	111	115	110	105	100
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	小中学生を対象とした文化体験講座の実施回数							
			市博物館施設の入館者数（人）	31,957	38,168	43,976	39,677	66,000	71,000	72,000	73,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市所有の博物館施設の入館者数 博物館施設：伊勢古市参宮街道資料館、尾崎咢堂記念館、賓日館（R8.3～休館）、伊勢河崎商人館、山田奉行所記念館、伊勢市歴史博物館							
	施策2 観光による賑わいづくり	【モニタリング指標】									
			神宮参拝者数（万人）（出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11））	603.7	717.3	754.1	772.5	－	－	－	－
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	神宮（外宮・内宮）の参拝者合計							
			神宮外国人参拝者数（万人）	1.9	8.5	11.0	11.5	－	－	－	－
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	神宮（外宮・内宮）の外国人参拝者合計							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略2　まちの躍動・輝きづくり	施策2 観光による賑わいづくり	【目標指標】									
			市内宿泊者数（万人） （出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11）） （時点）	72.2 R4	83.8 R5	86.6 R6	88.6 R7	89.3 R8	92.2 R9	93.4 R10	94.6 R11
			（指標の算出方法）	伊勢市観光統計							
			市内観光消費額（億円） （出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11）） （時点）	422.7 R4	479.9 R5	657.7 R6	663.1 R7	730 R8	780 R9	830 R10	870 R11
			（指標の算出方法）	一人あたりの平均観光消費額×観光入込客数（伊勢市観光客実態調査）							
			市観光の総合満足度（%） （出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11）） （時点）	91.5 R4	92.4 R5	87.4 R6	95.6 R7	91.5 R8	91.5 R9	91.5 R10	91.5 R11
			（指標の算出方法）	伊勢市観光客実態調査							
	施策3 商工業・農水産業の振興	【モニタリング指標】									
			市内の農業産出額（推計）（億円） （時点）	43.0 R3年	45.3 R4年	48.7 R5年	49.7 R6年	- R7年	- R8年	- R9年	- R10年
			（指標の算出方法）	三重県農業産出額を市町按分して算出							
			市内の漁業生産額（億円） （時点）	3.2 R4年度	3.2 R5年度	6.1 R6年度	4.1 R7年度	- R8年	- R9年	- R10年	- R11年
			（指標の算出方法）	伊勢湾漁業協同組合による漁業・漁港別漁業生産額の合計							
			製造品出荷額（億円） （時点）	2,276 R3年	2,521 R4年	2,892 R5年	3,159 R6年	- R7年	- R8年	- R9年	- R10年
			（指標の算出方法）	経済構造実態調査　製造業事業所調査							
			法人事業所数 （時点）	3,236 R4年度	3,260 R5年度	3,295 R6年度	3,306 R7年度	- R8年度	- R9年度	- R10年度	- R11年度
			（指標の算出方法）	法人市民税均等割が課税されている事業所数							
		【目標指標】									
			認定新規就農者数＜累計＞（人） （時点）	21 R5.3.31	24 R6.3.31	25 R7.3.31	29 R8.3.31	30 R9.3.31	32 R10.3.31	34 R11.3.31	36 R12.3.31
			（指標の算出方法）	青年等就農計画の認定を行った農業者数（平成27年度～）							
			担い手の農地利用集積率（%） （時点）	36.3 R5.3.31	41.3 R6.3.31	42.5 R7.3.31	44.3 R8.3.31	45.3 R9.3.31	46.3 R10.3.31	47.3 R11.3.31	48.3 R12.3.31
			（指標の算出方法）	国の担い手の農地利用集積状況調査							
			市内産農産物の高付加価値化に向けた取り組みへの支援数＜累計＞（件） （出典：第2次伊勢市農村振興基本計画（H30～R9）） （時点）	18 R5.3.31	19 R6.3.31	19 R7.3.31	19 R8.3.31	23 R9.3.31	- R10.3.31	- R11.3.31	- R12.3.31
			（指標の算出方法）	市内産農産物の高付加価値化に向けた取り組みへの支援数（平成27年度～）							

重点	施策		指標(単位)	実績値 R4年度	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R8年度	目標値 R9年度	目標値 R10年度	目標値 R11年度
創生戦略2 まちの躍動・輝きづくり	施策3 商工業・農水産業の振興		有害鳥獣による農作物の被害面積と被害額（上段＝a，下段＝千円）（出典：伊勢市鳥獣被害防止計画（R8～R10））	被害面積 1,419 被害額 15,249	被害面積 1,407 被害額 16,646	被害面積 1,414 被害額 23,311	被害面積 1,328 被害額 40,767	被害面積 1,358 被害額 22,388	被害面積 1,331 被害額 21,940	被害面積 1,304 被害額 21,501	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	上段：有害鳥獣による農作物の被害を受けた面積 下段：被害面積×面積あたりの収量×農作物の単価（年度毎の収量と単価）							
			経営相談件数	8,269	8,016	6,907	6,525	7,000	7,020	7,040	7,060
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	商工団体における小規模事業者指導件数							
			創業スクール等への参加者数（人）	176	188	256	245	260	265	270	275
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	創業支援事業計画に定める創業スクール等への参加者数							
			市内で新設・増設・移設した事業者数（事業所）	1	1	3	3	2	2	2	2
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	企業立地促進条例に基づく事業者指定を受け、操業した事業者数							
	施策4 人々が集い、魅力あるまちづくり	【目標指標】									
			中心市街地の歩行者通行量（人）（出典：伊勢市中心市街地活性化基本計画（R8～R12））	3,288	2,957	3,543	3,204	3,634	3,680	3,727	3,774
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	中心市街地7カ所で計測された歩行者数（調査年1回）							
			観光利用が多い路線バスの年間利用者数（千人）（出典：伊勢市地域公共交通計画（R8～R12））	1,577	1,654	1,783	2,000	1,962	2,051	2,140	2,229
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	外宮内宮線、CANバス、二見サンアリーナ線のバス年間利用者数							
		◆	自動運転バスの保有台数（出典：伊勢市地域公共交通計画（R8～R12））	0	0	0	0	0	1	1	1
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	自動運転バス車両の保有台数							
創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり	施策1 自然災害への備え	【目標指標】									
			地域での防災講習会の参加者数（人）	3,901	8,649	7,678	6,046	8,000	8,500	9,000	9,500
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	地域で開催した防災講習会の参加者数							
			避難所運営マニュアル策定の地域数〈累計〉（地域）	8	8	13	13	17	18	19	20
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	避難所運営マニュアルを策定した地域数（平成30年度～）							
			備蓄数量の達成率（%）（出典：伊勢市備蓄計画（R5～））		88.6	91.1	96.0	97.2	100.0	－	－
			（時点）		R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	伊勢市備蓄計画に基づく備蓄数量に対する達成率							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略3　暮らしの安心・快適づくり	施策1 自然災害への備え		耐震補強工事補助件数	4	4	6	20	30	30	30	30
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	耐震補強工事補助金の交付件数							
			基幹管路の耐震化率（%） （出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10））	41.6	42.9	44.3	44.5	46.2	47.1	48.4	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	（基幹管路のうち耐震管延長 / 基幹管路延長）×100							
			降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積＜累計＞（ha） （出典：流域関連伊勢市公共下水道事業計画（H21～R9））	315.0	315.0	335.6	335.6	335.6	431.8	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積（整備対象881ha）							
			施設の更新に着手した雨水ポンプ場数（箇所） （出典：流域関連伊勢市公共下水道事業計画（H21～R9））	2	4	4	5	6	6	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	施設の更新に着手した雨水ポンプ場の箇所数（対象施設9箇所）							
	施策2 誰一人取り残さない福祉	【モニタリング指標】									
			健康寿命（歳） （出典：第3期伊勢市健康づくり指針（R8～R17））	男78.5 女81.3	男78.8 女80.9	男78.3 女80.6	男77.9 女80.3	-	-	-	-
			（時点）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			（指標の算出方法）	sullivan法を用いて三重県が推計した健康寿命							
			障害者手帳（身体・療育・精神）交付者数（人）	7,084	7,353	7,348	7,342	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	障害者手帳（身体・療育・精神）交付者数							
			高齢者人口、高齢化率 （上段＝人、下段＝%）	39,608 32.7	39,541 33.0	39,366 33.3	39,195 33.5	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	住民基本台帳（上段：65歳以上の伊勢市人口、下段：伊勢市人口に占める65歳以上の割合）							
			後期高齢者人口、後期高齢化率 （上段＝人、下段＝%）	22,029 18.2	22,732 19.0	23,181 19.6	23,532 20.1	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	住民基本台帳（上段：75歳以上の伊勢市人口、下段：伊勢市人口に占める75歳以上の割合）							
			避難行動要支援者数（人）	16,490	17,115	15,901	15,998	-	-	-	-
			（時点）	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1	R12.4.1
			（指標の算出方法）	75歳以上の高齢者のみ世帯や要介護3以上認定などの要件に当てはまる人							

重点	施策		指標(単位)	実績値 R4年度	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R8年度	目標値 R9年度	目標値 R10年度	目標値 R11年度
創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり	施策2 誰一人取り残さない福祉	【目標指標】									
			1回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上、１年以上実施している人の割合（%）（出典：第3期伊勢市健康づくり指針（R8～R17）） （時点） （指標の算出方法）	男41.7 女33.2 R4年度 市国保特定健康診査を受けた人のうち、上記指標を実施している人の割合	男41.0 女34.8 R5年度	男41.1 女35.2 R6年度	男42.2 女36.0 R7年度	男43.1 女37.0 R8年度	男43.9 女38.0 R9年度	男44.8 女39.0 R10年度	男45.6 女40.0 R11年度
			特定保健指導実施率（%）（出典：伊勢市国民健康保険データヘルス計画（第3期）特定健康診査等実施計画（第4期）（R6～R11）） （時点） （指標の算出方法）	22.8 R3年度 当該年度中に特定保健指導対象となった人のうち、特定保健指導を完了した人の割合	33.5 R4年度	33.8 R5年度	34.6 R6年度	44.0 R7年度	48.0 R8年度	52.0 R9年度	56.0 R10年度
			糖尿病性腎症重症化予防の受診勧奨後の医療機関受診率（%）（出典：伊勢市国民健康保険データヘルス計画（第3期）特定健康診査等実施計画（第4期）（R6～R11）） （時点） （指標の算出方法）	92.6 R4年度 受診勧奨を受けた人のうち、特定健診又は内科を受診した人の割合	87.1 R5年度	90.2 R6年度	88.1 R7年度	94.0 R8年度	94.5 R9年度	95.0 R10年度	95.0 R11年度
			福祉マッピング調査の実施地区数（地区）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10）） （時点） （指標の算出方法）	/ R4年度 地図上に心配な世帯を落とし込む福祉マッピング調査の実施地区数	7 R5年度	8 R6年度	9 R7年度	10 R8年度	11 R9年度	12 R10年度	- R11年度
			同じ悩みを抱えた人が集う場への参加者数（人）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10）） （時点） （指標の算出方法）	/ R4年度 ひきこもりなど同じ悩みを抱えた人が集う場への参加者数	626 R5年度	746 R6年度	608 R7年度	850 R8年度	925 R9年度	1,000に到達 R10年度	- R11年度
			共同生活援助（グループホーム）利用者数（人）（出典：第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（R6～R8）） （時点） （指標の算出方法）	130 R4年度 1月あたりの平均利用者数（年間利用者数 / 12月）	150 R5年度	163 R6年度	184 R7年度	176 R8年度	- R9年度	- R10年度	- R11年度
			手話奉仕員養成講座修了者数（人） （時点） （指標の算出方法）	27 R4年度 手話奉仕員養成講座（２年間）修了者数（人）	/ R5年度	21 R6年度	/ R7年度	25 R8年度	/ R9年度	30 R10年度	/ R11年度
			計画相談支援及び障害児相談支援利用者数（人）（出典：第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（R6～R8）） （時点） （指標の算出方法）	447 R4年度 1月あたりの平均利用者数（年間利用者数 / 12月）	449 R5年度	522 R6年度	530 R7年度	546 R8年度	- 	- 	-
			障がい者相談支援件数（件） （時点） （指標の算出方法）	16,886 R4年度 障がい者基幹相談支援センター、障がい者地域相談支援センター、福祉総合支援センターにおける相談支援件数	19,969 R5年度	20,229 R6年度	22,625 R7年度	22,830 R8年度	23,030 R9年度	23,230 R10年度	23,430 R11年度
			フレイル予防の活動に取り組む集いの場等の団体数 （時点） （指標の算出方法）	94 R4年度 福祉総合支援センター等が地域で開催するフレイル予防の活動を支援した集いの場等住民主体の活動団体数	106 R5年度	82 R6年度	88 R7年度	100 R8年度	110 R9年度	120 R10年度	130 R11年度

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり	施策3 暮らしを支える快適で安心な環境・基盤づくり	【モニタリング指標】									
			市内の主要河川の中で環境基準値を超過した地点数	0	0	0	0	－	－	－	－
			（時点）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
			（指標の算出方法）	BOD値が環境基準値を超過した市内河川の地点数（全7箇所）							
			刑法犯認知件数（件）	494	627	545	546	－	－	－	－
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	街頭犯罪等発生状況一覧による刑法犯総数							
			伊勢市の交通事故における人身事故発生件数（件）	186	188	182	180	－	－	－	－
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市の交通事故における人身事故発生件数							
			伊勢市の交通事故死者数（人）	4	3	2	1	－	－	－	－
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市の交通事故死者数							
		【目標指標】									
			汚水処理人口普及率（%）（出典：第3期伊勢市生活排水対策推進計画（R8～R17））	86.7	87.4	88.2	88.5	91.0	92.1	93.2	94.3
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	（下水道処理人口＋農業集落排水等処理人口＋コミュニティ・プラント処理人口＋合併処理浄化槽人口）／伊勢市人口							
			防犯出前講座の参加人数（人）	1,130	1,739	2,122	1,705	2,300	2,400	2,500	2,600
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	防犯出前講座を受講した人数							
			自治会による防犯カメラの設置数（台）	147	188	221	251	255	270	285	300
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	市補助により自治会が設置した防犯カメラ台数							
			交通安全の広報啓発の実施回数（回）	66	79	64	59	74	79	84	89
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市交通安全都市推進協議会による街頭等での広報啓発回数							
			交通安全教室、講習会の開催回数（回）	81	98	84	90	90	93	96	100
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	交通安全教室、講習会の開催回数							

重点	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創生戦略3　暮らしの安心・快適づくり	施策3 暮らしを支える快適で安心な環境・基盤づくり		交通安全教室等を開催した学校数（校）	1	1	3	12	12	12	12	12
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	中学校、高校、大学（全20）のうち交通安全教室等を開催した学校数							
			空家等の除却・管理済件数（件） （出典：第2期伊勢市空家等対策計画（R4～R8）） （時点）	267 R4年度	269 R5年度	308 R6年度	327 R7年度	200 R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
			（指標の算出方法）	管理依頼・除却補助金等による空家の解消件数							
			空家バンクの成約件数（件） （出典：第2期伊勢市空家等対策計画（R4～R8）） （時点）	15 R4年度	23 R5年度	17 R6年度	15 R7年度	8 R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
			（指標の算出方法）	空家バンクによる売買・賃貸借契約の成約件数							
			道路改良工事延長（m）	3,386	2,677	3,232	2,153	2,000	2,000	2,000	2,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	道路改良工事における道路側溝整備延長							
			橋梁の長寿命化実施箇所数(橋) （出典：伊勢市橋梁長寿命化修繕計画（H26～R15）） （時点）	2 R5.3.31	4 R6.3.31	3 R7.3.31	8 R8.3.31	6 R9.3.31	5 R10.3.31	3 R11.3.31	6 R12.3.31
			（指標の算出方法）	橋梁の長寿命化に関する実施橋梁数							
			公園の長寿命化実施箇所数（公園） （出典：伊勢市公園施設長寿命化計画（H26～R15） （時点）	11 R5.3.31	12 R6.3.31	5 R7.3.31	6 R8.3.31	6 R9.3.31	14 R10.3.31	14 R11.3.31	15 R12.3.31
			（指標の算出方法）	公園の長寿命化に関する実施公園数							
			生活利用が主となる路線バス及び市内コミュニティバスの年間利用者数（千人） （出典：伊勢市地域公共交通計画（R8～R12）） （時点）	1,248 R4年度	1,255 R5年度	1,270 R6年度	1,237 R7年度	1,274 R8年度	1,277 R9年度	1,280 R10年度	1,283 R11年度
			（指標の算出方法）	路線バス（観光利用が多い路線を除く）及び市内コミュニティバスの年間利用者数							
			御木本道路1㎞以上の渋滞発生日数（日） （出典：第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（R6～R10）） （時点）	8 R4年度	7 R5年度	7 R6年度	13 R7年度	12以下 R8年度	12以下 R9年度	12以下 R10年度	－ R11年度
			（指標の算出方法）	宇治浦田町交差点（伊勢西IC方面）から1㎞以上の渋滞発生日数							
			水源の水質事故件数（件） （出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10）） （時点）	0 R4年度	0 R5年度	0 R6年度	0 R7年度	0 R8年度	0 R9年度	0 R10年度	－ R11年度
			（指標の算出方法）	年間水源水質事故件数							

分野別計画　モニタリング指標・目標指標

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野1　自治・人権・文化	施策1 地域コミュニティ	【モニタリング指標】									
			自治会加入率（%）	76.2	74.8	73.2	73.3	-	-	-	-
			（時点）	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1	R12.4.1
			（指標の算出方法）	自治会加入世帯数 / 住民基本台帳世帯数							
		【目標指標】									
		1-1-1　地域活動に主体的に参画する機運の向上									
			地域活動に参加したい市民の割合（%）	33.2	41.7	47.4	32.6	46.0	48.0	50.0	52.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
		1-1-2　地域活動の仕組み・体制の充実支援									
			まちづくり協議会への集落支援員委嘱数（人）			16	17	19	21	22	23
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	まちづくり協議会（全23団体）への集落支援員を委嘱した人数							
	施策2 市民活動	【モニタリング指標】									
			市民活動登録団体数（団体）	169	167	164	160	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	いせ市民活動センターに登録している市民活動団体数							
		【目標指標】									
		1-2-1　市民活動への参加促進									
			いせ市民活動センターの認知度（%）				38.8	40.0	42.0	44.0	46.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
		1-2-2　多様な市民活動の促進									
			団体間交流イベントの開催回数（回）	5	6	6	5	7	8	9	10
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	いせ市民活動センターが開催・支援した団体間交流イベントの開催回数							
	施策3 人権尊重・男女共同参画	【目標指標】									
		1-3-1　人権意識の高揚									
			啓発事業の参加者数（人）	728	684	742	616	760	780	800	820
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	人権啓発の講演会等における参加者数							
			直近１年間で日常生活の中で人権を侵害されていると感じたことのある人の割合（%）	19.6	21.7	11.9	10.9	14.5	14.0	13.5	13.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							

分野	施策		指標(単位)	実績値 R4年度	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R8年度	目標値 R9年度	目標値 R10年度	目標値 R11年度
分野1 自治・人権・文化	施策3 人権尊重・男女共同参画	1-3-2 男女共同参画社会形成のための意識の醸成									
			市の審議会、委員会などへの女性の登用率（%）（出典：第4次伊勢市男女共同参画基本計画（R5～R9））	27.1	28.5	28.3	28.8	40.0	40.0	40.0	40.0
			（時点）	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
			（指標の算出方法）	審議会等の女性委員数 / 委員総数							
			まちづくり協議会における代議員の女性参画率（%）（出典：第4次伊勢市男女共同参画基本計画（R5～R9））	19.6	20.9	22.2	24.2	40.0	40.0	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	まちづくり協議会の女性代議員数 ／ 代議員総数							
			「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識について賛成しない回答の割合（%）（出典：第4次伊勢市男女共同参画基本計画（R5～R9））	79	82.1	78.6	79.8	70.0	70.0	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
	施策4 国際交流・多文化共生	【モニタリング指標】									
			外国人住民人口（人）、比率（%）	1,156 1.0	1,291 1.1	1,388 1.2	1,594 1.4	-	-	-	-
			（時点）	R4.9.30	R5.9.30	R6.9.30	R7.9.30	R8.9.30	R9.9.30	R10.9.30	R11.9.30
			（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		【目標指標】									
		1-4-1 国際交流の促進									
			国際交流イベントや講座に参加した市民の人数（人）	226	289	397	632	470	500	520	540
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市国際交流協会の開催イベントや講座への参加人数							
			国際交流に関心のある市民の割合（%）	41.2	57.9	64.4	38.6	50.0	52.0	54.0	56.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート							
		1-4-2 多文化共生の環境づくり									
			いせ日本語教室で学習している外国人数（人）	71	100	121	99	145	155	165	175
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	いせ日本語教室に登録し学習した人数							
	施策5 文化	【目標指標】									
		1-5-1 文化財（有形・無形）等の保存・活用									
			新規文化財指定等の件数（件）	1	0	0	0	1	1	1	1
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	国・県・市指定文化財と国登録文化財等の新規指定等件数							
		1-5-2 文化芸術活動の促進									
			市主催文化行事の参加者数（人）	13,592	13,960	18,396	17,653	17,000	17,000	17,000	17,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	文化政策課主催の文化行事の観覧者数と出演者等の合計							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野1 自治・人権・文化	施策5 文化		小中学生を対象とする文化体験講座の実施回数（回）	48	75	111	111	115	110	105	100
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	小中学生を対象とした文化体験講座の実施回数							
		1-5-3　文化施設（博物館含む）の整備と利用推進									
			市博物館施設の入館者数（人）	31,957	38,168	43,976	39,677	66,000	71,000	72,000	73,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市所有の博物館施設の入館者数 博物館施設：伊勢古市参宮街道資料館、尾崎咢堂記念館、賓日館（R8.3～休館）、伊勢河崎商人館、山田奉行所記念館、伊勢市歴史博物館							
分野2 教育	施策1 学校教育	【モニタリング指標】									
			市立小学校の児童数（人）	5,875	5,726	5,476	5,378	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立小学校の在籍児童数							
			市立中学校の生徒数（人）	3,054	2,945	2,991	2,926	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立中学校の在籍生徒数							
			市立幼稚園の園児数（人）	108	108	102	97	－	－	－	－
			（時点）	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1	R8.5.1	R9.5.1	R10.5.1	R11.5.1
			（指標の算出方法）	伊勢市立幼稚園の在籍園児数							
			1,000人当たりの不登校児童・生徒数（人） ※下段括弧内は全国値	21.4 （31.7）	25.8 （37.2）	25.9 （38.6）	28.4	－	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市立小中学校の児童生徒1,000人当たりの年間30日以上欠席した児童生徒数（病気や経済的な理由によるものを除く）							
		【目標指標】									
		2-1-1　確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成									
			課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童・生徒の割合（%）	小学校 72.1 中学校 82.7	小学校 80.1 中学校 79.7	小学校 84.8 中学校 82.9	小学校 83.9 中学校 80.2	小学校 84.0 中学校 81.0	小学校 84.5 中学校 82.0	小学校 84.7 中学校 82.5	小学校 85.0 中学校 83.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（%） （出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8））	小学校 47.4 中学校 43.5	小学校 76.6 中学校 69.7	小学校 83.5 中学校 77.0	小学校 84.5 中学校 78.5	小学校 68.0 中学校 66.0	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			学校の授業以外で、本（電子書籍含む）で何かを調べたことがある児童・生徒の割合（%）				小学校 50.0 中学校 26.3	小学校 55.0 中学校 30.0	小学校 60.0 中学校 35.0	小学校 65.0 中学校 40.0	小学校 70.0 中学校 45.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	小中学生読書アンケート							

分野	施策		指標(単位)	実績値 R4年度	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R8年度	目標値 R9年度	目標値 R10年度	目標値 R11年度
分野2 教育	施策1 学校教育	2-1-2 豊かな心の育成									
			自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合（%）（出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8））	小学校 76.9 中学校 79.8	小学校 84.7 中学校 81.9	小学校 85.2 中学校 83.0	小学校 88.1 中学校 87.8	小学校 85.0 中学校 82.5	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
		2-1-3 安全で安心な教育環境づくり									
			いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童・生徒の割合（%）（第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8））	小学校 95.7 中学校 96.9	小学校 97.4 中学校 96.3	小学校 97.2 中学校 94.7	小学校 98.0 中学校 96.1	小学校 100 中学校 100	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	全国学力・学習状況調査（文部科学省）							
			欠席日数50日以上の不登校児童・生徒が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた割合（%）		小学校 59.1 中学校 53.5	小学校 43.8 中学校 49.6	小学校 67.1 中学校 58.8	小学校 68.0 中学校 59.0	小学校 69.0 中学校 60.0	小学校 70.0 中学校 61.0	小学校 71.0 中学校 62.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）							
	施策2 社会教育	【目標指標】									
		2-2-1 学習機会と学習環境の充実									
			社会教育施設の稼働率（%）（出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8））	30.6	28.5	28.1	28.8	35.0	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	利用コマ数計 / 年間コマ数計 ※社会教育施設：いせトピア、二見生涯学習センター、小俣公民館、御薗公民館及び小俣農村環境改善センター							
			図書館入館者数（人）	321,184	335,669	337,609	337,385	345,000	350,000	355,000	360,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	図書館年間入館者数（分室除く）							
		2-2-2 地域・家庭の教育力の向上									
			図書館イベント実施回数（回）	263	266	290	296	310	320	330	340
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市立図書館が開催する絵本の読み聞かせ講座や地域への出張おはなし会等のイベント実施回数							
	施策3 スポーツ	【目標指標】									
		2-3-1 スポーツができる環境の充実									
			週1回以上のスポーツ（ウォーキング等を含む）実施率（%）（全国平均値）（出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8））	44.5 (52.4)	48.5 (52.2)	51.4 (52.7)	47.3 (51.9)	50.0	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市民アンケート（全国平均値：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）							
			市が主催するスポーツイベント等への参加者数（人）（出典：第3期伊勢市スポーツ推進計画（R4～R8））	4,597	5,159	5,966	9,397	10,000	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市主催スポーツイベント等の参加者数の合計							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野2 教育	施策3 スポーツ	2-3-2 スポーツ関係団体の連携・強化									
			スポーツ協会加盟団体の総会員数とその割合（上段＝人、下段＝%）（出典：第3期伊勢市スポーツ推進計画（R4～R8）） （時点） （指標の算出方法）	9,866 8.1 R4年度 上段：スポーツ協会加盟団体の会員数の合計、下段：市民に占める会員の割合	9,369 7.7 R5年度	8,692 7.3 R6年度	8,705 7.4 R7年度	9,600 8.5 R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
			総合型地域スポーツクラブの会員数（人）（出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）） （時点） （指標の算出方法）	3,153 R5.1.1 総合型地域スポーツクラブの会員数の合計	3,090 R6.1.1	3,353 R7.1.1	3,458 R8.1.1	3,800 R9.1.1	－ R10.1.1	－ R11.1.1	－ R12.1.1
		2-3-3 スポーツ施設の利便性の向上									
			市内にある公共スポーツ施設に対する市民の満足度（%）（出典：第3期伊勢市スポーツ推進計画（R4～R8）） （時点） （指標の算出方法）	53.7 R4年度 市民アンケート	65.6 R5年度	79.2 R6年度	55.3 R7年度	85.8 R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
			主要なスポーツ施設の稼働率（%）（出典：第3期伊勢市教育振興基本計画（R4～R8）） （時点） （指標の算出方法）	79.9 R4年度 実際に利用された日数 / 施設が利用可能な日数 主要な施設：伊勢フットボールヴィレッジ人工芝グラウンド、ダイムスタジアム伊勢、市営庭球場、三重電子スマイルアリーナ小俣、御薗B＆G海洋センター体育館、二見グラウンド	79.9 R5年度	77.3 R6年度	79.9 R7年度	80.0 R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
分野3 環境	施策1 循環型社会	【モニタリング指標】									
			市域の家庭・小規模事業所などにおける電力使用量（MWh） （時点） （指標の算出方法）	 R3年度 資源エネルギー庁 電力調査統計の市町村別需要電力量（低圧）の公表値	334,026 R4年度	328,312 R5年度	341,421 R6年度	－ R7年度	－ R8年度	－ R9年度	－ R10年度
		【目標指標】									
		3-1-1 温室効果ガスの排出削減									
			太陽光発電設置件数（件） （時点） （指標の算出方法）	5,718 R4.12.31 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法における太陽光発電設備の導入件数（法施行日にすでに発電を開始していた設備「移行認定分」を含む）	5,934 R5.12.31	6,213 R6.12.31	6,409 R7.12.31	6,660 R8.12.31	6,880 R9.12.31	7,100 R10.12.31	7,320 R11.12.31
			事業所脱炭素化支援補助金の利用件数＜累計＞（件）（出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11）） （時点） （指標の算出方法）	 R5.3.31 伊勢市事業所脱炭素化支援補助金の交付件数（令和5年度～）	10 R6.3.31	24 R7.3.31	44 R8.3.31	55 R9.3.31	70 R10.3.31	85 R11.3.31	100 R12.3.31
		3-1-2 ３Ｒの推進									
			市民一人当たりの１日の可燃ごみ排出量（g/人・日）（出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11）） （時点） （指標の算出方法）	560 R4年度 家庭系可燃ごみの排出量 /（伊勢市人口×年間日数）	535 R5年度	521 R6年度	514 R7年度	525 R8年度	515 R9年度	－ R10年度	－ R11年度

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野3 環境	施策1 循環型社会		資源化率（%）（出典：伊勢市ごみ処理基本計画改定版（H30～R9））	22.4	21.9	23.6	22.2	26.3	26.8	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	資源物量 / 排出されるごみ総量							
	施策2 環境保全	【モニタリング指標】									
			市内の主要河川の中で環境基準値を超過した地点数	0	0	0	0	-	-	-	-
			（時点）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
			（指標の算出方法）	BOD値が環境基準値を超過した市内河川の地点数（全7箇所）							
		【目標指標】									
		3-2-1 自然環境・公益的機能の保全									
			汚水処理人口普及率（%）（出典：第3期伊勢市生活排水対策推進計画（R8～R17））	86.7	87.4	88.2	88.5	91.0	92.1	93.2	94.3
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	（下水道処理人口＋農業集落排水等処理人口＋コミュニティ・プラント処理人口＋合併処理浄化槽人口）/ 伊勢市人口							
			森林経営管理調査の実施割合(%)	8.9	35.5	66.9	79.0	85.3	92.2	96.3	100.0
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	調査を実施した面積 / 森林経営管理の調査対象としている全体面積							
		3-2-2 生物との共生									
			市民参加による生き物調査実施回数（回）	11	12	5	6	6	6	6	6
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	生き物調査の実施回数							
		3-2-3 快適で潤いのある生活環境の保全									
			空家等の除却・管理済件数（件）（出典：第2期伊勢市空家等対策計画（R4～R8））	267	269	308	327	200	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	管理依頼・除却補助金等による空家の解消件数							
	施策3 環境教育	【目標指標】									
		3-3-1 環境教育・環境学習の充実									
			学校・幼稚園・保育所・こども園で実施した環境教育の実施回数（回）（出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11））	43	56	54	53	75	80	85	90
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市が主催し、又は皇學館大学・協定締結事業者・伊勢市環境会議等と連携して実施した環境教育の回数							
			環境教育における事業者との連携協定数（件）（出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11））	3	5	6	7	7	8	9	10
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	環境教育に関する連携協定を締結している事業者数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野3 環境	施策3 環境教育	3-3-2 環境保全活動の促進									
			個人等にボランティア清掃ごみ袋を配布した枚数（枚）（出典：第3期伊勢市環境基本計画改定版（R2～R11））	1,253	715	590	765	1,000	1,100	1,200	1,300
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市が配布したボランティア清掃ごみ袋（個人又は少人数でボランティア清掃をする際に配布するごみ袋）の枚数							
			団体がボランティア清掃を実施した回数（回）	46	44	40	54	60	65	70	75
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市が配布したボランティア清掃ごみ袋（団体用）を利用した清掃活動の回数							
分野4 医療・健康・福祉	施策1 医療・健康	【モニタリング指標】									
			健康寿命（歳）（出典：第3期伊勢市健康づくり指針（R8～R17））	男78.5 女81.3	男78.8 女80.9	男78.3 女80.6	男77.9 女80.3	-	-	-	-
			（時点）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			（指標の算出方法）	sullivan法を用いて三重県が推計した健康寿命							
			妊娠届出受理件数（件）	684	591	561	558	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	母子健康手帳交付時における妊娠届出の受理件数							
			一次・二次救急医療機関の受入れ患者数（人）（出典：第３次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（R6～R10））	26,594	29,255	25,112	24,321	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市休日・夜間応急診療所及び救急医療機関の年間患者数							
		【目標指標】									
		4-1-1 主体的な健康づくりの推進									
			1回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上、１年以上実施している人の割合（%）（出典：第3期伊勢市健康づくり指針（R8～R17））	男41.7 女33.2	男41.0 女34.8	男41.1 女35.2	男42.2 女36.0	男43.1 女37.0	男43.9 女38.0	男44.8 女39.0	男45.6 女40.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	市国保特定健康診査を受けた人のうち、上記指標を実施している人の割合							
			特定保健指導実施率（%）（出典：伊勢市国民健康保険データヘルス計画（第3期）特定健康診査等実施計画（第4期）（R6～R11））	22.8	33.5	33.8	34.6	44.0	48.0	52.0	56.0
			（時点）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
			（指標の算出方法）	当該年度中に特定保健指導対象となった人のうち、特定保健指導を完了した人の割合							
			糖尿病性腎症重症化予防の受診勧奨後の医療機関受診率（%）（出典：伊勢市国民健康保険データヘルス計画（第3期）特定健康診査等実施計画（第4期）（R6～R11））	92.6	87.1	90.2	88.1	94.0	94.5	95.0	95.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	受診勧奨を受けた人のうち、特定健診又は内科を受診した人の割合							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野4 医療・健康・福祉	施策1 医療・健康	4-1-2 安心して子どもを産み、健やかに育つための切れ目ない支援の充実									
			産後ケア事業（人・日）（出典：伊勢市こども計画（R7～R11））	55	49	70	167	215	310	375	460
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	産後ケア利用延べ数							
		4-1-3 地域医療体制の整備									
			市立伊勢総合病院における在宅復帰率（一般病床）（%）（出典：市立伊勢総合病院経営強化プラン（R5～R9））	98.1	98.1	98.2	97.4	97.8	97.8	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	入院患者が退院後、自宅やそれに準じる場所へ戻った割合							
	施策2 地域福祉	【目標指標】									
		4-2-1 ひとと場がつながるしくみづくり									
			福祉マッピング調査の実施地区数（地区）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		7	8	9	10	11	12	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	地図上に心配な世帯を落とし込む福祉マッピング調査の実施地区数							
			ボランティア体験受入の登録団体数（団体）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		2	14	19	5	6	7	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	働きづらさを抱えた人の就労に向けた段階的支援として、社会参加となるボランティア体験の受入体制整備のための登録団体数							
			ボランティアセンター地域貢献企業の登録数（社）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		77	99	104	97	100	102	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	伊勢市ボランティアセンター地域貢献企業の登録数							
		4-2-2 地域で活動するひとづくり									
			ひきこもりサポーター養成者数に占める活動者数の割合（%）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		64.2	67.0	60.4	73.0	76.0	80.0	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	活動しているひきこもりサポーター数 / サポーター養成者数							
			夏休みちょこっと福祉体験の参加者数（人）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		64	50	70	79	84	90	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	夏休みちょこっと福祉体験の参加者数							
		4-2-3 誰かとつながる場づくり									
			同じ悩みを抱えた人が集う場への参加者数（人）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		626	746	608	850	925	1,000に到達	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	ひきこもりなど同じ悩みを抱えた人が集う場への参加者数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野４　医療・健康・福祉	施策３ 障がい福祉	【モニタリング指標】									
			障害者手帳（身体・療育・精神）交付者数（人）	7,084	7,353	7,348	7,342	－	－	－	－
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	障害者手帳（身体・療育・精神）交付者数							
		【目標指標】									
		4-3-1　日常の自立した暮らしへの支援									
			共同生活援助（グループホーム）利用者数（人） （出典：第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（R6～R8））	130	150	163	184	176	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
			（指標の算出方法）	1月あたりの平均利用者数（年間利用者数 / 12月）							
			手話奉仕員養成講座修了者数（人）	27	－	21	－	25	－	30	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	手話奉仕員養成講座（1年目：入門編、2年目：基礎編）修了者数							
		4-3-2　相談支援と権利擁護の推進									
			計画相談支援及び障害児相談支援利用者数（人） （出典：第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（R6～R8））	447	449	522	530	546	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
			（指標の算出方法）	1月あたりの平均利用者数（年間利用者数 / 12月）							
			障がい者相談支援件数（件）	16,886	19,969	20,229	22,625	22,830	23,030	23,230	23,430
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	障がい者基幹相談支援センター、障がい者地域相談支援センター、福祉総合支援センターにおける相談支援件数							
		4-3-3　ひとにやさしいまちづくりの推進									
			障がい者サポーター登録者数（人）	1,358	1,378	1,518	1,674	1,800	1,950	2,100	2,250
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	障がい者サポーター登録者数							
	施策４ こどもの福祉	【モニタリング指標】									
			出生数（人）	705	601	544	522	－	－	－	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	住民基本台帳							
		【目標指標】									
		4-4-1　子育てに関する相談体制の充実									
			子育ての相談場所を知っている保護者の割合（%）	96.0	95.9	96.2	96.6	96.5	96.5	97.0	97.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	保育所保護者アンケート							
		4-4-2　子どもの預かり・居場所の充実									
			放課後児童クラブの利用充足率（%） （出典：伊勢市こども計画（R7～R11））	100.0	99.9	99.5	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	利用者 / 申込者数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野4 医療・健康・福祉	施策4 こどもの福祉	4-4-3 妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実									
			伊勢市は子育てしやすいまちであると感じている保護者の割合（%）（出典：伊勢市こども計画（R7～R11））	60.0	71.7	75.4	73.8	80.0	80.0	80.0	80.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	保育所保護者アンケート							
	施策5 高齢者福祉	【モニタリング指標】									
			高齢者人口、高齢化率（上段＝人、下段＝%）	39,608 32.7	39,541 33.0	39,366 33.3	39,195 33.5	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	住民基本台帳（上段：65歳以上の伊勢市人口、下段：伊勢市人口に占める65歳以上の割合）							
			後期高齢者人口、後期高齢化率（上段＝人、下段＝%）	22,029 18.2	22,732 19.0	23,181 19.6	23,532 20.1	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	住民基本台帳（上段：75歳以上の伊勢市人口、下段：伊勢市人口に占める75歳以上の割合）							
			避難行動要支援者数（人）	16,490	17,115	15,901	15,998	-	-	-	-
			（時点）	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1	R12.4.1
			（指標の算出方法）	75歳以上の高齢者のみ世帯や要介護3以上認定などの要件に当てはまる人							
		【目標指標】									
		4-5-1 地域包括ケアシステムの強化									
			認知症サポーター数＜累計＞（人）（出典：第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6～R8））	11,332	12,583	13,629	14,307	15,000	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	認知症サポーター養成講座の修了者数（平成21年度～）							
		4-5-2 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり									
			フレイル予防の活動に取り組む集いの場等の団体数	94	106	82	88	100	110	120	130
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	福祉総合支援センター等が地域で開催するフレイル予防の活動を支援した集いの場等住民主体の活動団体数							
		4-5-3 安心して住み続けられる地域づくり									
			生活支援サポーター数＜累計＞（人）（出典：第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6～R8））	384	395	410	437	475	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	生活支援サポーター養成講座の修了者数（平成28年度～）							
分野5 防災・防犯・消防	施策1 防災・減災	【目標指標】									
		5-1-1 市民の防災力の向上（自助）									
			地域での防災講習会の参加者数（人）	3,901	8,649	7,678	6,046	8,000	8,500	9,000	9,500
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	地域で開催した防災講習会の参加者数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野5 防災・防犯・消防	施策1 防災・減災	5-1-2 地域の防災力の向上（共助）									
			避難所運営マニュアル策定の地域数〈累計〉（地域）	8	8	13	13	17	18	19	20
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	避難所運営マニュアルを策定した地域数（平成30年度～）							
			伊勢市防災大学の受講修了者数〈累計〉（人）	197	257	310	350	385	430	475	520
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	伊勢市防災大学の受講修了者数（平成29年度～）							
		5-1-3 避難・生活復興の体制整備（公助）									
			備蓄数量の達成率（%）（出典：伊勢市備蓄計画（R5～））		88.6	91.1	96.0	97.2	100.0	-	-
			（時点）		R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	伊勢市備蓄計画に基づく備蓄数量に対する達成率							
	施策2 防犯	【モニタリング指標】									
			刑法犯認知件数（件）	494	627	545	546	-	-	-	-
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	街頭犯罪等発生状況一覧による刑法犯総数							
		【目標指標】									
		5-2-1 防犯意識の醸成									
			防犯出前講座の参加人数（人）	1,130	1,739	2,122	1,705	2,300	2,400	2,500	2,600
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	防犯出前講座を受講した人数							
		5-2-2 地域防犯体制・環境の充実									
			自治会による防犯カメラの設置数（台）	147	188	221	251	255	270	285	300
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	市補助により自治会が設置した防犯カメラ台数							
	施策3 消防・救急	【モニタリング指標】									
			火災件数（件）	42	43	53	49	-	-	-	-
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市消防本部管轄の火災件数							
			救急出動件数（件）	9,170	9,615	9,557	9,557	-	-	-	-
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市消防本部管轄の救急出動件数							
		【目標指標】									
		5-3-1 消防体制の充実									
			警防・救助・救急に関する研修・訓練への職員派遣数(人)	91	81	103	103	110	110	110	110
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	警防・救助・救急に関する研修・訓練へ派遣した職員数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野5 防災・防犯・消防	施策3 消防・救急		消防団員の救命講習累計受講率（%）（普通救命講習Ⅰ）		21	32	43	65	80	80	80
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	過去３年以内に救命講習を受講した消防団員の割合							
		5-3-2 救急体制の充実									
			救命講習受講者数（人）（普通救命講習、救命入門コース等）	2,437	4,427	5,117	5,411	5,500	5,500	5,500	5,500
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市消防本部管内で開催した救命講習（普通救命講習、救命入門コース等）の受講者数							
		5-3-3 火災予防対策の推進									
			防火対象物への立ち入り検査件数（件）	395	524	546	496	550	550	550	550
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市消防本部管轄内の防火対象物への立ち入り検査件数							
	施策4 交通安全	【モニタリング指標】									
			伊勢市の交通事故における人身事故発生件数（件）	186	188	182	180	－	－	－	－
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市の交通事故における人身事故発生件数							
			伊勢市の交通事故死者数（人）	4	3	2	1	－	－	－	－
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢市の交通事故死者数							
		【目標指標】									
		5-4-1 広報・啓発活動の推進									
			交通安全の広報啓発の実施回数（回）	66	79	64	59	74	79	84	89
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市交通安全都市推進協議会による街頭等での広報啓発回数							
		5-4-2 教育活動の推進									
			交通安全教室、講習会の開催回数（回）	81	98	84	90	90	93	96	100
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	交通安全教室、講習会の開催回数							
			交通安全教室等を開催した学校数（校）	1	1	3	12	12	12	12	12
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	中学校、高校、大学（全20）のうち交通安全教室等を開催した学校数							
		5-4-3 交通安全ボランティアの育成									
			街頭指導研修会の開催回数（回）	0	1	1	1	1	1	1	1
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	街頭指導研修会の開催回数							
			交通安全指導員の数（人）	2	2	2	2	3	3	4	4
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢・度会地区交通安全対策協議会に所属する交通安全指導員数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野6 産業・経済	施策1 農林水産業	【モニタリング指標】									
			市内の農業産出額（推計）（億円）	43.0	45.3	48.7	49.7	-	-	-	-
			（時点）	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
			（指標の算出方法）	三重県農業産出額を市町按分して算出							
			市内の漁業生産額（億円）	3.2	3.2	6.1	4.1	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	伊勢湾漁業協同組合による漁業・漁港別漁業生産額の合計							
		【目標指標】									
		6-1-1 農水産業の担い手づくり									
			認定新規就農者数＜累計＞（人）	21	24	25	29	30	32	34	36
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	青年等就農計画の認定を行った農業者数（平成27年度～）							
			担い手の農地利用集積率（%）	36.3	41.3	42.5	44.3	45.3	46.3	47.3	48.3
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	国の担い手の農地利用集積状況調査							
		6-1-2 地元産物の魅力づくり									
			市内産農産物の高付加価値化に向けた取り組みへの支援数＜累計＞（件）（出典：第2次伊勢市農村振興基本計画（H30～R9））	18	19	19	19	23	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	市内産農産物の高付加価値化に向けた取り組みへの支援数（平成27年度～）							
		6-1-3 地域を支える環境整備									
			森林間伐面積（ha）	131.0	172.0	111.6	90.7	142.0	193.0	194.0	195.0
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	市内の森林面積(10,959ha)のうち間伐を行った面積							
			有害鳥獣による農作物の被害面積と被害額（上段＝a，下段＝千円）（出典：伊勢市鳥獣被害防止計画（R8～R10））	被害面積 1,419 被害額 15,249	被害面積 1,407 被害額 16,646	被害面積 1,414 被害額 23,311	被害面積 1,328 被害額 40,767	被害面積 1,358 被害額 22,388	被害面積 1,331 被害額 21,940	被害面積 1,304 被害額 21,501	－
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	上段：有害鳥獣による農作物の被害を受けた面積 下段：被害面積×面積あたりの収量×農作物の単価（年度毎の収量と単価）							
			長寿命化事業を実施した農業用排水機場の施設数＜累計＞（箇所）	1	3	5	5	6	10	11	12
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	長寿命化事業を実施した農業用排水機場（全34機場）の施設数（令和元年度～）							
	施策2 商工業	【モニタリング指標】									
			製造品出荷額（億円）	2,276	2,521	2,892	3,159	-	-	-	-
			（時点）	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
			（指標の算出方法）	経済構造実態調査　製造業事業所調査							
			法人事業所数	3,236	3,260	3,295	3,306	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	法人市民税均等割が課税されている事業所数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野6 産業・経済	施策2 商工業	【目標指標】									
		6-2-1 企業の発展と継続									
			経営相談件数	8,269	8,016	6,907	6,525	7,000	7,020	7,040	7,060
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	商工団体における小規模事業者指導件数							
		6-2-2 企業の創出・立地支援									
			創業スクール等への参加者数（人）	176	188	256	245	260	265	270	275
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	創業支援事業計画に定める創業スクール等への参加者数							
			市内で新設・増設・移設した事業者数（事業所）	1	1	3	3	2	2	2	2
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	企業立地促進条例に基づく事業者指定を受け、操業した事業者数							
		6-2-3 商店街等の振興									
			中心市街地の店舗等の増減数（出典：第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画（R8～R12））	△11	△5	△26	△5	△9	△9	△9	△9
			（時点）	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	R9.2	R10.2	R11.2	R12.2
			（指標の算出方法）	中心市街地活性化区域内の店舗等の増減数（毎年2月調査）							
	施策3 観光	【モニタリング指標】									
			神宮参拝者数（万人）（出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11））	603.7	717.3	754.1	772.5	-	-	-	-
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	神宮（外宮・内宮）の参拝者合計							
			神宮外国人参拝者数（万人）	1.9	8.5	11.0	11.5	-	-	-	-
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	神宮（外宮・内宮）の外国人参拝者合計							
		【目標指標】									
		6-3-1 「伊勢の物語性」の継承と展開									
		6-3-2 効果的な誘客施策と情報発信									
			市内宿泊者数（万人）（出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11））	72.2	83.8	86.6	88.6	89.3	92.2	93.4	94.6
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	伊勢市観光統計							
			市内観光消費額（億円）（出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11））	422.7	479.9	657.7	663.1	730	780	830	870
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	一人あたりの平均観光消費額×観光入込客数（伊勢市観光客実態調査）							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野6 産業・経済	施策3 観光	6-3-3 受入環境整備による持続可能な観光地経営									
			市観光の総合満足度（%）（出典：伊勢市観光振興基本計画（R8～R11））	91.5	92.4	87.4	95.6	91.5	91.5	91.5	91.5
			（時点）	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			（指標の算出方法）	伊勢市観光客実態調査							
	施策4 就労・雇用	【モニタリング指標】									
			伊勢公共職業安定所管内の有効求人倍率（倍）	1.50	1.36	1.22	1.10	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	三重労働局公表資料							
			伊勢公共職業安定所管内の障がい者実雇用率	2.39	2.31	2.46	2.43	-	-	-	-
			（時点）	R4.6.1	R5.6.1	R6.6.1	R7.6.1	R8.6.1	R9.6.1	R10.6.1	R11.6.1
			（指標の算出方法）	三重労働局公表資料							
		【目標指標】									
		6-4-1 企業と求職者の接点づくり									
			市の支援を受けて就職、公的職業訓練に進んだ、いせ若者就業サポートステーションの利用者数（人）	16	17	26	22	29	32	35	39
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	いせ若者就業サポートステーションの利用者のうち、市の支援を受けて就職、公的職業訓練に進んだ人数							
		6-4-2 多様なニーズに応える就労支援									
			南三重就活ナビからつながった就職者数（人）		3	0	1	5	10	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	南三重地域就労対策協議会が運営するマッチングサイト「南三重就活ナビ」を通じた就職者数							
			職場見学・就労体験受入企業の開拓（社）（出典：第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R6～R10））		11	31	43	17	19	21	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	働きづらさを抱えた人の就労に向けたきっかけづくりとして、職場見学・就労体験等の受入体制整備のための企業・団体の登録数							
	施策5 消費者行政	【モニタリング指標】									
			消費生活センターにおける相談対応件数（件）	1,279	1,145	1,289	1,356	-	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	消費生活センターが対応した相談件数							
		【目標指標】									
		6-5-1 消費者教育・啓発の推進									
			消費生活に係る啓発回数（回）	150	176	177	207	210	220	225	230
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	連携市町における消費生活センターの出前講座・イベント出展回数、広報紙・ホームページ等での情報発信回数の合計							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野6・産業・経済	施策5 消費者行政	6-5-2 相談体制の維持・強化									
			消費生活相談員資格保有者を配置した総月数（人・月）	18	12	16	39	48	48	48	48
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	消費生活センターの消費生活相談員資格保有者の勤務総月数							
分野7 都市基盤	施策1 土地利用	【目標指標】 7-1-1 秩序ある土地利用の推進									
			居住誘導区域内の人口密度（人/ha）（出典：伊勢市立地適正化計画（H30～R15））	38.4	37.9	37.5	37.0	38.4	38.2	38.0	37.7
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	居住誘導区域内の人口 / 居住誘導区域面積							
			中心市街地の歩行者通行量（人）（出典：伊勢市中心市街地活性化基本計画（R8～R12））	3,288	2,957	3,543	3,204	3,634	3,680	3,727	3,774
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	中心市街地7カ所で計測された歩行者数（調査年1回）							
		7-1-2 地籍調査の推進									
			地籍調査の実施面積（ha）	46	40	50	48	48	46	51	52
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	地籍調査を実施した面積（参考：調査対象面積20,077ha）							
			市全体地籍調査の進捗率（%）	9.5	9.7	10.0	10.2	10.4	10.7	10.9	11.2
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	（地籍調査済面積 / 調査対象面積）×100							
	施策2 道路・公園	【目標指標】 7-2-1 幹線道路の効率的な整備									
			道路改良工事延長（m）	3,386	2,677	3,232	2,153	2,000	2,000	2,000	2,000
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	道路改良工事における道路側溝整備延長							
		7-2-2 通学路の安全対策									
			通学路の安全対策実施箇所数（箇所）（出典：伊勢市通学路交通安全プログラム）	23	49	19	23	25	25	25	25
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市通学路交通安全プログラムに基づき安全対策を実施した箇所数							
		7-2-3 橋梁長寿命化の推進									
			橋梁の長寿命化実施箇所数(橋)（出典：伊勢市橋梁長寿命化修繕計画（H26～R15））	2	4	3	8	6	5	3	6
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	橋梁の長寿命化に関する実施橋梁数							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野7 都市基盤	施策2 道路・公園	7-2-4 公園整備及び公園施設長寿命化の推進									
			公園の長寿命化実施箇所数（公園）（出典：伊勢市公園施設長寿命化計画（H26～R15）） （時点） （指標の算出方法）	11 R5.3.31 公園の長寿命化に関する実施公園数	12 R6.3.31	5 R7.3.31	6 R8.3.31	6 R9.3.31	14 R10.3.31	14 R11.3.31	15 R12.3.31
	施策3 交通	【目標指標】 7-3-1 地域公共交通の充実									
			観光利用が多い路線バスの年間利用者数（千人）（出典：伊勢市地域公共交通計画（R8～R12）） （時点） （指標の算出方法）	1,577 R4年度 外宮内宮線、CANバス、二見サンアリーナ線のバス年間利用者数	1,654 R5年度	1,783 R6年度	2,000 R7年度	1,962 R8年度	2,051 R9年度	2,140 R10年度	2,229 R11年度
			生活利用が主となる路線バス及び市内コミュニティバスの年間利用者数（千人）（出典：伊勢市地域公共交通計画（R8～R12）） （時点） （指標の算出方法）	1,248 R4年度 路線バス（観光利用が多い路線を除く）及び市内コミュニティバスの年間利用者数	1,255 R5年度	1,270 R6年度	1,237 R7年度	1,274 R8年度	1,277 R9年度	1,280 R10年度	1,283 R11年度
		7-3-2 交通渋滞対策の推進									
			御本本道路1km以上の渋滞発生日数（日）（出典：第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（R6～R10）） （時点） （指標の算出方法）	8 R4年度 宇治浦田町交差点（伊勢西IC方面）から1km以上の渋滞発生日数	7 R5年度	7 R6年度	13 R7年度	12以下 R8年度	12以下 R9年度	12以下 R10年度	- R11年度
	施策4 河川・排水	【目標指標】 7-4-1 河川・排水路の健全化の推進									
			浚渫（しゅんせつ）土砂量（㎥） （時点） （指標の算出方法）	950 R4年度 河川浚渫工事による浚渫実施数量	1,056 R5年度	1,464 R6年度	1,117 R7年度	1,650 R8年度	1,650 R9年度	1,650 R10年度	1,650 R11年度
		7-4-2 ポンプ場の更新及び長寿命化等の推進									
			長寿命化に着手したポンプ場数＜累計＞（箇所）（出典：伊勢市都市ポンプ場長期補修計画（H29～R63）） （時点） （指標の算出方法）	23 R5.3.31 新設後15年以上経過した都市ポンプ場（ポンプ場9、ポンプ施設30）のうち長寿命化に着手したポンプ場の箇所数（H29年度～）	25 R6.3.31	26 R7.3.31	33 R8.3.31	34 R9.3.31	35 R10.3.31	36 R11.3.31	36 R12.3.31
	施策5 住宅	【目標指標】 7-5-1 市営住宅の適正な管理と居住支援									
			改修工事を実施した市営住宅数（棟）（出典：第2期伊勢市営住宅等長寿命化計画（R6～R15）） （時点） （指標の算出方法）	 R4年度 改修工事を実施した市営住宅の棟数	 R5年度	2 R6年度	2 R7年度	2 R8年度	2 R9年度	1 R10年度	1 R11年度

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野7 都市基盤	施策5 住宅	7-5-2 空家等対策の推進									
			空家等の除却・管理済件数（件）（出典：第2期伊勢市空家等対策計画（R4～R8））	267	269	308	327	200	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	管理依頼・除却補助金等による空家の解消件数							
			空家バンクの成約件数（件）（出典：第2期伊勢市空家等対策計画（R4～R8））	15	23	17	15	8	-	-	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	空家バンクによる売買・賃貸借契約の成約件数							
		7-5-3 木造住宅の耐震化									
			耐震補強工事補助件数	4	4	6	20	30	30	30	30
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	耐震補強工事補助金の交付件数							
		7-5-4 良好な景観形成									
			伊勢市景観形成推進事業補助金交付件数（件）	2	9	1	4	4	4	4	4
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	伊勢市景観形成推進事業補助金の交付件数							
	施策6 水道	【モニタリング指標】									
			給水人口（人）	120,630	119,157	117,648	116,349	-	-	-	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口							
		【目標指標】									
		7-6-1 【強靭（きょうじん）】災害に強いしなやかな水道の構築									
			基幹管路の耐震化率（%）（出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10））	41.6	42.9	44.3	44.5	46.2	47.1	48.4	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	（基幹管路のうち耐震管延長 / 基幹管路延長）×100							
		7-6-2 【持続】健全で持続可能な水道経営									
			管路の更新率（%）（出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10））	1.04	1.01	0.90	0.87	0.99	1.00	1.00	-
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	（当該年度に更新された管路延長／管路延長）×100							
			経常収支比率（%）（出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10））	113.9	110.9	108.7	106.9	100.1	98.1	96.6	-
			（時点）	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
			（指標の算出方法）	[（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）]×100							

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野7 都市基盤	施策6 水道	7-6-3 【安全】安全で安心できる水道水の供給									
			水源の水質事故件数（件）（出典：伊勢市水道事業ビジョン（R1～R10）） （時点） （指標の算出方法）	0 R4年度 年間水源水質事故件数	0 R5年度	0 R6年度	0 R7年度	0 R8年度	0 R9年度	0 R10年度	- R11年度
	施策7 下水道	【モニタリング指標】									
			勢田川（観測地点：勢田大橋）のBOD値（mg/ℓ） （時点） （指標の算出方法）	2.0 R3年度 国土交通省　水文水質データベース ※BOD：水中の汚濁物質を微生物が分解するときに消費される酸素の量で、値が大きいほど汚れていることを示す。（基準値：5.0mg/ℓ以下）	1.9 R4年度	2.7 R5年度	3.2 R6年度	- R7年度	- R8年度	- R9年度	- R10年度
		【目標指標】									
		7-7-1 快適な生活環境の整備									
			下水道普及率（%）（出典：伊勢市下水道事業経営戦略（R8～R17）） （時点） （指標の算出方法）	60.3 R5.3.31 （下水道処理区域内人口 / 行政区域内人口）×100	61.0 R6.3.31	63.3 R7.3.31	63.7 R8.3.31	64.8 R9.3.31	66.6 R10.3.31	67.3 R11.3.31	67.9 R12.3.31
		7-7-2 市街地の浸水被害の軽減									
			降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積＜累計＞（ha）（出典：流域関連伊勢市公共下水道事業計画（H21～R9）） （時点） （指標の算出方法）	315.0 R5.3.31 5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積（整備対象881ha）	315.0 R6.3.31	335.6 R7.3.31	335.6 R8.3.31	335.6 R9.3.31	431.8 R10.3.31	- R11.3.31	- R12.3.31
		7-7-3 施設の更新と防災対策									
			施設の更新に着手した雨水ポンプ場数（箇所）（出典：流域関連伊勢市公共下水道事業計画（H21～R9）） （時点） （指標の算出方法）	2 R5.3.31 施設の更新に着手した雨水ポンプ場の箇所数（対象施設9箇所）	4 R6.3.31	4 R7.3.31	5 R8.3.31	6 R9.3.31	6 R10.3.31	- R11.3.31	- R12.3.31
分野8 市役所運営	施策1 行財政運営	【目標指標】									
		8-1-1 公共施設マネジメントの推進									
			施設類型別計画における取組完了施設数＜累計＞ （時点） （指標の算出方法）	44 R5.3.31 施設類型別計画（Ⅰ～Ⅱ期：平成27年度～令和16年度）の目標値135件に対する取組完了施設数（平成27年度～）	53 R6.3.31	56 R7.3.31	69 R8.3.31	82 R9.3.31	101 R10.3.31	101 R11.3.31	104 R12.3.31
			施設類型別計画における更新等費用抑制額の進捗状況（%） （時点） （指標の算出方法）	17.7 R5.3.31 施設類型別計画（Ⅰ～Ⅲ期：平成27年度～令和26年度）の目標値460億円（抑制される更新等費用）に対する進捗率	20.9 R6.3.31	22.7 R7.3.31	24.7 R8.3.31	30.1 R9.3.31	34.3 R10.3.31	34.3 R11.3.31	34.3 R12.3.31

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野8 市役所運営	施策1 行財政運営	8-1-2 デジタル行政の推進									
			DX人材の育成数＜累計＞（人）（出典：第2期 伊勢市デジタル行政推進ビジョン（R8～R11）） （時点） （指標の算出方法）					180 R9.3.31 DXの基礎的な知識やスキルを身に付け、庁内で導入しているデジタルツールを活用し、業務の効率化及び市民サービスの向上をすることができる職員の数（令和8年度～）	360 R10.3.31	540 R11.3.31	720 R12.3.31
			デジタル技術の活用により削減できた業務時間数（時間）（出典：第2期 伊勢市デジタル行政推進ビジョン（R8～R11）） （時点） （指標の算出方法）	1,052.3 R5.3.31 デジタル技術の導入により、導入前と比べて短縮された業務時間の合計	2,007.8 R6.3.31	3,538.2 R7.3.31	5,639.8 R8.3.31	6,300.0 R9.3.31	6,500.0 R10.3.31	6,700.0 R11.3.31	6,900.0 R12.3.31
		8-1-3 協働の推進									
			連携協定に基づき企業と連携・協働して実施した事業数（件） （時点） （指標の算出方法）	11 R4年度 連携協定に基づき企業と連携・協働して実施した事業数	18 R5年度	38 R6年度	46 R7年度	55 R8年度	65 R9年度	75 R10年度	85 R11年度
		8-1-4 持続可能な財政運営									
			将来負担比率（%） （時点） （指標の算出方法）	0以下 R4年度 （将来負担額－控除財源）/（標準財政規模－基準財政需要額算入額）	0以下 R5年度	0以下 R6年度	0以下 R7年度	40以下 R8年度	56以下 R9年度	57以下 R10年度	51以下 R11年度
			財政調整基金残高（億円） （時点） （指標の算出方法）	105.5 R4年度 各会計年度の決算における財政調整基金残高	100.2 R5年度	93.1 R6年度	90.3 R7年度	50以上 R8年度	50以上 R9年度	50以上 R10年度	50以上 R11年度
	施策2 行政組織力	【モニタリング指標】									
			正規職員数（人） （時点） （指標の算出方法）	1,595 R4.4.1 正規職員数（任期付・再任用職員を含む。）	1,599 R5.4.1	1,596 R6.4.1	1,620 R7.4.1	－ R8.4.1	－ R9.4.1	－ R10.4.1	－ R11.4.1
			会計年度任用職員数（人） （時点） （指標の算出方法）	1,043 R4.4.1 会計年度任用職員数	1,061 R5.4.1	1,102 R6.4.1	1,184 R7.4.1	－ R8.4.1	－ R9.4.1	－ R10.4.1	－ R11.4.1
			職員採用試験における事務職の受験者数（人） （時点） （指標の算出方法）	230 R4年度 前期・後期試験の受験者数の合計	280 R5年度	126 R6年度	290 R7年度	－ R8年度	－ R9年度	－ R10年度	－ R11年度
		【目標指標】									
		8-2-1 人材育成・人材確保・職場環境整備									
			「市職員の窓口や電話での対応について満足していますか」について、「満足である」「どちらかといえば満足」と回答した割合（%） （時点） （指標の算出方法）	82.4 R4年度 市民アンケート（過去1年間に市役所（総合支所等を含む）を訪れたり、担当部署へ電話などで問い合わせたりしたことがある方が対象）	84.6 R5年度	89.5 R6年度	86.5 R7年度	90.0 R8年度	90.0 R9年度	90.0 R10年度	90.0 R11年度

分野	施策		指標(単位)	実績値				目標値			
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
分野8　市役所運営	施策2 行政組織力		研修における意識・能力向上度（%）				78.8	85.0	85.0	85.0	85.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	職員アンケート							
			男性の育児休業取得率（%） （出典：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく伊勢市特定事業主行動計画）	24.4	54.3	51.7	71.4	85.0	85.0	85.0	85.0
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	育児休業を取得した職員数 / 当該年度に子が出生した職員数							
			職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数（日） （出典：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく伊勢市特定事業主行動計画）	10.2	11.1	11.8	11.5	12	12	12	12
			（時点）	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
			（指標の算出方法）	暦年における職員一人当たりの平均取得日数							
		8-2-2　危機対応能力の向上									
			防災士資格の有資格者数（人）		6	12	18	24	30	36	42
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	防災士の資格を有している職員数							
			災害図上訓練の参加者数（人）	142	187	185	199	180	180	180	180
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	災害図上訓練の参加者数（運営側を含む。）							
			全庁ＢＣＭ（業務継続マネジメント）定例会の開催数（回）	2	2	2	2	2	2	2	2
			（時点）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			（指標の算出方法）	業務継続マネジメント（BCM）のための全庁会議の開催回数							

7　各分野に関連する主な下位計画一覧

分野１　自治・人権・文化

計画名	計画概要	
伊勢市協働の基本ルール	多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的とし、策定したルールです。	
	計画期間	平成23年（2011年）～
	主担当課	市民交流課
伊勢市人権施策基本方針	人権施策を効果的に実施するにあたり、様々な分野の現状や課題を踏まえ、基本施策や分野別施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成24年（2012年）～（令和6年3月改定）
	主担当課	人権政策課
第４次伊勢市男女共同参画基本計画	伊勢市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画です。	
	計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	市民交流課
伊勢市国際化推進指針	今後の国際化に対応したまちづくりを推進するための施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した指針です。	
	計画期間	平成23年（2011年）～
	主担当課	市民交流課
伊勢市全市博物館構想	様々な博物館・博物館収蔵品の情報を広く発信し、訪れる人々に様々な伊勢の文化にふれていただき、伊勢の文化人との交流を図り、この交流により新しい伊勢の文化を創造していくことを目的とし、策定した構想です。	
	計画期間	平成20年（2008年）～
	主担当課	文化政策課

分野２　教育

計画名	計画概要	
伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱	伊勢市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標となる方針を定め、次代を担う人材の育成や地域の教育力の向上など、教育の振興を図ることを目的とし、策定した大綱です。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	企画調整課
第３期伊勢市教育振興基本計画	中長期的な視点から、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	教育総務課
伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画	学校の小規模化による課題を解消し、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成24年（2012年）～
	主担当課	学校施設整備課
伊勢市人権教育基本方針	真に人権が尊重される伊勢市を創造し、人権文化を醸成していく教育を推進していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	令和8年（2026年）～
	主担当課	学校教育課
伊勢市いじめ防止基本方針	いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題を克服していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成27年（2015年）～（令和6年3月改訂）
	主担当課	学校教育課

計画名	計画概要	
伊勢市通学路交通安全プログラム	児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の環境改善を目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	平成27年（2015年）～　対策箇所データは半年に１度更新
	主担当課	学校教育課
第４次伊勢市子ども読書活動推進計画	子どもが自ら進んで本を手に取り、読書を楽しく充実したものと感じ、生涯にわたる読書習慣を身につけることによって、心の豊かさと知恵を獲得できるような環境づくりを推進することを目的とした計画です。	
	計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	教育メディア課
第３期伊勢市スポーツ推進計画	子どもから高齢者までだれもが自分自身のスタイルでスポーツを楽しめるまちを目指すことを目的とした計画です。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	スポーツ課

分野３　環境

計画名	計画概要	
第３期伊勢市環境基本計画改定版	伊勢市環境基本条例に基づき、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた計画です。	
	計画期間	令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	環境課
伊勢市地球温暖化防止実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を合わせて定めた計画です。	
	計画期間	令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	環境課
伊勢市気候変動適応計画	気候変動適応法に基づき、市域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るために定める計画です。	
	計画期間	令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	環境課
伊勢市ごみ処理基本計画改定版	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を達成するために必要な長期的な目標及び施策の方向など、ごみの処理並びに資源化に関する基本事項を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めた計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	ごみ減量課
第３期伊勢市生活排水対策推進計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づき、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について計画的、総合的に推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）
	主担当課	環境課

分野４　医療・健康・福祉

計画名	計画概要	
第３期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）	「健康日本２１」や「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、生涯を健康で暮らせるような健康文化都市を目指し策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）
	主担当課	健康課

計画名	計画概要	
第４次伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	農林水産課
第２次伊勢市自殺対策推進計画	「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」や「三重県自殺対策行動計画」と整合を図りながら本市の実情に応じた自殺対策を推進するために策定した計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	健康課
伊勢市国民健康保険データヘルス計画（第３期） 特定健康診査等実施計画（第４期）	特定健康診査・特定保健指導結果やレセプトデータなどの健康・医療情報を活用・分析し、健康課題を的確に捉え、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図るために策定した計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	医療保険課
市立伊勢総合病院経営強化プラン	人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化や、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等に対応するため、経営強化に取り組み、持続可能な地域医療提供体制を確保することを目的に策定した計画です。	
	計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	経営企画課
第４期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画 第２期伊勢市成年後見制度利用促進基本計画	対象者別の福祉では、地域の福祉ニーズに十分に対応できなくなってきている状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支え合う関係やその仕組をつくっていくことを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	福祉総合支援センター
第２期伊勢市再犯防止推進計画	安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、罪を犯した人が再び社会に適応し、安定した生活を営むことができるよう、「必ずつながる相談体制の確立」など６つの重点項目を掲げ、再犯防止に向けた取り組みを進めていくための計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
	主担当課	福祉総務課
伊勢市第２期障がい者計画及び第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画	障がい者計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために基本的な事項を定めたものです。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人等の地域生活を支援するための障害福祉サービス等の目標量とその提供体制の確保を図るため策定した計画です。	
	計画期間	障がい者計画は令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度） 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	高齢・障がい福祉課
伊勢市こども計画	妊娠期から思春期まで切れ目のない支援を行い、こどもを産み育てやすい環境づくりに取り組み、すべてのこどもが将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すための計画です。この計画には、伊勢市子ども・子育て支援事業計画や伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備方針・施設整備計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画なども包含しています。	
	計画期間	令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	子育て応援課
伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針	就学前の子どもが、保育所や幼稚園等の諸施設で、より充実した教育・保育が受けられるよう、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育環境を整えることを目指し策定した方針です。	
	計画期間	平成26年（2014年）～
	主担当課	保育課
伊勢市第10次老人福祉計画・第９期介護保険事業計画	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が一体化して提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて策定した計画です。	
	計画期間	令和6度（2024年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	介護保険課

分野５　防災・防犯・消防

計画名	計画概要	
伊勢市地域防災計画	市などの防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	毎年度見直し
	主担当課	危機管理課
伊勢市津波避難計画	三重県が公表した三重県津波浸水予測（平成23年度版）を基に津波災害から、市民の皆さんの生命、安全を確保することを目的として、円滑な津波避難を行う為の市の基本的な対応方針を定めたものです。	
	計画期間	令和3年（2021年）～
	主担当課	危機管理課
伊勢市備蓄計画	南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、円滑な物資の供給を目的として、策定した計画です。	
	計画期間	令和5年（2023年）～
	主担当課	危機管理課
伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにし、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年（2013年）～
	主担当課	高齢・障がい福祉課

分野６　産業・経済

計画名	計画概要	
第２次伊勢市農村振興基本計画	農林業を取り巻く環境は、高齢化や小世帯化など社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、グローバル化など社会情勢の変化に対し、積極的な対応が求められています。このようななか、地域の将来像と農村振興施策の基本方針等を示し、個性ある地域づくりを実現することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	農林水産課
第４次伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市森林整備計画	地域の目指すべき森林資源の姿や森林整備の基本的な方針等を定めた計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和16年度（2034年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市公共建築物等木材利用方針	市内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めることを目的として策定された方針です。	
	計画期間	令和元年度（2019年度）～
	主担当課	農林水産課

計画名	計画概要	
漁港機能保全計画 （村松・豊北・江・松下・大淀）	漁港施設の効率的・効果的な長寿命化対策を実施するための計画です。	
	計画期間	【村松】 平成26年度（2014年度）～令和45年度（2063年度） 【豊北】 平成24年度（2012年度）～令和43年度（2061年度） 【江・大淀】 平成29年度（2017年度）～令和48年度（2066年度） 【松下】 平成28年度（2016年度）～令和47年度（2065年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市観光振興基本計画	少子高齢化や人口減少、人材不足といった課題がある中、観光を通じて交流人口を増大させ、住んでよし訪れてよしのまちづくりを目的として定めた計画です。令和 15（2033）年に行われる第63回神宮式年遷宮を見据えて、今後４年間の方向性を示すため、策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	観光振興課

分野７　都市基盤

計画名	計画概要	
第３期伊勢市中心市街地活性化基本計画	人口減少や大規模小売店舗の郊外流出による空洞化などによって、賑わいが喪失している中心市街地の活性化を図るため、「働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる伊勢のまち」をビジョンに掲げ、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会が活性化に向けたさまざまな取り組みを推進する計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
	主担当課	都市計画課
伊勢市都市マスタープラン	都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示し、地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針を市民の参画によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成21年（2009年）～令和15年（2033年）
	主担当課	都市計画課
伊勢市バリアフリーマスタープラン	バリアフリー法に規定されている移動等円滑化促進方針となるもので、上位計画である伊勢市総合計画等との整合を図り、市としての包括的なバリアフリー化の方向性を、地域の特性や今後の事業展開を見据えた上で、策定した計画です。	
	計画期間	令和2年度（2020年度）～令和17年度（2035年度）
	主担当課	都市計画課
伊勢市立地適正化計画	急速に進行する人口減少・少子高齢化の下、安心できる快適な生活環境や地域の財政及び経済が持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっているため、拡散型の都市構造を見直し、医療・福祉施設、商業施設といった都市機能増進施設や居住地を誘導して、集約型都市構造への転換を推進する計画です。	
	計画期間	平成30年（2018年）～令和15年（2033年）
	主担当課	都市計画課
伊勢市土地利用基本方針	現在の土地利用の課題や開発動向等を踏まえた市全体の土地利用方針を示し、その土地利用方針を実現するための方策である都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画決定）を行う際の根拠となる考え方を示すことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成23年（2011年）～令和15年（2033年）
	主担当課	都市計画課
第７次国土調査事業十箇年計画	国土調査促進特別措置法に基づき、令和2年度から10年間の国土調査の事業量等を定めるものです。改正土地基本法の、施策の具体的な方向性を示す「土地基本方針」に即して策定された国・県の国土調査事業十箇年計画に基づきます。地方公共団体等が実施する調査面積や、優先実施地域での進捗率が目標値として提示され、これらを目指すために策定した計画です。	
	計画期間	令和2年度（2020年度）～令和11年度（2030年度）
	主担当課	用地課

計画名	計画概要	
伊勢市道路整備プログラム	都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進するとともに、整備着手時期の目標を示すことにより計画的な土地利用を可能とするため、各路線の整備の重要度を整理し、市が事業主体となる市道について、整備時期の目標を示すことを目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）
	主担当課	基盤整備課
伊勢市橋梁長寿命化修繕計画	高齢化を迎える橋梁に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となり、適切な維持管理が困難となることから計画的な橋梁の維持管理を行い、合理的かつ効果的に橋梁を維持してくための取組が不可欠となります。そこで、従来の事後保全型から予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図るために策定した計画です。	
	計画期間	平成25年度（2013年度）～令和44年度（2062年度）
	主担当課	基盤整備課
伊勢市トンネル長寿命化修繕計画	長期的な展望を見据えて、応急的かつ部分的な対策ではなく、建設当初の機能回復又は現在の要求性能の確保を目的とした計画的な維持管理を実践することにより、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年度（2013年度）～令和44年度（2062年度）
	主担当課	基盤整備課
伊勢市公園施設長寿命化計画	都市公園におけるストックマネジメントは、多種・多様で膨大な数の公園施設を対象とすることが特徴であるが、全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で、効率的に行っていくことが求められています。 さらに長期的な視点から、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識し、公園施設の維持管理コストの縮減を図るために策定した計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）
	主担当課	基盤整備課
伊勢市地域公共交通計画	国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、将来のまちづくりを見据え、あらゆる関係者と連携しながら、交通に関わる環境負荷の低減や日常の楽しいおでかけと円滑な移動、観光振興等を実現する公共交通ネットワークを維持するために策定する計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
	主担当課	交通政策課
伊勢市都市ポンプ場長期補修計画	ポンプ設備等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～令和58年度（2076年度）
	主担当課	維持課
伊勢市排水樋門等保全計画	排水樋門等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～令和59年度（2077年度）
	主担当課	維持課
伊勢市営住宅等長寿命化計画	住民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、市営住宅の効率的かつ円滑な維持管理の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、良質なストックを効果的に長期活用するための方針を定め、長寿命化による更新コストの削減を図るために策定した計画です。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）
	主担当課	住宅政策課
第２期伊勢市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針を明確にし、地域と連携しながら、空家等の適正管理や活用の促進を図るとともに、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進するために策定した計画です。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	住宅政策課
伊勢市建築物耐震改修促進計画（第三次計画）	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
	主担当課	住宅政策課

計画名	計画概要	
伊勢市景観計画	景観法に基づき、市の景観形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観形成の誘導方針を明確にし、良好な景観形成に関する方針とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成21年度（2009年度）～
	主担当課	都市計画課
伊勢市水道事業ビジョン	水道事業が現在抱える課題に対して、中長期的視点に基づき将来あるべき理想像を示すとともに、その理想像を具体化するための取組を示した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	上水道課
伊勢市下水道事業経営戦略	人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、今後の整備・更新を見据えた投資とその財源見通しの試算を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを目的に策定した計画です。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）
	主担当課	上下水道総務課
流域関連伊勢市公共下水道事業計画	生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的達成のために、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で整備する施設を定めることに加え、施設の点検頻度・方法を示すとともに、施設の設置及び機能の維持に関する方針等を定めた計画です。	
	計画期間	平成21年度（2009年度）～令和9年度（2027年度）
	主担当課	下水道課
勢田川流域等浸水対策実行計画	浸水被害軽減のため、勢田川、桧尻川流域等の河川整備や下水道整備等の考えられる浸水対策を検討し、整備や施策の早期効果の発現や実現性（実施可能時期）等を考慮し、短期・中長期の計画に基づき、関係機関（伊勢市、三重県、国土交通省）が連携してハード・ソフト対策を一体的に取り組むための計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～中長期計画（20～30年後）
	主担当課	監理課

分野８　市役所運営

計画名	計画概要	
情報提供のガイドライン	市民が知りたいであろう行政情報や、市から市民に知ってほしい情報、市民が入手することにより官民協働による行政運営が期待できる情報などを選び、市民に提供していく仕組みを示し、多様な手法による情報提供を総合的に推進するためのガイドラインです。	
	計画期間	平成19年（2007年）～
	主担当課	広報広聴課
伊勢市公共施設等総合管理計画	人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、将来、学校などの公共施設及び道路や上下水道施設などのインフラ資産に係る更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現するため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方などを示した計画です。	
	計画期間	平成27年度（2015年度）～令和26年度（2044年度）
	主担当課	資産経営課
伊勢市施設類型別計画	公共施設等総合管理計画の実施計画として、公共施設とインフラ資産における各施設の今後の管理方針を示した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～令和26年度（2044年度）
	主担当課	資産経営課
伊勢市指定管理者制度導入指針	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入についての基本的な考え方、取組方針をまとめた指針です。	
	計画期間	平成18年（2006年）～
	主担当課	資産経営課

計画名	計画概要	
伊勢市人口ビジョン	人口の現状及び産業動向を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、本市の課題と潜在する可能性を整理したうえで、2060年までの目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。	
	計画期間	平成27年（2015年）～（※令和2年3月改訂）
	主担当課	企画調整課
第３次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。	
	計画期間	令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	企画調整課
第２期 伊勢市デジタル行政推進ビジョン	人口減少に伴う職員減少の時代においては、業務を根本から見直し効率的な環境を整えることが重要であることから、真のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化を実現し、職員が心のゆとりをもって市民が求めるサービスを提供するための基本方針等を定めたものです。	
	計画期間	令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）
	主担当課	デジタル政策課
伊勢市人材育成・確保基本方針	地域を取り巻く環境や、地方自治体・地方公務員に係る法制度等が変化していることから、これまでの基本方針に「人材確保」や「職場環境の整備」についての視点を追加し、職員一人ひとりの能力開発・向上やキャリアアップを通じて、組織力を高め、行政サービスの向上や魅力ある地域社会の実現へつなげることを目的に、策定した方針です。	
	計画期間	令和7年（2025年）～令和11年（2029年）
	主担当課	職員課
伊勢市業務継続計画	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。	
	計画期間	平成29年（2017年）～
	主担当課	危機管理課
伊勢市国民保護計画	国民保護法に基づき、台風や地震といった自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロといった有事にも的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成19年（2007年）～
	主担当課	危機管理課
伊勢市危機管理計画	本市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産の被害又は軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成20年（2008年）～
	主担当課	危機管理課

8　参考資料

資料１　第３次伊勢市総合計画基本構想

第３次伊勢市総合計画　基本構想

○まちづくりの基本理念

古来、気候風土が穏やかなこの伊勢の地は、風光明媚で海、山、里の幸に恵まれ、「美し国[1]」と呼ばれてきました。先人たちが守り続けてきた自然や伝統、培われてきた文化やおもてなしの心、そしてそれらが醸成するまちの誇りを受け継ぎ、さらに次世代へ継承していくことが、今を生きる私たちの責務です。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展等が招く生活への不安や、予測される地震などの自然災害への不安を解消し、安心できるまちづくりが必要となっています。

そして何よりもまちづくりの主役である市民[2]が、伊勢のまちに誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくることが必要です。

「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、３つの「まちづくりの基本理念」を次のとおり掲げます。

①私たちが担うまち　～伊勢人[3]の心意気～

伊勢のまちでは、鳥居前町として発展してきた「宇治」や「山田」で、古くから自治組織が設立されるなど、独自のまちづくりが行われてきました。その気風を現在に引き継ぎ、各地においては、地域の特性を生かした様々なまちづくりが展開されています。

まちづくりは、市民の幸せを実現するものであり、市民が主役となり、主体的に進めていくことが基本です。まちの課題を自らの課題として受け止め、その課題解決に向けてそれぞれが持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することによって、活力に満ちた個性豊かで魅力的なまちを実現することができます。

市民と行政がお互いに役割を認め合うなかで、市民誰もが主体者として活躍できるまちを目指します。

1　美し国：日本書紀に『天照大神、倭姫の命におしえて曰く「この神風の伊勢の国は常世の浪の重浪（しきなみ）帰（よ）する国なり、かた国の美し国なり、この国に居（お）らむとおもう」とのたまう。』とあり、当地域のことを指します。

2　市　民：本基本構想では、住民だけでなく、事業者、市内在勤者・在学者及び市内で活動する団体等も含んだ広い意味で捉えています。

3　伊勢人：市民を指しています。ここでは強調して“伊勢人”と呼びます。

②人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち ～おかげさまの心[4]～

全国の人々をお迎えする伊勢のまちは、人々の交流を支えに時代と共に歩んできました。

人と人との交流は、様々な分野の活動に刺激を与え、まちを動かす大きな活力を生み出します。まちが発展し、いつまでも魅力的であり続けるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

また、現在の地域社会は、少子高齢化や人口減少、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などにより、地域住民相互のつながりが希薄化し、地域社会で支えあう力が弱まりつつありますが、大規模災害の発生時など様々な場面では、人と人との強い結びつきが安心の基盤となります。助け合える地域のつながりにより人々は安心して住み続けることができます。

時代とともに培われた「おもてなしの心」や、家族・地域・社会における「思いやりの心」「支えあいの心」を大切にし、「おかげさまの心」を育む人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまちを目指します。

③地域の誇りをつなぐまち ～神宮ゆかりの地～

神宮ゆかりの地としての歴史的・文化的資産、伊勢志摩国立公園の自然資源、その知名度、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはないものであり、伊勢へ人を惹きつける求心力となっています。

常に原点に立ち帰りながら、絶えず新たに生まれ変わり続ける神宮の式年遷宮のように、先人から受け継いだこの豊穣の地を次世代へとつなぎ、これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指します。

○まちの将来像

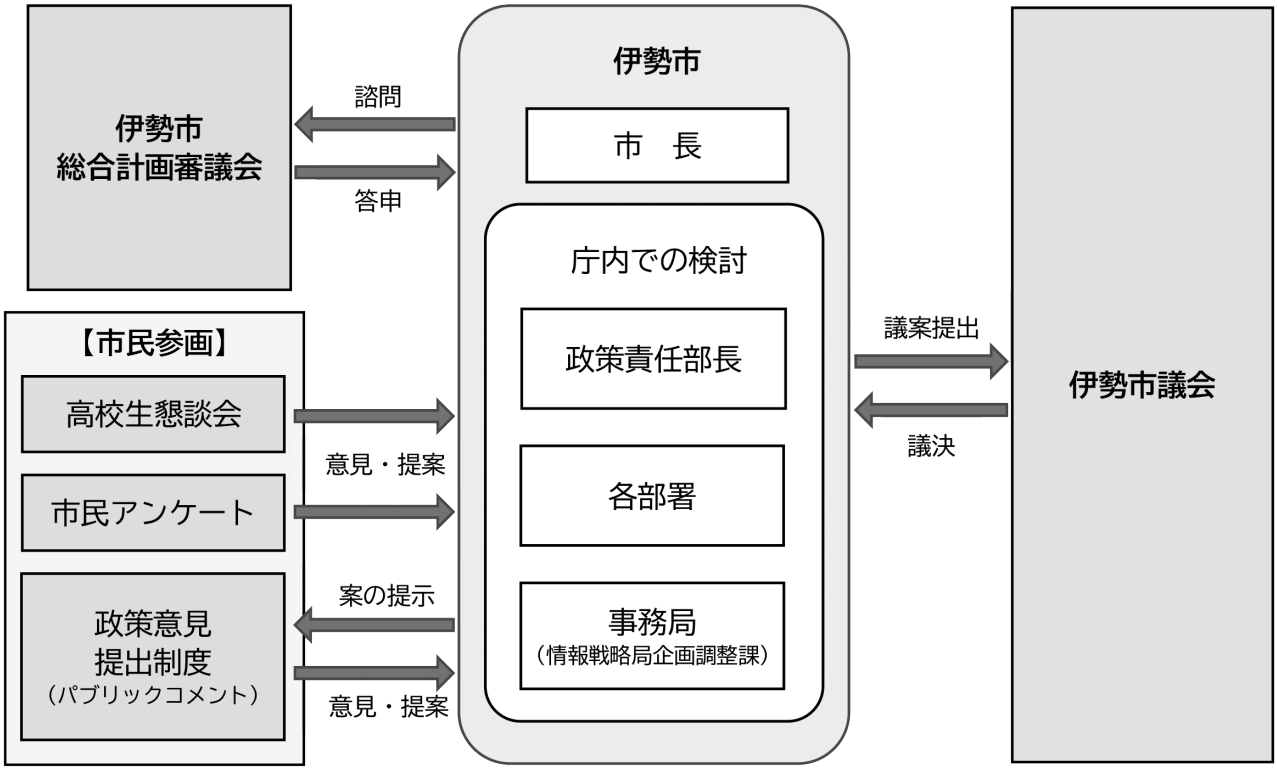
３つの「まちづくりの基本理念」を踏まえ、人と人、地域と地域、過去と未来をつなぎ、本市が目指すまちの将来像を以下に定めます。

つながりが誇りと安らぎを育む　魅力創造都市　伊勢

4　おかげさまの心：本基本構想では、いつもまわりの人々との絆や環境に支えられているという感謝の心を指します。

資料２　策定の経過

１　策定体制



２　伊勢市議会

議　会		内　容
令和６年度	令和７年２月13日　総務政策委員会	・第３次伊勢市総合計画後期基本計画の策定について
令和７年度	令和８年２月９日　産業建設委員会協議会	・第３次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について
	令和８年２月10日　教育民生委員会協議会	
	令和８年２月12日　総務政策委員会	
令和８年度	令和８年６月１日　総務政策委員会	・第３次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの結果について
	６月定例会 令和８年６月15日　議案提出 令和８年７月１日　議案可決	・第３次伊勢市総合計画後期基本計画の策定について

3　伊勢市総合計画審議会

（1）審議会開催

年　月　日		会議の名称	内　容
令和7年度	令和７年７月９日	第１回審議会	・第３次伊勢市総合計画・後期基本計画の策定について（諮問）
	令和７年10月14日	第２回審議会	・第３次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）について
	令和７年12月２日	第３回審議会	・第３次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）について
	令和７年12月23日	第４回審議会	・第３次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）について
令和8年度	令和８年４月23日	第１回審議会	・第３次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）について

・諮問　令和７年７月20日
・答申　令和８年５月１日

（2）伊勢市総合計画審議会委員名簿

（五十音順、敬称略）

役職	氏名	所属団体等	委員区分
会長	板井　正斉	皇學館大学文学部　教授	学識経験者
副会長	村田　典子	伊勢商工会議所　副会頭	公共的団体等の代表者
委員	伊坂　弘子	伊勢市環境会議	公共的団体等の代表者
委員	伊藤　良栄	三重大学教育推進・学生支援機構　准教授	学識経験者
委員	河井　英利	伊勢農業協同組合　常務理事	公共的団体等の代表者
委員	下野　功純	伊勢市総連合自治会　会長	公共的団体等の代表者
委員	鈴木　まき	伊勢地区医師会　理事	公共的団体等の代表者
委員	竹澤　尚美	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会地域福祉課　課長	公共的団体等の代表者
委員	西村　幸泰	連合三重伊勢志摩地域協議会　議長	公共的団体等の代表者
委員	林　孝昭	三重県 南勢志摩地域活性化局　副局長	関係行政機関の職員
委員	藤本　美保子	伊勢市女性団体連絡協議会　幹事	公共的団体等の代表者
委員	藤原　寛仁	三重交通株式会社伊勢営業所　所長	その他市長が必要と認める者
委員	村田　久実	公益社団法人伊勢市観光協会　理事	公共的団体等の代表者
委員	森口　留美子	特定非営利活動法人みえ防災市民会議	公共的団体等の代表者
委員	山本　政善	伊勢市ＰＴＡ連合会　幹事	公共的団体等の代表者

（令和８年４月１日現在）

（３）諮問書

07企　第685号
令和７年７月９日

伊勢市総合計画審議会会長　様

伊勢市長　鈴木　健一

第３次伊勢市総合計画 後期基本計画について（諮問）

第３次伊勢市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、伊勢市総合計画条例第８条第１項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（４）答申書

令和８年５月１日

伊勢市長　鈴 木 健 一　様

伊勢市総合計画審議会　会長　板井正斉

第３次伊勢市総合計画 後期基本計画について（答申）

令和７年７月９日付け 07 企第 685 号で諮問のありました第３次伊勢市総合計画 後期基本計画について、本会議で審議を重ねた結果、適当であることを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について留意されるよう意見を付します。

記

１　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定する重要性を認識し、全施策において人口減少対策の視点を持ち、子育て支援や誰もが自分らしく暮らせる環境の充実等により人口減少の流れを抑制するとともに、スマートシティの推進をはじめとするデジタル技術の活用等により、人口減少下においても将来にわたり持続可能な都市基盤を確立すること。

２　複雑化する地域課題の解決に向け、庁内の横断的連携はもとより、市民や多様な主体との対話を通じた協働を深め、一体となってまちづくりを推進すること。

３　計画に定める指標による定量的評価、及び、市民から寄せられる声などを基にした定性的評価により、現状の把握や事業の効果測定に努めること。

４　変化が激しい時代であることを踏まえ、計画の進行管理にあたっては前例等にとらわれることなく、状況に応じた柔軟かつ迅速な対応を図ること。

５　本会議の審議過程において議論された個別具体の取組に対する意見や提案等を考慮し、各種施策の推進に努めること。

4 市民参画

（1）高校生懇談会

	明野高等学校	宇治山田高等学校	伊勢工業高等学校	伊勢高等学校
開催日	令和７年７月７日	令和７年７月11日	令和７年７月22日	令和７年11月21日
参加単位（人数）	生徒会（６人）	２年４組（40 人）	建築研究部（９人）	ダンス部（30 人）
懇談テーマ	高校生と地域のかかわりについて	高校生が考える“魅力的なまち”について		
進行	皇學館大学生１人	皇學館大学生２人	皇學館大学生１人	市職員１人

（2）市民アンケート

①実施期間　令和７年８月 25 日～令和７年９月 14 日

②調査対象　市内にお住いの平成 22 年４月１日以前にお生まれの方（令和７年度中に 16 歳以上となる方）

③抽出方法　住民基本台帳から無作為抽出により 3,300 人を抽出

④調査方法　配布：郵送
回収：郵送またはインターネット

⑤調査項目　①市民自治、国際交流、男女共同参画、人権
②障がい者福祉、高齢者福祉、生活の中での困りごと、こころの健康
③運動・スポーツ
④文化芸術活動
⑤図書館
⑥ごみ減量・資源化、温暖化防止
⑦防災
⑧観光、商業、地産地消
⑨交通環境、公園、住宅、中心市街地
⑩情報端末、広報活動、市役所の接遇
⑪まちづくり、住みやすさ
⑫市役所の取組

⑥回答結果　回答者数：1,228 人
回 答 率：37.2%

（3）政策意見提出制度（パブリックコメント）

①対象　第３次伊勢市総合計画後期基本計画（案）

②意見提出の対象者　伊勢市内に在住、通勤又は通学されている人など

③意見募集の期間　令和８年２月 26 日（木）～令和８年３月 26 日（木）

④意見募集の結果　意見数 35 件（意見人数 15 人）

資料３　関係例規

○伊勢市総合計画条例

平成29年３月31日
条例第８号

（趣旨）
第１条　この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　総合計画　市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
（２）　基本構想　市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。
（３）　基本計画　基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。
（４）　実施計画　基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
（総合計画の策定）
第３条　市は、総合計画を策定するものとする。
（総合計画との整合）
第４条　市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。
（議会の議決）
第５条　市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
２　前項の規定は、基本計画において定める施策の基本的な方針について準用する。
（公表）
第６条　市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。
（総合計画の進行管理）
第７条　市長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を公表するものとする。
（伊勢市総合計画審議会）
第８条　総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
２　審議会は、委員15人以内で組織する。
３　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　学識経験のある者
（２）　公共的団体等の代表者
（３）　関係行政機関の職員
（４）　その他市長が必要と認める者

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、再任されることができる。
６　審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。
（伊勢市総合計画審議会条例の廃止）
２　伊勢市総合計画審議会条例（平成 26 年伊勢市条例第３号）は、廃止する。
附　則（令和元年７月３日条例第 12 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢市総合計画審議会規則

平成28年７月27日
規則第55号

（趣旨）
第1条　この規則は、伊勢市総合計画条例（平成29年伊勢市条例第８号）第９条の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長及び副会長）
第２条　審議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
（会議）
第３条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
３　審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第４条　審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。
（委任）
第５条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成29年３月31日規則第28号）
この規則は、平成29年４月１日から施行する。



第３次伊勢市総合計画　後期基本計画

令和８年７月

発　行：伊勢市
編　集：伊勢市情報戦略局企画調整課

〒516-8601
三重県伊勢市岩渕1-7-29
TEL:0596-21-5548
FAX:0596-21-5522
E-mail:kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp